



財務省

白書
ベトナム
税務
2026

初版

ベトナム語オリジナル版よりデロイトベトナムが翻訳。



財務省
税務当局



白書
ベトナム税制 2026

白書ベトナム税務 2026 は、財務省税務当局の許可を受け、デロイトベトナムにより日本語に翻訳されています。

ハノイ、2026 年 6 月

大臣メッセージ

世界経済および地域経済が急速かつ広範に変動し、予測困難な状況が続く中、ベトナムはマクロ経済の安定、成長の促進、国家競争力の向上、持続可能な発展という目標を堅持しています。これらの目標の実現に貢献するため、国家財政システム全般、特に税制は、国家予算資源の効果的な動員と配分、透明で円滑な投資・ビジネス環境の構築、国家財政の近代化において特別な役割を果たしています。

近年、ベトナム税制は、制度、政策、組織モデル、管理方法、サービス品質のすべてにおいて、継続的な革新、改革、包括的な近代化を進めてきました。行政手続きの改革の推進、デジタルトランスフォーメーション技術、ビッグデータの応用は、国民と企業を中心とした、透明で専門的かつ効率的な税務管理の基盤を徐々に形成しています。

新たな発展段階に入り、財務省は、先進的な国際基準に近づけるための、強力で包括的かつ広範な税制改革を引き続き推進し、デジタル経済、グリーン経済の発展要件、およびますます深化する国際統合のプロセスに対応するため、税務当局、国際機関との協力を積極的に進めていくことを約束します。

「ベトナム税制白書 2026」は、財務省・税務総局により公表され、ベトナムの税制政策、税務管理業務および税務システムの改革・近代化の進展に関する全体的な情報を提供するために、財務省・税務総局が発行する出版物です。この出版物は、達成された成果、提起された課題、および今後の改革の方向性を反映するだけでなく、現代的で効率的、持続可能で統合された国家財政を構築するための、財務省の公表、透明性、および強力な革新へのコミットメントの精神を示しています。

財務省・税務総局は、ベトナム税制の改革・近代化のプロセスにおいて、企業コミュニティ、国民、国内外の組織からの継続的な協力、支援、責任ある貢献を期待しています。

はじめに

ベトナム税制改革戦略 2030 の最初の 5 年間の実施期間を経て、ベトナム税制白書 2026 は編纂されました。公式データソースからの情報を収集・体系化することを基盤として、ベトナム税制白書 2026 は、ベトナム税制の形成と発展の過程、現行の税制、税務管理の成果、リスク管理と脱税防止、税務部門のデジタルトランスフォーメーションと近代化、税務管理モデルの革新、および 2026 年から 2030 年の開発方向に関する基本的な情報を提供します。

国家の財源動員、マクロ経済調整、持続可能な発展促進のための国家の重要なツールの一つとして、ベトナム税制は、政策、組織体制、管理方法の両面で継続的に改善されてきました。近年、デジタルトランスフォーメーション、税務管理の近代化、行政手続きの改革のプロセスは、多くの重要な変化を生み出し、国家統治の有効性と効率性の向上、納税者の便宜、およびますます深化する国際統合の要件への対応に貢献しています。

この出版物は、国家管理機関、国際機関、企業コミュニティ、投資家、教育機関、研究者、およびベトナムの税務分野に関心のある組織や個人による調査、検索、参考のニーズに応えるために編纂されました。同時に、ベトナム税制に関する情報の公開性、透明性、アクセス可能性を高めるための公式情報源でもあります。

ベトナム税制白書 2026 は、7 つの章で構成されています。

- 第 1 章 ベトナム税制の背景と役割
- 第 2 章 現行税制の概要
- 第 3 章 税務管理の成果
- 第 4 章 リスク管理と脱税防止
- 第 5 章 デジタルトランスフォーメーションと税務当局の近代化
- 第 6 章 税務管理モデルの変革
- 第 7 章 2026 年から 2030 年までの方向性

ベトナム税白書が編纂・公表されるのは今回が初めてです。財務省税務総局は、今後の公表において、本出版物の内容、提示方法、情報品質をさらに向上させるため、各機関、組織、専門家、研究者、企業コミュニティ、国内外の読者からの意見交換や提案を歓迎します。ご意見につきましては、以下の宛先までお寄せください。

住所：ハノイ市ハイ・バ・チュン区グエン・コン・チュー通り 1A 番地 税務総局、又は、

E メール：SachtrangCucThue@gdt.gov.vn

目次

大臣メッセージ.....	2
はじめに	3
表・図一覧.....	6
略語・専門用語集	9
第 1 章.....	13
ベトナム税制の背景と役割	13
1. 税務部門の背景と発展プロセス	13
2. 税制システムの改革と近代化のプロセス	13
3. 経済および国家財政における税金の役割	16
4. 税務管理政策.....	18
5. 現代の税務管理のトレンド	21
第 2 章.....	24
現行税制の概要	24
1. 所得に課される税金	26
2. 商品・サービス消費に対する税金	30
3. 特殊税.....	32
4. 税務管理方針	34
5. 国際税務協力.....	36
第 3 章.....	40
税務管理業務の成果	40
1. 国家予算歳入の徴収結果	40
2. プロセスに基づく税務管理.....	49
3. 税務申告者への広報・支援業務.....	63
4. 納税者の満足度評価	71
5. 行政手続き改革業務.....	73
第 4 章.....	75
リスク管理及び税務詐欺の防止	75
1. 税務管理におけるリスク管理・リスク監視の適用に関する法的根拠.....	75
2. コンプライアンス・リスク管理フレームワークの概要	76
3. リスクと税務詐欺行為の特定.....	77
4. リスク管理ツールと方法.....	79
5. 2021 年～2025 年における税務調査・税務検査の結果	81
6. 税務不正防止・対策.....	84

第 5 章	93
デジタルトランスフォーメーションと税務当局の近代化	93
1. デジタル変革と近代化の成果	93
2. 主要なデジタルトランスフォーメーションの取り組み	101
第 6 章	105
税務管理モデルの変革	105
1. 税務管理モデル変革の背景と方針	105
2. 税務管理モデルの変革	106
3. 新しい税務管理モデルの効果的な運用条件	108
4. 法人税務管理	110
5. 個人事業主および個人事業者の税務管理	115
第 7 章	120
2026 年から 2030 年までの方向性	120
1. 2021 年～2025 年期の税制の経済・社会への影響	120
2. 2030 年までの戦略目標	121
3. 2030 年までの税制政策の整備に向けた方向性	122
4. 税務管理の近代化	123
5. 歳入徴収および税務管理に関する重点的解決策（2026 年～2030 年）	132
結論	135

表・図一覧

以下のリストは、本文中で使用されているすべての表と図をまとめたもので、番号順および各章での出現順に配置されており、検索に便利です。

番号	表/図のタイトル
表 1.1	税務当局組織改革の進捗 2017 年～2025 年
表 1.2	2025 年 7 月 1 日からの税務当局組織モデル
表 3.1	税務当局が管理する国家予算歳入の規模（2021 年～2025 年）
図 3.2	税務当局が管理する国家予算歳入（2021 年～2025 年）
表 3.3	歳入構造の比較：歳入項目別、税目別（2021 年および 2025 年）
図 3.4	法人所得税および国内国家予算総歳入の構造（2021 年～2025 年）
図 3.5	付加価値税による歳入（2021 年～2025 年）
図 3.6	個人所得税による歳入（2021 年～2025 年）
図 3.7	特別消費税による歳入（2021 年～2025 年）
図 3.8	環境保護税による歳入（2021 年～2025 年）
図 3.9	天然資源税による歳入（2021 年～2025 年）
表 3.10	地域別国家予算歳入構造
表 3.11	経済部門別国家予算歳入構造
図 3.12	電子商取引およびその他のデジタル経済からの歳入
表 3.13	税務申告指標（2021 年～2025 年）
表 3.14	電子申告および納税登録結果（2021 年～2025 年）
表 3.15	付加価値税還付結果（2021 年～2025 年）
表 3.16	税務調査および検査結果（2021 年～2025 年）
表 3.17	強制執行決定件数および滞納通知件数（2021 年～2025 年）
図 3.18	税金回収および滞納指標（2021 年～2025 年）
図 3.19	苦情処理業務の概要（2021 年～2025 年）
表 3.20	苦情申し立て処理結果（2021 年～2025 年）

番号	表/図のタイトル
表 3.21	税務管理プロセス効率指標の総括（2025 年対目標）
表 3.22	税制改革戦略（2021 年～2025 年）目標達成結果
表 3.23	納税者支援業務結果総括（2021 年～2025 年）
表 3.24	満足度指標（7 つの要素別） - 全業種（2025 年）
表 3.25	納税者の満足度指標
表 4.1	リスクグループと一般的な違反行為
表 4.2	データシステムとリスク分析技術
表 4.3	税務調査および検査結果（2021 年～2025 年）
表 4.4	付加価値税還付後の検査結果（2021 年～2025 年）
表 4.5	移転価格および関連者取引の調査・検査結果（2021 年～2025 年）
表 4.6	刑事訴追勧告書類の移送結果
表 5.1	ベトナム税務部門の IT 全体アーキテクチャ
表 5.2	納税者向け IT システムに関する情報
表 5.3	データ交換接続結果
表 5.4	電子請求書データ
表 5.5	電子請求書導入モデル
表 5.6	POS レジから発行される電子請求書モデル
図 6.1	電子請求書の累積規模（年次推移）
表 6.2	税務部門の主要データベース連携パートナー
表 6.3	企業規模別税務管理
表 6.4	海外サプライヤーの申告・納税額（ポータル経由）
表 6.5	電子商取引税務管理モデル
表 7.1	税制の経済・社会への影響年次（2021-2025 年）
表 7.2	2030 年戦略目標と 2025 年の現状
表 7.3	2030 年までの税制政策の改善方向

番号	表/図のタイトル
表 7.4	税務管理改革の指標
表 7.5	2030 年までの税務部門 IT 応用指標
表 7.6	税金登録、申告、納付、免税、減税、還付、税務統計、税務会計制度の刷新・能力向上計画（2030 年まで）
表 7.7	納税者検査の刷新・能力向上計画（2030 年まで）
表 7.8	税金債務管理および徴収の刷新・能力向上計画（2030 年まで）
表 7.9	国際統合と競争力向上への方向性

略語・専門用語集

本資料では、技術的な正確性と国際的な慣行への適合性を確保するため、一部の専門用語についてベトナム語名と並行して英語名を使用しています。以下の表は、よく使われる略語と専門用語を説明したものです。

略語／用語		
AANZFTA	ASEAN-Australia-New Zealand Free Trade Area	アジア・オーストラリア・ニュージーランド自由貿易協定
ACFTA	ASEAN-China Free Trade Area	アジア・中国自由貿易協定
AFT	Asia Forum on Tax / Asian Initiative	アジア税務フォーラム／アジア・イニシアティブ
AFTA	ASEAN Free Trade Area	アジア自由貿易地域
AHKFTA	ASEAN-Hong Kong, China Free Trade Area	アジア・香港（中国）自由貿易協定
AIFTA	ASEAN-India Free Trade Area	アジア・インド自由貿易協定
AJCEP	ASEAN-Japan Comprehensive Economic Partnership	アジア・日本包括的経済連携協定
AKFTA	ASEAN-Korea Free Trade Area	アジア・韓国自由貿易協定
APA	Advance Pricing Agreement	事前確認価格合意（APA）
API	Application Programming Interface	システム間の接続・データ交換に使用されるアプリケーションプログラミングインターフェース
ASEAN	Association of Southeast Asian Nations	東南アジア諸国連合
BEPS	Base Erosion and Profit Shifting	税源浸食と利益移転 - OECD/G20 の国際的租税回避対策プログラム
CbC MCAA	Country-by-Country Multilateral Competent Authority Agreement	国別報告書（CbCR）の多国間税務当局間協定
CEPA (Vietnam - UAE)	Comprehensive Economic Partnership Agreement	ベトナム・アラブ首長国連邦（UAE）包括的経済連携協定
CIC	Citizen Identity Card	国民 ID カード
CIT	Corporate Income Tax	法人所得税

略語／用語		
CPTPP	Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership	包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定
DTA	Double Taxation Agreement	二重課税防止協定（ベトナムとパートナー国/地域間）
E-Commerce	Electronic Commerce	電子商取引
EFTA	European Free Trade Association	欧州自由貿易連合
E-Invoice	Electronic Invoice	電子インボイス
eTax / eTax Mobile	E-commerce Portal for Households and Individual Businesses	個人・個人事業主向け電子課税ポータル
EUR	Euro	ユーロ
EVFTA	EU-Vietnam Free Trade Agreement	EU・ベトナム自由貿易協定
FDI	Foreign Direct Investment	外国直接投資
FTA	Free Trade Agreement	自由貿易協定
G20	Group of Twenty	主要 20 か国・地域
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
GIZ	Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit	ドイツ国際協力公社
IF	Inclusive Framework	OECD/G20 の税源浸食・利益移転（BEPS）対策実施のための包摂的枠組み
IMF	International Monetary Fund	国際通貨基金
IT	Information Technology	情報技術
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
KOL/KOC	Key Opinion Leader / Key Opinion Customer	ソーシャルメディア上のインフルエンサー/影響力のある顧客
LGSP	Local Government Service Platform	財務省の統合・共有共通データプラットフォーム

略語／用語		
MAAC	Multilateral Convention on Mutual Administrative Assistance in Tax Matters	税務分野における相互行政支援に関する多国間条約
MAP	Mutual Agreement Procedure	二重課税防止協定に関する紛争解決のための二国間協定
MLI	Multilateral Instrument	BEPS 対策のために租税条約関連措置を実施するための多国間条約
OECD	Organization for Economic Co-operation and Development	経済協力開発機構
PIT	Personal Income Tax	個人所得税
PS/NPSP	Public Services/National Public Services Portal	公共サービス／国家公共サービス・ポータル
RCEP	Regional Comprehensive Economic Partnership	地域的な包括的経済連携協定
SCT	Special Consumption Tax	特別消費税
TADAT	Tax Administration Diagnostic Assessment Tool	IMF 税務行政診断評価ツール
TIN	Tax Identification Number	納税者番号
TMS	Tax Management System	税務管理システム
TPR / TTR / Itnk	Application softwares to support risk assessment and tax audit of the tax authorities	税務部門のリスク分析および税務検査業務を支援する IT アプリケーション
UKVFTA	UK-Vietnam Free Trade Agreement	ベトナム・英国自由貿易協定
USD	United States Dollar	米ドル（通貨単位）
VAT	Value Added Tax	付加価値税
VCCI	Vietnam Chamber of Commerce and Industry	ベトナム商工会議所
VCFTA	Vietnam-Chile Free Trade Agreement	ベトナム・チリ自由貿易協定
VIFTA	Vietnam-Israel Free Trade Agreement	ベトナム・イスラエル自由貿易協定

略語／用語		
VJEPA	Vietnam-Japan Economic Partnership Agreement	ベトナム・日本経済連携協定
VKFTA	Vietnam-Korea Free Trade Agreement	ベトナム・韓国自由貿易協定
VN-EAEU FTA	Vietnam-Eurasian Economic Union Free Trade Agreement	ベトナム・ユーラシア経済連合自由貿易協定
VNeID	Vietnam Electronic Identification application	ベトナム電子本人確認アプリ

アルファベット順に並べられた略語表。英語の用語は、文書に初めて登場する際に元のまま保持され、括弧内のベトナム語の説明またはこの表で補足されます。

第 1 章

ベトナム税制の背景と役割

1. 税務部門の背景と発展プロセス

1945 年 9 月 10 日、ベトナム民主共和国臨時政府は、「関税および間接税局」の設置に関する布告第 27 号を公布しました。財務省に 所属するこの布告は、ベトナム革命税務部門の誕生の節目となりました。民族解放闘争、国家統一、戦後経済の復興および経済発展の各段階を経て、財政・税制は徐々に強化・整備され、常に経済の大きな動きと国家の発展要求に寄り添ってきました。

抗戦中、財政・税制 は、予算徴収を組織すると同時に、公債、独立基金、抗戦基金などの形式を通じて国民の拠出を呼びかけました。国家統一後、財政・税制 は組織を整備し、全国規模で統一的な管理メカニズムを確立しました。税制と予算徴収制度は段階的に調和され、国家財政管理の基盤が築かれました。多くの困難を伴う戦後において、財政・税務部門は国の再建のための資源動員に注力すると同時に、経済調整、社会資源の分配、国防・安全保障の確保という役割を果たしました。

社会主義市場経済への移行と国際統合が進む中で、革新の時代に入り、税務部門は戦略的段階ごとに包括的な改革プログラムを実施しました。

2. 税制システムの改革と近代化のプロセス

80 年の形成と発展の歴史、特に 1975 年の国家統一後、そして 1986 年を重要な節目とする経済の包括的な革新に着手して以来、ベトナムの税制は経済発展と国際的な慣行に適合するように、絶えず改革と改善を重ねてきました。改革プロセスは 4 つの主要な段階に分けられます。

- 1990 年から 2000 年までの段階：税制の構築と法制化に注力。
- 2001 年から 2010 年までの段階：税務管理の改革、国際統合の拡大。
- 2011 年から 2020 年までの段階：税務管理の近代化と行政手続きの改革。
- 2021 年から 2030 年までの段階：包括的なデジタルトランスフォーメーション、近代的な税務ガバナンスの構築。

税務部門の建設と発展の各段階は、ベトナム税制の近代化プロセスにおける重要な転換点を示していると言えます。中でも、これらの各時代の重要な歴史的足跡は、税務部門が「透明性・専門性・誠実性・革新性」という中核的価値観に沿って発展する上で重要な貢献をしました。

2.1. 1990 年～2000 年

1990 年から 2000 年にかけての期間は、ベトナムの税制改革の歴史において画期的な転換点となり、社会主義志向の市場経済への移行と改革の進展と結びついていました。税制は、多成分経済の発展要件に適合するように、統一的かつ同期的に構築され、運用されるようになりました。

刷新政策の進展の中で、売上税、利潤税、特別消費税、輸出税・輸入税などの一連の基幹的な税法が制定され、税制政策体系が法制化されました。これにより、生産・事業活動、商品の流通、輸出入、および投資誘致のための基本的な法的枠組みが整備されました。特に 1997 年には、付加価値税法と法人所得税法が制定され、（1999 年より適用）、売上税法と利得税法に取って代わり、ベトナムの税制改革における重要な変化を示しました。

この期間の税金は、予算への資源動員機能を発揮するだけでなく、国家の重要なマクロ経済調整ツールとしての役割を徐々に確立し、生産の奨励、対外経済の拡大促進、経済主体間の公平な競争環境の創出に貢献しました。税制改革の考え方も、行政的な徴収メカニズムから、透明性、安定性、国際的な慣行に適合する原則に基づいた税制構築へと大きく転換しました。

この期間の改革は、近代的な税制の基盤を築いただけでなく、税務当局がその後の国の統合と発展のプロセスに寄り添い、より広範な改革の時代に突入するための重要な基盤を置きました。

2.2. 2001 年～2010 年

2001 年から 2010 年の段階に進み、税制改革は、ベトナムが工業化、近代化、そしてますます深化する国際経済統合を推進する中で実施されました。特に 2007 年の世界貿易機関（WTO）加盟は重要な節目となりました。統合とともに、税制はベトナムの世界貿易機関加盟および自由貿易協定のコミットメントに適合するように段階的に調整されました。主要な税目は、投資の奨励、輸出の促進、競争力の向上、および国家予算のための持続可能な徴税基盤の拡大を目的として、引き続き改善されました。

この期間の最も顕著な節目の一つは、2006 年に初めて税務管理法が制定されたことです。これにより、ベトナムにおける税務管理の方法は、納税者による自己申告というメカニズムに基づく機能的な管理へと根本的に転換しました。申告、自己納付 税という方式へと移行しました。同時に、税務管理プロセスが構築・標準化され、透明性、専門性、および国際的な慣行との整合性が向上しました。

2.3. 2011 年～2020 年

2011 年から 2020 年の段階は、税務部門が管理の近代化と行政手続きの改革において、公開性、透明性、専門性、そして納税者中心のサービス提供を目指して力強い発展を遂げた時期として記録されています。2011 年から 2020 年の税制改革戦略を実施し、税制および税務管理は、社会主義市場経済体制に適合するように調和的に整備され、同時に国際基準に沿った管理方法の革新が推進されました。

この期間の顕著な特徴は、IT 技術の強力な応用と、登録、申告、納税から還付までの電子税務サービスの包括的な展開です。税務管理は、リスク管理手法の適用、業務プロセスの標準化、データ連携の強化

を段階的に進め、管理の有効性と効率性を向上させ、国民および企業のコンプライアンスコストを削減することに貢献しました。

同時に、税務部門の組織体制は、よりスリムで専門的な方向へと引き続き整備されました。査察、検査、納税者支援のための広報活動も全面的に刷新されました。この期間に達成された成果は、税務部門がデジタル経済とデジタル政府の時代における包括的なデジタルトランスフォーメーションの段階に進むための重要な基盤を築きました。

2.4. 2021 年～2030 年

2021 年から 2025 年までの 5 年間、税務部門は第 4 次産業革命と国家デジタルトランスフォーメーションの進展という背景の中で発展しています。一貫した目標は、現代的でスマート、透明性があり、納税者中心のサービスを提供する税務管理システムを構築することです。また、この時期は、経済規模の拡大、管理対象の数と複雑さの急速な増加に対応しながら、改革方針に従って組織をスリム化することが求められる時期でもあります。

この期間の最も顕著な成果は、電子税務システムがますます高品質になり、現代の税務管理の要求に役立っていることです。特に、eTax Mobile アプリケーションは、税務部門のデジタルトランスフォーメーションの過程における光明であり、数百万人の国民がデジタルプラットフォーム上で迅速かつ便利に納税義務を果たすことを可能にし、国家デジタルトランスフォーメーション賞を受賞しました。

さらに、全国規模での電子請求書の導入の成功は、税務部門の顕著な成果の一つとなり、より透明で効率的な税務管理に不可欠なデータ基盤を構築しました。税務管理システムは段階的にデジタル化され、ビッグデータ基盤上で運用され、リスク管理と人工知能を応用するデジタル税務機関の構築を目指しています。納税者に関する電子データベースの構築と、銀行、税関、国庫、および各省庁とのデータ連携は、経済活動の透明化、税務詐欺の防止、および納税者のコンプライアンスコストの削減に貢献しました。

制度の整備に関しては、税法制度は、特に法律第 108/2025/QH15 号（税務管理法）により、公平性、透明性、納税者の利便性向上を目指して引き続き強化されています。この新しい法律は、税務管理の方法、組織体制、デジタル環境での行政手続きの実施方法に至るまで、税務管理における包括的なデジタルトランスフォーメーションの方向性を制度化しています。同時に、完全なオンライン公共サービス、業務プロセスの自動化、および電子行政決定の法的有効性の確立のための法的根拠を整備しています。

それに伴い、ベトナムは国際統合の潮流に沿って税制を段階的に整備し、グローバル・ミニマム課税を実施するとともに、81 の租税条約を締結して国際税務協力ネットワークを拡大しています。これにより、投資環境の透明性と安定性の向上に寄与し、グローバル経済統合のプロセスにおけるベトナムの積極的な役割を強調しています。

2026 年から 2030 年の期間は、税務当局がデジタル時代における国家金融システムの先駆的な地位をさらに確固たるものにし、デジタル政府の構築に積極的に参加し、スマート政府を目指す期間となります。2030 年までに、スマート税務機関となり、国家デジタル経済インフラの一部として、ビッグデータに基づいた透明性、効率性、高度な自動化を実現し、最新技術を応用し、国際基準に近づくことを目指します。

3. 経済および国家財政における税金の役割

3.1. 税金 - 国家予算の主な収入源

税金とは、組織および個人が法律の規定に従って国家に納付しなければならない義務的な拠出金です。これは国家予算の最も主要で、安定的かつ持続可能な収入源であり、国家が経済・社会発展、国防・安全保障の確保、および国家管理機能の遂行に必要な財源を確保するための基本的な手段です。

歳入構造において、税金および手数料からの収入はますます大きな割合を占めるようになっており、天然資源および原油からの収入に依存した経済から、工業生産、サービス、デジタル経済に基づいた経済への移行プロセスを反映しています。

2021 年から 2025 年までの国家予算総収入は 9,922 兆ドンに達し、国家財政計画および公的債務管理・返済に関する 2021-2025 年期の国会決議第 23/2021/QH15 号で定められた目標の 119.5%に相当します。これは国内総生産（GDP）の約 18.8%に相当し、年平均成長率は 12.2%です。このうち、税務当局が管理する総収入は 8,569 兆ドン（内訳：国内収入約 8,277 兆ドン、原油収入約 291.7 兆ドン）と推定され、国家予算総収入の約 86.4%を占め、2016-2020 年期の 1.5 倍、2011-2015 年期の 2.5 倍に相当します。2025 年には、34 のすべての地方が割り当てられた予算を超えて達成しました。2025 年は、国会が割り当てた予算の 136.9%に相当する 2,357 兆ドンという記録的な収入規模を記録し、2024 年と比較して 32.2%増加しました。輸出入活動からの均衡収入（付加価値税還付額を差し引いた輸出入活動からの収入）は 1,313 兆ドンと推定され、国家予算総収入の 13.2%を占め、援助収入は 40.1 兆ドンと推定され、国家予算総収入の 0.4%を占めました。

8,569 兆 ドン	2021-2025 年期の税務当局が管理する国家予算総収入
-----------------------	--------------------------------------

3.2. 税金のコア機能

現代の税制は、国家の財政資源を確保し、経済を調整し、社会正義を保証するために、相互に絡み合い、補完し合うコア機能を同時に実行します。

税金のコア機能

①	国家予算のための財政資源の動員： 税金は国家予算の主な収入源であり、国家が経済・社会発展、国防・安全 保障、教育、医療、および社会 安全 保障のための任務を遂行するための財政資源を確保します。2021 年から 2025 年の期間において、税務当局が管理する総収入は 8,569 兆ドンと推定され、国家予算総収入の約 86.4%を占めています。
②	マクロ経済調整と発展方向付け： 税率、税制優遇措置、免税・減税・繰延税制の規定を通じて、国家は優先分野、産業、経済圏への投資を奨励し、消費を規制し（酒類、ビール、タバコ、自動車等への特別消費税）、環境を保護し（環境保護税）、国際統合を確保しています（自由貿易協定（FTA）に基づく輸出入税）。
③	所得の再分配を実施し、社会正義を確保する： 税金は、特に累進課税である個人所得税などを通じて、社会の異なる所得層や組織・個人間の所得を調整し、貧富の格差を縮小し、社会正義を確保するのに貢献します。
④	国際経済統合を促進する： ベトナムの税制は、国際公約に 沿って策定されており、約束されたロードマップに従った関税の削減・撤廃は、輸出入活動を円滑にし、FDI を誘致し、ベトナムがグローバルバリューチェーンにさらに深く参加することを促進しました。
⑤	環境 保護と持続可能な開発： 資源・環境関連税を通じて、国家は企業や消費者がより環境に優しい選択肢に移行することを奨励し、天然資源の採掘と利用を規制し、汚染活動を抑制し、持続可能な開発に向けた生産と消費を促進します。
⑥	輸出促進と国際競争力の向上： 付加価値税は、付加価値税のゼロ税率と仕入税額控除の仕組みを通じて輸出活動を奨励し、ベトナム製品が国際市場でより競争力を持つように貢献します。

4. 税務管理政策

4.1. 税務行政組織の改革プロセス

1990 年 8 月 7 日、政令 281-HDBT が公布され、中央から地方まで国家税収システム（中央の税務総局、省/市税務当局、区/県税務支局）の設立を正式にマークし、税務管理を他の行政機関から分離し、国有、工業・商業、農業部門を統合した財務省傘下の国家税務システムを構築しました。これにより、税務行政組織は統一的かつ専門的に運営され、税目ごとに徴収を管理するようになりました。

表 1.1 - 税務行政組織の改革プロセス

段階	主な改革内容	結果
2003 - 2007	税目別管理から機能別・対象別管理への税務行政組織の再編 →機能別・対象別管理を組み合わせた税目別管理。税務総局長補佐組織を課から班へ移行。省税務当局の課および市税務支局の係・チームを再編成（決定 218/2003/QD-TTg）。	全業種で 1,128 の組織 単位を削減
2007 - 2016	全般的な再構築と機能別専門化を段階的に実施（決定 76/2007/QD-TTg - 主に機能別管理モデル、税目別・対象別管理を組み合わせる。決定 115/2009/QD-TTg - 機能別管理モデル）。	全業種で 2,756 の組織 単位を削減
2017 - 2021	税務支局と税務チームを統合。税務総局の部署を削減。決議 18-NQ/TW に基づき組織単位をスリム化。	全業種で 2,485 の組織 単位を削減
2025 年 3 月	総局モデルの廃止： 中央レベル：税務 総局 → 税務 当局 地方レベル：省/市税務当局 → 地域税務支局 県レベル：税務 支局 → 県税務 （税務支局下の 2,886 チームを廃止）	4,000 以上の 組織単位から 746 の組織単 位に削減
2025 年 7 月	地方自治体 2 段階モデルに同期： 中央レベル：税務当局を維持 県レベル：地域税務署 → 県/市税務 基礎レベル：郡レベル税務部署 → 基礎税務	

4.2. 2025 年 7 月 1 日からの税務組織モデル

中央委員会決議第 18-NQ/TW（2017 年 10 月 25 日）「党中央委員会による組織機構の改革・再編に関する決議」、政治局結論第 160-KL/TW（2025 年 5 月 31 日）「二級地方政府モデルにおける組織機構再編任務の実施に関する政治局結論」に基づき、税務部門は総局モデルを廃止し、納税者をサービス中心とした、スリムで効果的かつ効率的な税務組織を構築しました。

表 1.2 - 2025 年 7 月 1 日からの税務組織モデル

レベル	部署	数量	主な機能
中央	税務当局 (直属部署 12)	01	税務に関する国家管理を実施し、国家予算収入の徴収管理業務を組織・実施するとともに、分担および権限委譲に基づき、大企業および電子商取引分野における納税者に対する直接的な税務管理を行うこと。
地方	中央直轄の県・市税務	34	権限のある機関によって割り当てられた管理範囲内の納税者に対する税務管理業務の実施。
	基礎税務	350	管理地域内の国家予算歳入、税金、手数料、その他の徴収に関する税務管理業務の実施（割り当て・委任に基づく）。
総窓口数	全税務部門 (改革後)	746	改革前の 4,000 以上の窓口から 82%削減

今回の組織機構再編は、ベトナム税務部門の 80 年の歴史における最も強力な組織機構改革であり、税収が大幅に増加し続ける中で組織をスリム化しました。これは新しい組織モデルの有効性を説得力をもって証明するものです。

2025 年 7 月 1 日からの二級地方政府モデルに基づき、税務機関システムは 34 の県・市（3,321 の市/区行政単位を含む）で税務管理を実施しています。この中で、税務当局は全税務部門の統一管理、指示、運営、業務プロセス・規則・ガイダンスの発行、データベース・IT システムの構築、全システムにおける実施状況の検査・監督の役割を担います。同時に、税務当局は国家予算歳入管理、電子商取引、個人事業主、デジタル変革、リスク管理、行政改革に関する主要任務の実施を指示することに注力します。

新しいモデルでは、県・市税務は地域での税務管理業務を実施する窓口となり、直属部署の指示・指導・検査・監督を実施し、委任された納税者を直接管理します。同時に、地方の党委員会・政府に歳入管理、個人事業主、電子商取引、土地、その他の高リスク分野における部門間協力メカニズムの実施を助言します。

基礎税務は、地域に密着し、税法規定、業務プロセスを直接実施し、納税者、特に中小企業、個人事業主、個人事業者を管理するレベルです。これは納税者に最も近いレベルであり、日常的な管理業務を行うと同時に、政策の受け入れ、指導、説明、地域調査、個人事業主の変動把握、電子請求書（e-

invoicing) の実施協力、定額課税から申告課税への移行、土地財政義務、および基礎で発生する徴収金の管理を行います。

2021 年から 2026 年の期間、税務部門の定員は、組織のスリム化方針に基づき厳格に管理され続け、38,441 人から 36,449 人に削減され、1,992 人（5.18%）減少しました。これは、税務部門が 21 の税目・税種、300 以上の手数料・料金・その他の徴収金（国家予算歳入の 86.4%を占める）という大量の業務量を管理し続ける状況下でのことです。

組織構造に関しては、税務当局には現在、局長 1 名と副局長 4 名がいます。税務当局本庁には、課長級 12 名、副課長級 34 名、部長級 10 名、副部長級 11 名がいます。地方レベルでは、省・市税務当局長 32 名、副税務当局長 141 名、課長級リーダー 1,089 名、基礎税務リーダー 941 名がいます。組織再編後、税務機関システムは基本的に整備され、安定的に稼働しています。

4.3. 管理モデルの革新

「対象結合機能型」の税務管理モデルでは、各納税者に対して一人の税務職員が割り当てられ、その職員がすべての機能にわたり包括的に監督・管理を行います。逆に、一人の税務職員が複数の納税者を管理することも可能です。このモデルは、業務の継続性を確保し、責任を明確にし、処理窓口の分散を回避することを目的としています。

運用プロセスによると、新しい組織構造は基本的に円滑、安定、同期して稼働しており、2 段階の地方行政組織モデルに適しています。各部門の機能と任務は、重複、重複、漏れなく具体的に明確に規定されており、過去の国家歳入の主要な徴収任務の遂行に大きく貢献しました。

2025 年組織改革のハイライト

①	税務部門の設立と発展における 80 年間で最大の改革：総窓口が 82%削減（4,000 以上から 746 に）。
②	税務部門の効率的・効果的なスリム化された組織モデル：中央税務当局 1 省・市税務当局 34、基礎税務当局 350。
③	リスクベースの税務管理モデルと納税者中心のサービス提供の基盤となるサービス。

5. 現代の税務管理のトレンド

現代の税務管理のトレンドは現在、従来の行政管理方式から、リスク評価に基づき納税者の遵守度を中心とした管理への移行に焦点を当てており、デジタルデータ基盤上で運用されています。この方向性は、2030年までの税制改革戦略（2022年4月23日付首相決定第508/QD-TTg号で公布）で制度化されており、国際的な慣行とベトナムの法律規定に沿った税務管理業務の包括的な近代化を目標とし、税務管理制度、人的資源、情報技術に重点を置いています。

これに基づき、ベトナム税務部門は、書類ベースの管理モデルからデータベースの管理モデルへ、手続きベースの管理から遵守管理へと移行するプロセスを反映した5つの主要な改革トレンドを同期して展開しています。具体的には以下の通りです。

5.1. 納税者中心主義

「管理」から「サービス」への思考の転換により、税務当局はデジタルプラットフォームとモバイルアプリケーションを通じて、いつでもどこでも納税者の義務遂行を支援します。2030年までの税制改革戦略の方向性に従い、税務管理制度は、納税者が自発的に遵守するための条件を整備し、公開性、透明性、公平性を備えて構築されます。

これにより、税務当局は納税者と積極的に協力し、広報・支援を行い、納税者が自身の義務を明確に理解し、正しく履行できるようにします。行政手続きの簡素化を推進し、国民と企業の遵守コストを削減します。様々な支援チャネルの多様化、サービス品質の向上、納税者の満足度の向上は、改革の効果を評価する重要な指標の一つとされています。

これにより、税務当局と納税者の関係は徐々に協力・連携関係へと移行し、税制に対する社会の信頼と合意の強化に貢献します。

5.2. リスクとビッグデータに基づく遵守管理

これは、税務当局がリソースを効率的に配分し、同時に納税者の遵守コストを削減するための中心的方法です。税務当局は、広範な検査を行う代わりに、リスク評価基準の指標セットを構築し、アルゴリズムとビッグデータを使用して、納税者を異なるリスクレベルに分析、評価、グループ化し、適切な介入措置を講じます。

税務管理におけるリスクベースの管理（RR）の適用強化は、税務違反行為を適時発見、防止、処理し、納税者の苦情や訴訟を削減するための効果的な措置として特定されています。管理リソースは、リスクレベルの高い対象グループや分野に集中される一方、遵守状況の良い納税者には便宜が図られ、不必要な介入が最小限に抑えられます。税務当局は、従来の管理モデルからデータ主導型およびリスク分析に基づく管理へと大きく転換したことを記録しており、これは「事後検査」から早期監視・警告への移行の基盤でもあります。

5.3. デジタルトランスフォーメーションと人工知能の応用

デジタルトランスフォーメーションと人工知能の応用は、現在の一般的なトレンドです。税務当局は、ビッグデータの体系化を通じて近代化を推進し、人工知能を適用して不正行為を発見し、業務プロセスを自動化しています。政治局の決議第 57-NQ/TW を実施するため、税務当局は、ビッグデータに基づいた自動化の方向で税務管理業務プロセスの再設計と連携した情報技術システムの再構築プロジェクトを展開しました。

デジタル技術の応用は、税務登録、申告、納税、還付から検査、債務管理、納税者支援に至るまで、すべての業務プロセスにわたって展開されており、近代的な統合型集中型税務管理モデルを目指しています。2025 年は、税務管理業務の包括的な変革と電子化の年として特定されています。包括的なデジタルトランスフォーメーションは、税務当局の生産性と運営効率を高めるだけでなく、データ基盤上で運用される電子税務当局を段階的に形成し、スマート税務管理モデルを目指します。

5.4. デジタル経済に対する税務管理

電子商取引、デジタルプラットフォーム上でのビジネス、および国境を越えたコンテンツクリエイターの活動を効果的に管理するための法的および技術的規制の完成に焦点を当てます。これは、新たな歳入源を完全に網羅し、デジタル経済の急速な発展という文脈における国家の課税権を保護するために不可欠な要件です。

税務当局は、デジタル経済、電子商取引、国境を越えた取引の発展、および国際基準に沿って、税制、政策を調和的、透明的、かつ適切に整備することに注力しています。また、電子商取引プラットフォーム、デジタルプラットフォーム、海外プロバイダー、オンラインビジネスを行う個人に対する管理メカニズムを構築しています。同時に、電子商取引プラットフォームにおける税金徴収漏れ防止と通貨安全保障に関する指示第 18/CT-TTg の実施を推進し、取引データの接続、収集、照合、および情報交換における国際協力を強化し、公平な競争環境を確保します。

5.5. 透明性と国際慣行への接近

ビジネス環境を促進するため、専門性、透明性、および国際的な税務管理基準との互換性のある制度を完成させます。2030 年までの税制改革戦略によれば、税金、手数料、料金の管理は、ベトナムの法律および国際慣行に沿って、統一的、透明的、専門的、かつ高度に実施されます。

この方向性に沿って、税務当局は、明確で公開され、透明で、アクセスしやすく、実施しやすい方向で政策と管理プロセスを継続的にレビューおよび完成させます。税源浸食防止と税務目的の情報交換に関する国際的なコミットメントと基準を積極的に実施します。国際慣行への接近は、ベトナムの税務競争力を向上させ、安定した公平な投資・ビジネス環境を確立し、企業コミュニティと投資家の信頼を強化するのに貢献します。

上記のトレンドは密接に関連し、互いに補完し合い、近代化され、効率的で効果的な税務当局の構築という目標に向かって進んでいます。これは、納税者中心のサービスを提供することを目指しています。

第 1 章のハイライト

①	国家予算収入の飛躍的な成長： 税務当局が管理する総歳入は 2021 年から 2025 年の期間に 8,569 兆ドンに達し、国家歳入総額の約 86.4%を占め、2016 年から 2020 年の期間の 1.5 倍、2011 年から 2015 年の期間の 2.5 倍に相当します。特に 2025 年には、2,357 兆ドンという記録的な歳入規模（予算の 136.9%）を記録し、34 の全地方が予算を達成しました。
②	税金は、金融ツールおよびマクロ経済調整ツールとしての役割を主張する： 税制は、財政資源の動員、マクロ経済調整、所得再分配、国際経済統合の促進、環境保護という 5 つのコア機能を同時に実行し、予算の主要かつ安定した資源を確保すると同時に、開発の方向付けと社会的公平の確保に貢献しています。
③	80 年間で最大の組織改革： 2025 年 7 月 1 日より、税務部門は、地方自治体の 2 層構造と同期した、スリム化された税務部門モデル（税務当局 1、地方税務当局 34、基礎税務当局 350）で運営されます。総指揮官は 4,000 人以上から 746 人に削減されます（82%以上削減）。
④	納税者中心の近代的な管理モデルへの強力な移行： 税務部門は、機能と組み合わせた対象別管理モデルを採用し、リスクベースおよびビッグデータに基づく市場管理を強化し、デジタルトランスフォーメーションと人工知能の応用を推進し、デジタル経済に対する税務管理を強化し、国際的な慣行に段階的に近づいています。

第2章

現行税制の概要

本章では、ベトナムの現行税制の全体像を提供します。これは、適用されている税法および法的文書を列挙するだけでなく、政策の役割、実施結果、革新的な点、および今後の税制改革における課題を明確にすることを目的としています。

ベトナムの税制は、主要な税金と、一部の料金、手数料、およびその他の国家予算収入で構成されています。本白書では、主な 10 の税目および収入項目として概括できます。課税の性質によって、直接税グループと間接税グループに分類できます。直接税は、法人および個人の所得または資産に直接課税される税金です。間接税は、生産、流通、消費のプロセスを通じて商品およびサービスに課税され、通常は商品およびサービスの価格に転嫁されます。基本的に、税制は、国家予算の資源を動員し、所得を調整し、生産・消費の方向付けを行い、投資を奨励し、環境を保護するための、国際的な慣行に従った良好な税制の基準に適合する、比較的完全な法的枠組みを確立しています。同時に、移行経済、大きな開放度、およびますます深まる国際税務基準への参加の管理要件を反映しています。

現行税制の概要：

10 の主要税目	17 の自由貿易協定（FTA）	81 件の二重課税防止協定
1. 付加価値税； 2. 特別消費税； 3. 輸出税、輸入税； 4. 法人所得税； 5. 個人所得税； 6. 資源税； 7. 農地使用税； 8. 非農地使用税； 9. 環境保護税； 10. 国家予算に属する料金、手数料、およびその他の収入	1. ASEAN 枠組み内の 8 つの FTA（AFTA、ACFTA、AKFTA、AJCEP、AIFTA、AANZFTA、AHKFTA、RCEP）； 2. ASEAN/ベトナムの枠組み外で単独で締結した 9 つの FTA（VJEPA、VCFTA、VKFTA、VN-EAEU FTA、CPTPP、EVFTA、UKVFTA、VIFTA、ベトナム・UAE FTA/CEPA） 3. ベトナムは、ベトナム・EFTA 自由貿易協定および ASEAN・カナダ自由貿易協定の 2 つの FTA について交渉を継続中です。	オーストラリア；フランス；タイ；ロシア；スウェーデン；韓国；イギリス；シンガポール；インド；ハンガリー；ポーランド；オランダ；中国；デンマーク；ノルウェー；日本；ドイツ；ルーマニア；マレーシア；ラオス；ベルギー；ルクセンブルク；ウズベキスタン；ウクライナ；スイス；モンゴル；ブルガリア；イタリア；ベラルーシ；チェコ；カナダ；インドネシア；台湾；アルジェリア；ミャンマー；フィンランド；フィリピン；アイスランド；朝鮮民主主義人民共和国；キューバ；パキスタン；バングラデシュ；スペイン；セーシェル；スリランカ；エジプト；ブルネイ；アイルランド；オマーン；オーストリア；スロバキア；

10 の主要税目	17 の自由貿易協定（FTA）	81 件の二重課税防止協定
		ベネズエラ; モロッコ; 香港; アラブ首長国連邦; カタール; クウェート; イスラエル; サウジアラビア; チュニジア; モザンビーク; カザフスタン; サンマリノ; セルビア; ニュージーランドパレスチナ; ウルグアイ東方共和国; アゼルバイジャン; トルコ; イラン; 北マケドニア; ポルトガル; アメリカ合衆国; エストニア; マルタ; パナマ; ラトビア; カンボジア; マカオ; クロアチア; キプロス

ベトナムの税制政策システムは、国家歳入の構造再編と連動して、国際的な慣行に沿って、特に新たな歳入源を含むすべての歳入源を網羅し、課税基盤を拡大することにより、完成されています。国内歳入の比率、間接税と直接税の比率を合理的な水準で確保し、資産、資源、環境保護からの税金、手数料、料金を最大限に活用します。税法および免税・減税政策における社会政策の統合を最小限に抑え、税の中立性を確保し、調和のとれた税制、持続可能な構造を目指し、国家歳入への合理的な資源動員を確保すると同時に、投資・ビジネス環境の円滑化、公平性、投資奨励、競争促進、所得の合理的な調整に貢献し、経済の統合と発展のプロセスに沿ったものとします。

付加価値税、法人税、個人所得税、特別消費税、輸出入税は、歳入構造において重要な役割を果たす税金です。資源税、環境保護税、農業土地税、非農業土地税などの税金は、資源、土地の採掘・利用、環境保護、資産管理の調整において役割を果たします。手数料、料金、その他の徴収金は、公共サービス提供コスト、国家管理の補填、および歳入の補充に貢献します。

FTA 協定は、市場空間の拡大、輸出促進、投資誘致に貢献すると同時に、国際的なコミットメントの完全な履行を確保するために、税制、税関、原産地規則の継続的な改善を要求しています。

租税条約は、二重課税の排除または最小化に貢献し、ベトナムの税務当局と各国・地域の税務当局との協力のための法的枠組みを確立し、国境を越えた投資・貿易活動を支援し、国際的な税務管理を強化します。

1. 所得に課される税金

1.1. 法人所得税

1.1.1. 現行の法人税制

法人税は、企業の課税所得に課される重要な税金です。これは国家歳入の大きな源泉であると同時に、国家が投資、イノベーション、優先分野、産業、地域の発展を奨励するための主要な政策手段でもあります。ベトナムの法人税制は、一般税率の段階的な引き下げ、重点的な優遇措置の拡大、科学技術、イノベーション、デジタルトランスフォーメーション、グリーン経済の奨励、中小企業支援を目指して、多くの改革が行われてきました。2021 年から 2025 年の期間の集計データによると、法人税収は約 17.7% を占めています。（原油を除く）。

現行の法人所得税政策は、2025 年 6 月 14 日に公布された法人所得税法第 67 号／2025／QH15（2025 年 10 月 1 日から施行、2025 年度課税期間から適用）およびその施行を指導する関連法令文書に基づいて規定されています¹。これらの法令は、納税者、課税所得、免税所得、控除対象費用、税額計算方法、税率について具体的に規定しています。税制上の優遇措置、減税、税率優遇策は、農業、科学技術、イノベーション、デジタルトランスフォーメーション、ハイテク、半導体、ソフトウェア製造、再生可能エネルギー、支援産業、重要インフラ、社会住宅、教育、医療、環境、ジャーナリズム、出版、協同組合の発展を奨励することに焦点を当てています。

1.1.2. 法人税の優遇措置と法人税法第 67/2025/QH15 号の主な変更点

法人税法は次のように規定しています。

- 免税所得には、農業、林業、漁業、塩業、漁業からの所得、科学研究、技術開発、イノベーション、デジタルトランスフォーメーション、新技術製品からの所得、社会的支援を必要とする対象である多雇用企業からの所得、炭素クレジット、グリーンボンドに関連する所得、優先技術移転からの所得、および法令の規定に従って公共サービスを提供する公的機関からの所得が含まれます。
- 優遇される分野には、ハイテク、デジタル技術、ソフトウェア製造、半導体、再生可能エネルギー、支援産業、重要インフラ、ハイテク農業、重点産業製造、社会住宅、教育、医療、環境、ジャーナリズム、出版、協同組合の活動が含まれます。
- 法人所得税の優遇措置には、税率の優遇と免税・減税期間の優遇があります。税率の優遇は、対象、分野、地域、適用条件に応じて 10%、15%、17% の水準が規定されています。免税期間は最大 4 年間、その後最大 9 年間にわたり 50% の減税が認められます（15 年間の 10% 優遇グループの場合）。また、最大 2 年間の免税と、その後最大 4 年間の 50% 減税が認められます（10 年間

¹ 法人所得税法の一部条項の施行に関する政令第 320/2025/ND-CP 号（2025 年 12 月 15 日付）、法人所得税法の一部条項および同法を施行するための措置に関する財務省通達第 20/2026/TT-BTC 号（2026 年 3 月 12 日付）。

の 17%優遇グループの場合）。さらに、その他の支援制度として、加速償却の許可、研究開発費の 200%を損金算入可能とする措置、科学技術発展基金の積立などがあります。

2025 課税年度から、法人税制（法人税法第 67/2025/QH15 号）にはいくつかの重要な変更点があります。

- 1 回の取引で 500 万ドン以上の経費が発生した場合、現金以外の決済手段による証憑が必要であり、課税所得の計算において控除対象費用として認められる条件となります。
- 当期の収益に対応しない事業活動のための経費の一部も、控除対象費用として算入することができます。
- 外国企業が株式譲渡活動を行う場合、適用される 計算 収益の割合%で、税率は 2%（以前は収益・費用方式で税率 20%を適用）。
- 不動産譲渡、投資プロジェクト譲渡、投資プロジェクト参加権譲渡による利益と、事業活動による損失との相殺を企業に許可する規定。ただし、税制優遇を受けている事業活動による利益は除く。
- 工業団地への投資プロジェクトに対する個別の優遇措置は適用されません（工業団地への投資プロジェクトは、プロジェクトが条件を満たした場合に、優遇される産業、職業、地域に応じた税制優遇を受けます）。
- 科学技術開発基金の積立率を、年間の課税所得の 10%から 20%に引き上げます。
- 研究開発費の 200%を控除対象費用として算入することを許可する規定を追加します。

今後の法人税政策における課題は、法律第 67/2025/QH15 号およびその施行令による法人税への影響を引き続き評価し、免税、減税、税制優遇措置の実質的な有効性をレビューすることです。これにより、質の高い投資、イノベーション、デジタル変革、グリーン成長、国内企業の競争力強化を目的とした、重点的かつ絞った優遇措置を確保します。同時に、デジタル経済、新たなビジネスモデル、国境を越えた取引、無形資産の発展に適合する法人税の税基盤を継続的に整備する必要があります。また、関連者間取引の管理を強化し、移転価格税制や税基盤の浸食防止に取り組み、法人税制優遇措置とグローバルミニマム課税に関する規定との整合性を確保することで、魅力的で安定した投資環境を維持しつつ、ベトナムの課税権と歳入を保護する必要があります。

一般的な規定に加え、ベトナムの法人税政策には、国際経済統合の文脈における税基盤保護のための特別なメカニズムも含まれています。その中でも、関連者間取引を行う企業に対する税務管理と、グローバルな税基盤浸食防止規定に基づく追加法人税は、伝統的な地域別管理から、バリューチェーン、国境を越えた取引、多国籍企業の活動に沿った税務管理へと法人税政策が移行する傾向を反映した 2 つの重要な内容です。

1.1.3 関連者間取引を行う企業に対する税務管理

グローバル化と、複数の地域で活動する親会社・子会社・関連会社のネットワークを持つ多国籍企業（MNEs）の発展という文脈において、関連者間取引は移転価格、利益移転、税基盤浸食のリスクが高い分野です。ベトナムは、政令第 132/2020/ND-CP 号で関連者間取引を行う企業に対する税務管理の法的枠組みを確立し、政令第 20/2025/ND-CP 号でさらに整備を進めています。

関連者間取引を行う企業に対する税務管理は、法人税政策における重要な構成要素であり、特にベトナムが高度な開放経済であり、多くの多国籍企業を誘致し、資本、商品、サービス、技術が国境を越えて移動する経済であるという文脈において重要です。関連者間取引管理メカニズムは、関連者間の取引が独立企業原則に従って決定され、ベトナムにおける納税義務を減少させないことを保証することを目的としています。政令 132/2020/ND-CP 号および政令 20/2025/ND-CP 号の規定は、資本、経営、または支配の関係に基づいて関連者関係を定義し、企業に関連者間取引価格を申告・算定し、商業的性質を持たない費用を管理し、純営業利益に利息費用と減価償却費を加えた額の一定割合に制限された控除可能利息費用を規定しています。ここで、当事者は資本、経営、または支配の関係がある場合にのみ関連者とみなされます。ただし、当該金融機関が借入企業を経営または支配する権利を有しない場合、金融機関からの借入は除外されます。

企業は独立企業原則に従って申告・算定し、納税義務を減少させないようにする必要があります。純粋な商業的性質を持たない（実質的に生産・事業活動に役立たない）関連者間取引から発生した費用は、法人所得税の計算において控除対象費用とはみなされません。関連者間取引を行う企業の場合、期間中に発生した受取利息および支払利息を差し引いた後の総支払利息費用は、期間中の純営業利益に期間中に発生した受取利息および支払利息を差し引いた後の総支払利息費用および期間中に発生した減価償却費を加えた額の 30%を超えない範囲で、法人所得税の計算において控除対象となります。30%を超える支払利息費用は、次期の控除対象支払利息費用の総額が 30%を下回る場合、次期の法人所得税の計算において控除対象となります。控除対象外の支払利息費用が発生した年の翌年から連続して 5 年間を超えない期間で繰り越されます。

1.1.4. グローバルミニマム課税

グローバル税源浸食防止税（BEPS 防止税）の導入と移転価格管理と並行して、グローバル税源浸食防止税の追加法人税の適用は、国際的な文脈における法人税政策の重要な調整です。OECD/G20 の「二つの柱」解決策の枠組みに基づき、柱 2 は、連結売上高が 7 億 5,000 万ユーロ以上の多国籍企業に対し、15%のグローバル最低法人税率を設定しています。ベトナムは、2024 年度から、決議第 107/2023/QH15 号および政令第 236/2025/ND-CP 号に基づき、追加法人税を導入しました。この規定は、ベトナムで発生した利益に対するベトナムの課税権を保護し、追加課税権が他国に移転することを制限すると同時に、グローバル税源浸食防止に関する国際基準の実施に対するベトナムのコミットメントを示すことを目的としています。

今後、グローバル最低法人税の実施は、特に適用対象となる多国籍企業に対する法人税優遇措置の全体的な見直しを要求します。税金の免除・軽減に基づく優遇措置から、ベトナムの課税権を損なわない、適切で透明性があり、目的志向型の投資支援へと徐々に移行することを研究する必要があります。

2025 年 12 月 31 日現在、税務総局は、グローバル最低法人税の適用対象と特定された 1,458 の多国籍企業に相当する、グローバル最低法人税の申告責任を負う構成単位の指定通知を 1,458 件受領しました。これには、69 件の申告書が含まれており、そのうち約 14 兆 2,880 億ドンが国家予算に納付されるべき税金として発生しています。

1.2. 個人所得税

1.2.1. 個人所得税政策

個人所得税は、所得を調整し、納税能力に応じた公平性を確保し、税収基盤の拡大に貢献する税金です。1991 年の高所得者所得税令から、2007 年の個人所得税法第 04/2007/QH12 号、そして 2025 年の個人所得税法第 109/2025/QH15 号に至るまで、個人所得税政策は段階的に整備され、適用範囲が拡大し、経済発展により適合するようになりました。

個人所得税の納税義務者は、ベトナム国内および国外で発生した課税所得を有する居住者個人、およびベトナム国内で発生した課税所得を有する非居住者個人を含みます。

課税所得には、事業所得、給与所得、資本投資所得、資本譲渡所得、不動産譲渡所得、賞金、著作権、フランチャイズ権、相続、贈与が含まれます。

主な非課税所得には、親族間の不動産譲渡、唯一の住居、農業生産所得、預金利息、国債、海外送金、および一部の給与所得が含まれます。

個人所得税法は、自然災害、疫病、火災、事故、または重病による困難な状況にある場合の税額控除のメカニズムも規定しています。

非居住者の場合、個人所得税はベトナム国内で発生した所得にのみ適用され、各所得項目に対して包括的な税率で計算され、扶養控除や年末の確定申告は適用されません。

1.2.2. 個人所得税の優遇措置と 2025 年の個人所得税法第 109/2025/QH15 号の主な変更点

- デジタル経済、イノベーション、グリーンファイナンス、および高度技術人材育成を奨励するため、一部の所得に対する税額免除の優遇措置が追加されました。
- 証券法で規定される一部の投資ファンドからの配当に対する税率 50%軽減措置が追加されました。
- 事業所得の課税売上高の上限が年間 1 億ドンから 10 億ドンに引き上げられ、申告方式が適用されます。
- 税率段階が 7 段階から 5 段階に減少し、税率は 5%から 35%となります。扶養控除額は、納税義務者に対して月額 1,550 万ドン、扶養家族に対して月額 620 万ドンに引き上げられます。

- カーボンクレジット、“.vn”ドメイン名、デジタル資産、および金地金などの一部の新しい所得に対する税率に関する規定が追加されました。

2. 商品・サービス消費に対する税金

2.1. 付加価値税

付加価値税（VAT）は、経済における消費財・サービスに課税される広範な税金です。これは国家予算の安定的かつ重要な歳入源の一つであり、生産、流通、消費の各段階で課税されるものの、付加価値分のみに課税されるという利点があります。VAT からの歳入は、（原油を除く）年間歳入総額の約 15.9% を占めています。

VAT に関する政策は、国会による 2024 年 11 月 26 日付の法律第 48/2024/QH15 号「付加価値税法」およびその施行を指示する法規によって具体的に規定されています。²

課税対象は、ベトナム国内での生産、事業、消費に使用される財・サービスであり、第 5 条に規定される対象を除く。付加価値税法第 48/2024/QH15 号 VAT の税率は、0%、5%、10%の 3 段階です。0%の税率は輸出される財・サービス（国際慣行による）に適用されます。5%の税率は、生活必需品である財・サービス、および農業生産の投入に使用される財・サービスに適用されます。10%の税率は、その他の一般的な財・サービスに適用されます。2022 年から 2025 年まで、国会は VAT 減税に関する決議を採択し、通信、金融、銀行、不動産などの一部の産業を除く、現在 10%の税率が適用されている財・サービスグループの税率を 10%から 8%に引き下げました。

2021 年から 2025 年の期間において、付加価値税（VAT）政策は従前の付加価値税法の多くの重要な内容を改正し、実務上生じた課題を是正するとともに、ベトナムの VAT 政策を優良な国際慣行に近づけ、2030 年までの税制改革戦略を実施してきた。すなわち、課税ベースの拡大、非課税の財・サービス群および 5%の優遇税率が適用される群の段階的な縮小を行い、基本的に単一税率の適用へと移行するという改革方針に沿った対応、電子商取引およびデジタルプラットフォームに基づく事業活動に対する納税者に関する規定の追加により、より包括的で実態に即した制度の構築、さらに個人事業者の年間売上高に係る VAT 非課税基準を 1 億ドンから 10 億ドンへ引き上げる調整、実施上の混乱を回避するために 0%税率の適用対象となる輸出財・サービスに関する明確な規定の追加、仕入れた財・サービスに係る VAT 控除の条件として非現金決済の証憑を有することの明確化、また実務上の発生事象に適合し円滑な運用を図るための還付規定の改正・補足として、5%税率が適用される財・サービスを生産・提供する事業者に対する還付規定の追加、輸入後に他国へ再輸出される財は還付対象外とする規定の追加、投資プロジェクトおよび輸出財・サービスに係る VAT 還付についての明確化などが行われている。

² 付加価値税法の一部条項の施行に関する政令第 181/2025/ND-CP 号（2025 年 7 月 1 日付）、付加価値税法の一部条項および同法を施行するための財務省通達第 69/2025/TT-BTC 号（2025 年 7 月 1 日付）。

2.2. 特別消費税

特別消費税は、贅沢品、消費が奨励されない特定の財・サービス、または経済的・社会的な理由から管理・調整が必要な財・サービスに課税されます。特別消費税は単なる歳入増加の手段ではなく、その本質は 経済的インセンティブによる行動調整メカニズムです。この税金を通じて、国家は健全な消費傾向、環境保護、持続可能な経済・社会開発目標のバランスに関する明確なシグナルを発信します。

現在、特別消費税に関する政策は、国会による 2025 年 6 月 14 日付の法律第 66/2025/QH15 号「特別消費税法」およびその施行を指示する法規によって規定されています。³

特別消費税法第 66/2025/QH15 号は、課税標準を拡大し、公衆衛生および環境保護の目標に沿って税制を調整する方向で制定されました。具体的には、高糖分の清涼飲料水を課税対象に追加しました。同時に、タバコ、酒類、ビール、および健康と環境に大きな影響を与える一部の車両に対する増税ロードマップを策定しました。特別消費税政策は、消費調整と持続可能な開発の方向付けを組み合わせる方向で段階的に設計されています。

2.3. 輸出入税

2.3.1. 輸出入税政策

輸出入税とは ベトナムの国境を越える貨物、または国内市場と非関税地域との間を移動する貨物に適用される税金です。これは、国家が国際貿易活動を規制し、国内生産を合理的なレベルで保護し、経済社会開発目標に沿った輸出入を誘導し、同時にベトナムの国際公約の履行を確保するための重要な手段です。

現行の輸出入税政策は、特に国内で生産されていない原材料、資材、機械、設備の輸入を奨励し、原材料の輸出を制限し、市場の安定に貢献し、国家予算の収入を確保するという原則に基づいて構築されています。同時に、簡素化、透明化、納税者の便宜の向上、行政手続きの改革を目指しています。輸入税率は、最終製品から原材料へと徐々に低下するように設計されており、一方、輸出税率は、最終製品から原材料へと徐々に上昇する傾向があり、これは深加工と国内付加価値の向上を奨励するためです。

課税対象には、ベトナムの税関・国境を通過する輸出入貨物、国内市場から非関税地域への貨物、非関税地域から国内市場への貨物、現地での輸出入貨物、輸出入権・販売権を行使する企業の貨物が含まれます。納税者は主に輸出入貨物の所有者、輸出入委託受託者、輸出入貨物を持つ出国者・入国者、委託・保証・納税代行を認められた組織・個人、および法律の規定によるその他のケースです。

課税標準は適用される方法によって異なり、パーセンテージによる課税方法、絶対額による課税方法、混合課税方法、および関税割当が適用される輸入貨物に対する税金が含まれます。原則として、課税対象となる輸出入貨物は、通関または貨物引き渡し前に税金を納付しなければなりません。金融機関の保証がある場合は通関できますが、遅延損害金を納付する必要があります。税関法に基づき優遇措置を受け

³ たばこ特別税法の一部条項の施行に関する政令第 360/2025/ND-CP 号（2025 年 12 月 31 日付）、同政令の一部条項の施行に関する財務省通達第 158/2025/TT-BTC 号（2025 年 12 月 31 日付）。

られる納税者は、月に通関または貨物引き渡しが完了した申告書について、翌月の 10 日までに税金を納付することができます。

2.3.2. 税金による貿易救済措置

通常の輸出入税に加えて、法制度にはアンチダンピング税、相殺関税、セーフガード税を含む貿易救済措置のツールが規定されています。これらの税金は、法律の規定に従った調査と結論に基づいて適用され、国内産業への損害を防除または制限することを目的としていますが、同時に必要かつ合理的なレベルを確保し、国内の経済社会の利益に損害を与えないようにする必要があります。

輸出入税は、ベトナムの国際貿易活動を管理する上で重要な政策手段です。広範な統合と FTA に基づく関税削減公約の履行という状況下で、この税金は予算収入の意義だけでなく、輸出入の誘導、生産用投入財の輸入奨励、原材料の輸出制限、国内生産の合理的な保護、貿易救済措置の実施支援といった役割も果たします。

今後、輸出入税政策は、透明性、簡素化、国際公約への適合性を高める方向で引き続き改善されるべきであり、同時にリスク管理、貿易詐欺、原産地詐欺、不正積み替えの防止を強化し、国際公約に沿った貿易救済措置を実施する必要があります。

3. 特殊税

3.1. 環境保護税

環境保護税は、環境に悪影響を与える一部の製品や商品に使用される際に課される間接税であり、汚染者負担原則の実施に貢献し、生産と消費をより環境に優しい方向へ誘導し、持続可能な開発目標の達成に向けた国家予算の追加的な財源を創出するための財政ツールです。

環境保護税の課税対象は、使用時に環境に悪影響を与える可能性のある一部の商品グループであり、以下の通りです。化石燃料由来のガソリン、石油、潤滑油、石炭、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）溶液、課税対象となるナイロンバッグ、使用が制限されている除草剤、シロアリ駆除剤、林産物保存剤、倉庫消毒剤。バイオ燃料と化石燃料由来のガソリン、石油、潤滑油を含む混合燃料については、化石燃料由来のガソリン、石油、潤滑油の部分のみに課税されます。

環境保護税の納税義務者は、課税対象となる商品を生産または輸入する組織、世帯、個人です。輸入商品については、税金は輸入段階で発生します（販売目的で輸入されたガソリン、石油を除く。課税時期はガソリン、石油の販売業者が販売する時点です）。国内生産商品については、商品が販売、交換、内部消費、贈与、または規定に従って使用される際に税金が発生します。原則として、環境保護税は課税対象商品について生産または輸入段階で徴収され、流通過程での二重課税を回避します。

環境保護税の課税基準は、課税対象となる商品の数量と、商品単位あたりの絶対税額です。多くのケースでパーセンテージで計算される付加価値税や物品税とは異なり、環境保護税は絶対税額、つまり課税

対象商品単位あたりに計算される具体的な税額を適用します。各課税対象商品に対する具体的な税額は、国会常務委員会が公布する環境保護税表に従って実施されます。

環境保護税法は、課税対象となる商品であっても環境保護税が課されないいくつかのケースを規定しています。主に、ベトナム国内で消費されない商品や、ベトナム領土内で環境への影響を生じさせない商品です。例えば、通過貨物、積み替え貨物、期限内の仮輸入・再輸出貨物、生産施設が直接輸出または委託して輸出する貨物などです。

全体として、環境保護税は、資源の節約、汚染製品の使用抑制、環境コストに対する社会の認識向上に向けた消費・生産を誘導する財政メカニズムの形成に貢献してきました。グリーン成長、循環経済、エネルギー転換、排出削減へのコミットメントという要求の下で、環境保護税政策は、各商品の汚染レベルをより明確に反映し、新たな環境影響を生み出す製品の現実に応じて課税対象を拡大または調整し、同時に環境保護目標と結びついた歳入の管理と使用における透明性を強化する方向で、引き続き見直される必要があります。

3.2. 資源税

資源税は、国家主権に属する天然資源を採掘する組織および個人に適用される税金であり、資源に対する国民全体の所有権原則を実施し、採掘活動を節約的かつ効率的な方向へ誘導し、浪費を防ぎ、国家天然資源を保護するための重要な財政ツールです。同時に、国家予算、特に資源が採掘される地方予算の安定的な収入源を創出します。

資源税の課税対象となるのは、ベトナム社会主義共和国の主権および管轄権の範囲内にある陸地、島嶼、内水、領海、接続水域、排他的経済水域および大陸棚内の天然資源であり、これには金属鉱物、非金属鉱物（一般的な建設資材用の鉱物、土、石、砂、砂利を含む）、原油、天然ガス、石炭ガス、天然林産物（動物およびその他の規定された植物を除く）、天然海産物（海洋動物および植物を含む）、天然水（地表水および地下水を含む。農業、林業、漁業、塩業に使用される天然水を除く）、および常務委員会が規定するその他の天然資源が含まれます。

資源税の納税義務者は、課税対象となる天然資源を採掘する組織、世帯、個人です。資源税の納税義務は、天然資源の採掘時、または特定の資源（原油、天然ガスなど）の商業生産量が確定した時点で発生します。請負業者として建設工事を行い、割り当てられた土地の区域内で資源を採掘する活動を行う組織は、その組織が納税義務者となります。資源税は、実際に採掘された生産量に基づいて計算され、公平性を確保し重複を避けるために、直接採掘された資源に対して一度だけ徴収されます。

資源税の課税基準は、課税対象となる資源の生産量、資源の課税価格、および税率で構成されます。環境保護税が固定税額を適用するのに対し、資源税は採掘された資源の価値に対する割合（％）で計算されます。ここで、課税対象生産量とは、期間中に実際に採掘された資源の数量、量、または体積を指します。資源の課税価格とは、付加価値税を含まない資源製品の単位あたりの販売価格、または各省人民委員会が規定する資源課税価格表に基づいて決定される価格を指します。各資源に対する税率は、常務委員会が各期間ごとに規定する税率表に従って適用されます。

資源税法は、合理的な採掘を奨励するため、または特定の対象者を支援するために、いくつかの資源税の免除および軽減措置を規定しています。主な対象者は以下の通りです。天然海産物を採掘する組織および個人。生活のために天然林の枝、梢、薪、その他の副産物を採掘する組織および個人。塩の生産活動に使用される天然水、および世帯や個人が生活のために採掘する天然水。組織や個人が割り当てられ、賃借した土地を採掘し、現場で使用するか、または国防、安全保障、軍事施設、堤防の埋め立ておよび建設に使用する場合の土地。

近年、資源税は国家資源の厳格な管理および監督メカニズムの形成に貢献し、採掘企業が回収率を高め、資源の損失を最小限に抑え、採掘地域のコミュニティに対する責任を高めるために最新技術に投資するよう方向付けてきました。持続可能な開発、ネットゼロへのコミットメント、およびグリーン転換のトレンドという要請に応えるため、資源税政策は、非再生可能資源に対する税率表の見直しと調整を継続し、粗鉱石の輸出を抑制し、深加工を奨励するとともに、課税価格の算定方法を市場価格に近づけるよう改善し、実際の採掘生産量の申告における税収の損失や不正行為を防ぐ必要があります。

4. 税務管理方針

4.1. 税務管理方針

税務管理政策は税制の重要な一部であり、税金が統一的、透明的、かつ効果的に実施されることを保証する役割を担っています。同時に、納税者が法に従って国家予算に対する義務を円滑に履行するためのメカニズムを構築します。近年、ベトナムの税務管理政策は、手作業による分散管理から、情報技術、電子データ、リスク管理に基づいた管理へと大きく転換し、納税者のコンプライアンス責任を強化しています。現行の税務管理システムは、税務登録、申告、納税、税額確定、還付、免税、減税、税金債務の消却、税金債務管理、税務管理に関する行政処分の執行強制、税務検査、税務監査、違反処理、苦情・告訴処理、納税者支援サービスの提供といった、税務義務履行の全プロセスを網羅しています。

税務管理に関するいくつかの法令文書が公布され、2026 年 1 月 1 日から施行されました。これらは、個人事業者や事業用世帯が 2026 年 1 月 1 日以降、申告方式へ移行するという方針に対応するためのものです。この方針は、2025 年 5 月 4 日に政治局が発表した私的経済発展に関する第 68 号決議（68-NQ/TW）に基づいています⁴。

4.2. 税務管理政策の新規事項

税務管理法第 108/2025/QH15 号は、新たな段階における税務管理業務の刷新のための重要な法的根拠です。この法律は、簡素化、権限委譲と分権の強化、税務分野におけるデジタル技術、ビッグデー

⁴ 2026 年 3 月 5 日付政府令第 68/2026/ND-CP 号（個人事業主に対する税制及び税務管理に関する規定）、2026 年 4 月 29 日付政府令第 141/2026/ND-CP 号（個人事業主に対する税制に関する政府令第 68/2026/ND-CP 号の一部改正・追加）、及び法人税法の一部条項の実施に関する詳細規定及び措置を定める 2025 年 12 月 15 日付政府令第 320/2025/ND-CP 号、2026 年 3 月 5 日付財務省通達第 18/2026/TT-BTC 号（個人事業主に対する税務管理の書類及び手続きに関する規定）、財務省通達第 50/2026/TT-BTC 号（2026 年 3 月 5 日付財務大臣が個人事業主に対する税務管理の書類及び手続きについて定めた通達第 18/2026/TT-BTC 号の一部改正・追加）。

タ、電子請求書、電子取引の応用促進を目指して策定されました。同時に、行政手続きによる管理という考え方から、コンプライアンスレベル、リスク、各納税者グループの特性に基づいた管理へと大きく転換しています。

現行の税務管理政策の重点的な内容の一つは、納税者管理方法の拡大と近代化です。税務登録メカニズムは、住民基本台帳データ、事業登録データ、土地データ、税関データ、銀行データ、その他の専門データベースと段階的に統合されています。個人識別番号、企業識別番号、納税者番号（MST）、電子データを使用することで、情報の重複を減らし、納税者の利便性を向上させると同時に、税務義務の監視、照合、管理能力を高めます。

申告、納税、還付のメカニズムも、電子化、簡素化、納税者の自己責任の強化に向けて改革されています。納税者は、自己申告、自己計算、自己納税の原則に基づき申告・納税を行い、税務書類の正確性、真実性、完全性について法的に責任を負います。税務当局は、事前審査から事後審査へと移行し、リスク分析、専門分野ごとの検査、データベースに基づく検査を強化することで、良好なコンプライアンスを遵守する納税者のコンプライアンスコストを削減すると同時に、リソースを高リスク分野、取引、対象に集中させます。

電子請求書および証憑の管理は、現代の税務管理の重要な柱です。電子請求書、レジスターから生成された電子請求書、電子証憑の導入と取引データの接続は、生産・経営活動の透明性を高めることに貢献し、収益、費用、控除、還付の管理を支援し、請求書の売買、税金詐欺、脱税の状況を抑制します。これはまた、デジタルプラットフォーム、電子商取引、国境を越えたビジネス、個人事業主および個人事業者のビジネス活動を効果的に管理するための重要な基盤でもあります。

個人事業主、個人事業者、および新たなビジネスモデルの分野では、税務管理政策は請負方式、手作業による管理から、売上データ、電子請求書、電子決済、および仲介機関からの情報に基づいた管理へと移行しています。電子商取引プラットフォーム、デジタルプラットフォーム、支払い機関、決済仲介機関、および海外のプロバイダーに対する税務管理メカニズムの完成は、税基盤の拡大に貢献し、伝統的なビジネスとデジタル環境でのビジネスとの公平性を確保します。

税金債務の管理と税金債務の執行は、債務の分類、リスクベースの管理、自動化の強化、および省庁間の連携を通じて引き続き改善されています。税務管理に関する行政処分の執行措置は、国家予算への正確、十分、かつ適時の徴収を確保するように設計されており、同時に、客観的な困難に直面しており、もはや予算への納付が不可能である、または法律の規定に従って債務の凍結または免除の対象となる納税者に対する適切な処理メカニズムも備えています。

税務検査はリスク管理の原則に基づいて方向付けられ、無差別な検査を避け、良好なコンプライアンスを遵守する納税者の負担を軽減します。税務当局は、関連取引、移転価格、電子商取引、国境を越えたビジネス、還付、電子請求書、不動産、デジタル資産、利益移転または税基盤の浸食の兆候がある活動など、高リスク分野にリソースを集中します。情報技術の応用、ビッグデータ分析、および省庁間の情報連

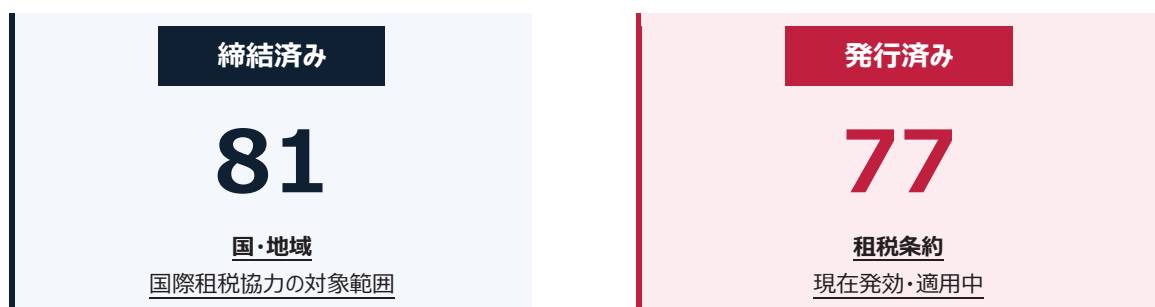
携は、監査および検査の効率を高めると同時に、検査対象の選択における客観性と透明性を向上させるための基盤となります。

新しい税務管理政策はまた、税務当局と省庁、地方自治体、信用機関、決済サービスプロバイダー、事業登録機関、土地管理機関、公証機関、税関、および専門管理機関との間の協力と情報共有を強化することに焦点を当てています。この協力メカニズムは、収益の完全な管理、国家予算からの税収の流出防止、リスク取引の管理、および納税者が義務を正しく履行することを支援する上で重要な意味を持ちます。管理要件に加えて、税務管理政策は、納税者へのサービスと支援の機能をますます強調しています。電子税務サービスの提供、政策ガイダンス、申告支援、情報公開、問題の受付と処理、および手続きの簡素化は、ビジネス環境の改善、コンプライアンスコストの削減、および納税者の満足度の向上に貢献しました。これは、国民と企業を中心に据えたサービス型行政システムを構築するという要件に沿ったアプローチです。

全体として、ベトナムの税務管理政策は、データ主導型でリスクベースの、透明性の高い近代的な方向へと移行しつつあります。電子請求書、税務申告、納税、電子還付、データ連携、電子商取引管理、関連取引管理、および国際税務協力に関する改革は、国家予算からの徴収効率の向上、規律と秩序の強化、および納税者の便宜の向上に貢献しました。しかし、デジタル経済、国境を越えた取引、デジタル資産、プラットフォームビジネスモデル、サプライチェーンの移転、およびますます深まる国際統合の要件という文脈において、税務管理は引き続き多くの新たな要件を提起しています。ベトナムは、税務データ管理、省庁間の情報連携と共有に関する法的基盤を継続的に改善し、リスク分析能力を向上させ、情報技術システムを近代化し、デジタル経済、電子商取引、海外のサプライヤー、関連取引、および新たな収入源に対する税務管理を強化する必要があります。同時に、手続きを簡素化し、納税者の正当な権利を保護し、税務当局のサービス効率を向上させ続ける必要があります。ベトナムの税務管理政策は、国家予算の徴収を組織化するツールであるだけでなく、近代的で公正、透明、効率的で国際的な慣行に沿った税制を構築するための基盤でもあります。次の段階では、税務管理は、データを中心とし、自発的なコンプライアンスを基盤とし、リスク管理を主要な方法とし、納税者へのサービスを包括的な目標とする方向で引き続き改善される必要があります。

5. 国際税務協力

国際租税協力



ベトナムは 81 の国・地域と租税条約を締結しており、そのうち 77 の条約が発効しています。

2017 年から 2021 年の任期中、税務当局は国連国際税務協力専門家委員会（UN Committee of Experts on International Cooperation in Tax Matters）に代表を派遣しました。⁵ ベトナムが国連の重要な税務専門家メカニズムに代表を派遣したのは今回が初めてである。ベトナム代表と国際専門家が参加することで、開発途上国の見解と利益が、国連の税に関する勧告、ガイドライン、モデル協定の研究、議論、完成のプロセスに反映された。注目すべきは、この期間中に国連が自動デジタルサービスからの収入に関するモデル協定第 12B 条を採択したことである。これは、市場およびデジタル経済活動が発生する国の課税権を強化することに貢献した。ベトナムが国連租税委員会の代表を派遣したことは、ベトナムの税務当局の専門能力に対する国際社会の認識を示すものであり、ベトナムが国際的な税務基準の策定プロセスにさらに深く参加し、グローバルな税務協力における開発途上国の発言権と利益を確保するための条件を整えるものである。

ベトナムが国連租税委員会の代表を派遣したことは、ベトナムの税務当局の専門能力に対する国際社会の認識を示すものであり、ベトナムが国際的な税務基準の策定プロセスにさらに深く参加し、グローバルな税務協力における開発途上国の発言権と利益を確保するための条件を整えるものである。

2021 年から 2025 年にかけて、国際的な税務協力は、国際基準への接近、多国間協力の強化、制度の整備、越境ビジネス、電子商取引、デジタル経済活動の管理能力の向上を目指して、引き続き推進される。

2026 年 4 月末までに、ベトナムは各国・地域と 81 の租税回避条約を締結しており、そのうち 77 件が発効している。同時に、アジアイニシアチブの枠組みにおける MLI、MAAC、CbC MCAA、バリ宣言などの重要な国際条約や協定への参加を継続し、租税条約ネットワークを拡大している。税務当局は、IF（BEPS）、GF、AFT、SGATAR などの国際フォーラムにも積極的に参加し、経験を共有し、国際基準を更新し、ますます深化する国際統合の文脈における税務管理能力を向上させている。

国際税務管理に関する法的枠組みは、税源浸食防止、利益移転防止、税務透明性の向上に関する国際公約の内国法化に向けて、引き続き研究・整備される。国会は、グローバルな税源浸食防止規定に基づく追加法人税の適用に関する決議第 107/2023/QH15 号を公布した。これに基づき、政府はベトナムにおけるグローバル最低法人税の適用を規定する政令第 236/2025/ND-CP 号を公布し、OECD 基準に基づくグローバル最低法人税ルールの実施のための法的根拠を確立した。

制度整備と並行して、税務当局は電子商取引、デジタルプラットフォーム、越境サービス提供活動に対する税務管理ソリューションを積極的に展開している。法制度は、ベトナムに恒久的施設を持たない外国事業者からの登録、申告、納税に関する規定、源泉徴収、申告、代理納税における電子商取引プラットフォームの責任、定期的な情報提供義務、情報提供を行わない、または不正確な情報を提供する行為に対する行政罰を補完的に整備した。これらの規定は、税務管理法、法律第 56/2024/QH15 号、付加価値税法第 48/2024/QH15 号、およびそれらを施行する文書で制度化されている。

⁵ ダン・ゴック・ミン氏、副局長、税務局

国際税務管理を支援する情報技術インフラは、近代化、集中化、高度なセキュリティを目指して、引き続き投資・アップグレードされている。税務当局は、外国事業者および外国関係を有する納税者を対象とした専門的な電子ポータルを構築・運用している。同時に、税務管理システム、銀行、電子商取引プラットフォーム、決済仲介業者、運送業者からのデータを接続する集中型電子商取引税務管理システムの構築を展開している。さらに、税務当局は、OECD 基準に準拠した厳格なデータセキュリティ、暗号化、アクセス制御、情報セキュリティ監視の要件を満たす、国別報告書（CbCR）管理のための専用データベースとシステムを構築している。

国際税務に関する税務当局の今後の目標は、制度の整備と国際公約の実施であり、BEPS フォーラムの勧告とグローバル・モニタリング・メカニズムの完全な実施に焦点を当てる。現行の租税条約システムは、新たな交渉原則と租税条約ひな形の整備と連携して見直され、改正される。同時に、電子商取引、国境を越えるデジタルサービス、デジタル経済における新たなビジネスモデルに対する税務管理の法的枠組みの整備を優先する。

業務プロセスとリスク管理に関しては、租税条約の適用、情報交換、MAP および APA の手続きに関する業務プロセスとマニュアルの統一的な発行と実施が重点目標である。税務当局は、多源データ分析に基づくリスク管理の適用を強化し、国際的な取引やデジタルビジネス活動に対する専門的な検査・監査を強化し、税務当局全体で効果的な脱税・租税回避防止を図る。

データベースと近代化の分野では、税務当局は、電子商取引データと国別報告書（CbCR）を含む、国際税務管理に資する集中データウェアハウスの構築を目指す。デジタルプラットフォーム上での税額控除申請処理アプリケーションを開発し、共通報告基準（CRS）および国別報告書（CbCR）の自動情報交換をサポートするインフラを整備する。同時に、関連取引の分析と厳格な管理のためにビッグデータの活用を推進する。

国際協力と人材育成に関しては、税務当局は、各国および国際機関との協議・情報交換メカニズムの拡大を推進する。移転価格防止、デジタルビジネス、グローバルミニム課税に関する専門的な職員研修を強化する。同時に、国際取引の件数が多い税務当局および省・市の税務当局において国際税務管理体制を整備し、グローバルミニム課税に関する規定に従って追加法人所得税を効果的に管理し、課税権と国家の税源主権を断固として保護する。

第 2 章のハイライト

- | | |
|---|--|
| ① | 現行の税制は、主に 10 の税種で構成されており、 国家予算への資源動員、所得の調整、生産・消費の誘導、投資奨励、環境保護のための、国際的な税務基準への深い参加における管理要件を反映しつつ、国際的な慣行に適合した比較的完全な法的枠組みを確立している。 |
| ② | 法令第 67/2025/QH15 により法人所得税が改正された： 売上高規模に応じた優遇税率（15%および 17%）を適用し、売上高の低い小規模企業は免税とする。研究開発活動への優遇措置、工業団地ごとの優遇措置の廃止など、多くの新规定が追加された。 |

第 2 章のハイライト

③	法令第 107/2023/QH15 決議に基づき、2024 年度からグローバルミニマム課税が適用される： 連結売上高が 7 億 5,000 万ユーロ以上の多国籍企業グループに対する最低税率 15%。2025 年末までに、1,458 のグループが通知を提出し、数百件の申告書が処理され、国家予算への収入が増加した。
④	法令第 109/2025/QH15 により個人所得税が全面的に改正された： 累進課税表が 7 段階から 5 段階に引き下げられ、個人事業主の課税売上高基準が年間 1 億ドンから 10 億ドンに引き上げられ、扶養控除額が増加し、新たな所得グループ（デジタル資産、炭素クレジット、国別ドメイン名など）に対する税率適用の規定が追加された。
⑤	法令第 48/2024/QH15 に基づき付加価値税が適用され、税率は 0%、5%、10%の 3 段階である。 同時に、経済の回復と発展を支援する重要な手段として、2022 年から現在まで VAT 税率 2%軽減政策が継続されている。
⑥	特別消費税およびその他の特別税が調整役割を発揮する： 特別消費税（法令第 66/2025/QH15 号）は、推奨されない商品・サービスに対する消費を調整する。環境保護税および資源税は、資源の節約と環境保護の使用を誘導するのに貢献する。
⑦	輸出税、輸入税： 国内生産の保護と、粗原料に対する税の引き締めおよび投入機械に対する税制優遇を通じた深層成長の方向付け。この税制は、FTA の包括的な統合の文脈において、原産地詐欺を積極的に防止するために、貿易救済措置およびリスク管理措置と効果的に組み合わせられました。
⑧	税務管理法第 108/2025/QH15 は、立法技術における革新的な一歩を示しています。 簡潔な「枠組み法」（9 章、53 条）のモデルに従って構築され、権限の委譲と分権化を推進し、「管理」から「サービス」への思考への大きな転換を図り、納税者と機能の組み合わせによる管理を行っています。
⑨	税務に関する国際協力はますます深化しています。 ベトナムは 81 の租税条約を締結し、重要な多国間条約および協定（MLI、MAAC、CbC MCAA、バリ宣言（アジアイニシアチブ））に参加しており、透明性およびグローバルな税源浸食防止へのコミットメントを表明しています。

第3章

税務管理業務の成果

1. 国家予算歳入の徴収結果

国家予算歳入の徴収結果は、予算歳入の徴収および管理の効率性、企業部門の生産および事業状況、国民の所得、および効果的な税制システムを反映する重要な指標です。2021年から2025年の期間において、税務当局が管理する国家予算歳入の総額は約 8,569 兆ドンに達し、そのうち 2025 年には約 2,357 兆ドンに達し、2021 年と比較して 1.74 倍になりました。

2021 年から 2025 年の期間における税務当局が管理する国家予算歳入の徴収実施結果は以下の通りです。

1.1. 国家予算歳入の規模

1.1.1. 税務当局が管理する国家予算歳入の規模（2021 年～2025 年）

2021 年から 2025 年の期間における税務当局が管理する国家予算歳入の総額は、経済が大きく変動する中でも、歳入徴収管理システムの効率性を裏付ける力強い成長を示しています。

表 3.1 - 税務当局が管理する国家予算歳入の規模

2021 年～2025 年

単位：兆ドン

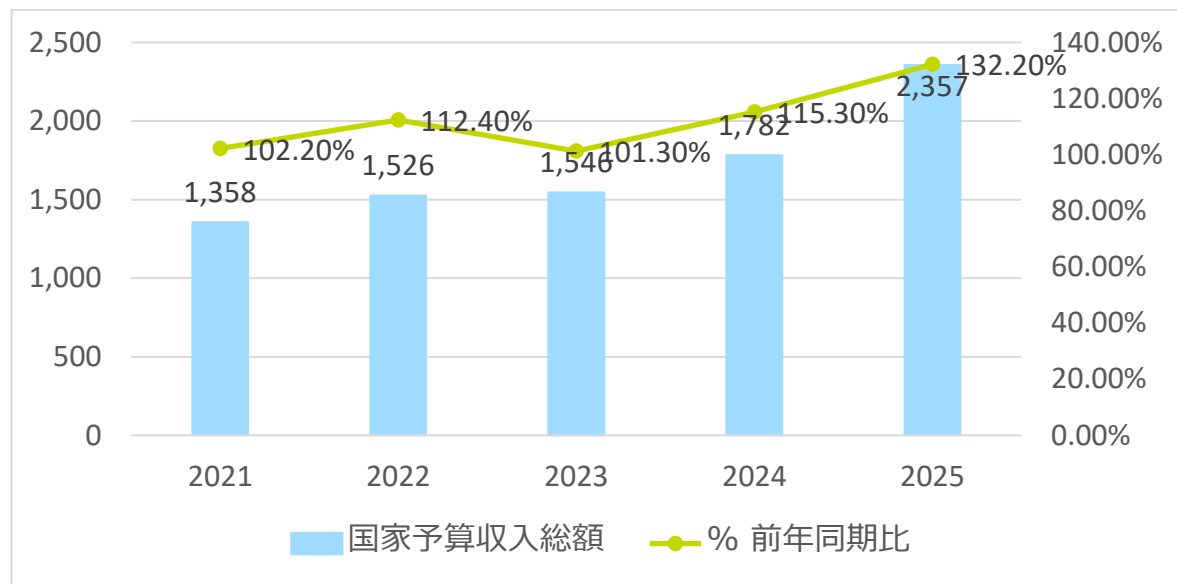
年	国家予算歳入 (兆ドン)	成長率 前年比 (%)	国家予算歳入総額への 貢献度 (%)
2021	1,357.9	102.2	85.3
2022	1,526.1	112.4	83.8
2023	1,545.8	101.3	87.3
2024	1,782.3	115.3	86.6
2025	2,356.7	132.2	87.9
2021 年～ 2025 年	8,568.8	年平均 112.2%	86.4

2025 年までに国内歳入の比率は国家予算歳入総額の 86%以上に達し、5 年間の平均は約 85%（2021 年～2025 年の期間における税金、手数料、料金の免除・減額を含む）となり、国会決議第 23/2021/QH15 号（85-86%）の目標を達成しました。

図 3.2 - 税務当局が管理する国家予算歳入

2021 年～2025 年

単位：兆ドン



1.1.2. 国家予算歳入に影響を与える要因

2021 年から 2025 年の期間における国家予算歳入は、4 つの要因グループの組み合わせを反映しています。

- 経済成長：**2021 年から 2025 年のベトナムの GDP は年平均約 6.3%増加し、そのうち 2024 年は 7.09%、2025 年は 8.02%増加し、歳入基盤の拡大に強固な基盤を提供しました。2022 年から回復した工業およびサービス生産は、2024 年および 2025 年に引き続き成長し、付加価値税および法人税の徴収増加に貢献しました。
- 歳入基盤の拡大：**2022 年 7 月 1 日から全国で電子請求書が実施されました。2025 年までに、202 の国家機関が電子請求書ポータルを通じて直接税を登録、申告、納付し、約 178,000 の個人事業主が電子商取引、デジタルプラットフォーム上のビジネスからの税を電子請求書ポータルを通じて直接登録、申告、納付しました。2026 年 1 月 1 日から個人事業主の申告への移行が実施されました。これにより、歳入基盤の拡大に貢献しました。
- 管理効率の向上：**リスク管理の推進により、税務当局は異常の兆候を積極的に認識し、高リスク対象を分類し、税収の流出防止および国家予算への歳入増加の効率を高めることができます。査察および検査による平均追徴額は、2021 年から 2025 年にかけて約 3 倍に増加しました（年間 10 兆 9,420 億ドンから 27 兆 6,720 億ドン）。

- ♪ 柔軟な財政政策：2020年から2025年にかけて、税務当局は数百万人の納税者に対して、税金、手数料、料金、土地賃料の免除、軽減、延期を実施し、総額約1,000兆ドン規模の支援を行い、これにより、過去の期間における生産・事業の回復、経済成長の促進、および国家予算収入の増加基盤の構築に貢献しました。

1.2. 国家予算歳入の構造

1.2.1. 歳入項目別、税目別の国家予算歳入構造

2021年から2025年にかけての国家予算歳入は、規模の面で力強い成長を遂げるとともに、肯定的な方向への構造変化も見られました。2025年の税務当局管理下の歳入構造を見ると、原油からの歳入は貢献率が徐々に低下し、2025年には税務当局管理下の総歳入のわずか2%を占めるのみとなります。土地からの歳入は2025年に税務当局管理下の総歳入の24.6%を占め、579兆9430億ドンに達し、2021年の2倍以上となります。生産・事業分野からの歳入が主導的な役割を果たし、税務当局管理下の総歳入の約50%を占め、付加価値税（VAT）と法人所得税が引き続き二大柱となり、個人所得税の貢献率も増加傾向にあります。加えて、電子商取引（EC）やデジタル経済などの新たな歳入源は高い成長率を示しており、歳入基盤拡大のための重要な余地を開いています。

表 3.3 - 歳入項目別、税目別の国家予算歳入構造比較

2021年と2025年

No.	指標	2021		2025	
		歳入額 (十億ドン)	比率 (%)	歳入額 (十億ドン)	比率 (%)
	税務当局管理下の国家予算歳入	1,357,919	100.0	2,356,740	100.0
A	原油からの歳入	44,638	3.3	48,304	2.0
B	国内歳入	1,313,282	96.7	2,308,436	98.0
I	税金による歳入項目	857,286	63.1	1,296,104	55.0
1	付加価値税	249,519	18.4	404,710	17.2
2	法人所得税	286,349	21.1	458,806	19.5
3	特別消費税	102,162	7.5	117,920	5.0
4	資源税	22,522	1.7	31,884	1.4
5	天然ガス歳入	10,480	0.8	5,217	0.2

No.	指標	2021		2025	
		歳入額 (十億ドン)	比率 (%)	歳入額 (十億ドン)	比率 (%)
6	個人所得税	127,661	9.4	235,080	10.0
7	環境保護税	58,592	4.3	42,486	1.8
II	土地・不動産からの歳入項目	228,275	16.8	579,943	24.6
III	手数料・料金による歳入項目	73,036	5.4	110,271	4.7
IV	その他の歳入項目	154,684	11.4	322,118	13.7

図 3.4 - 国内国家予算歳入総額における法人所得税の構造（2021年 - 2025年）

単位：十億ドン

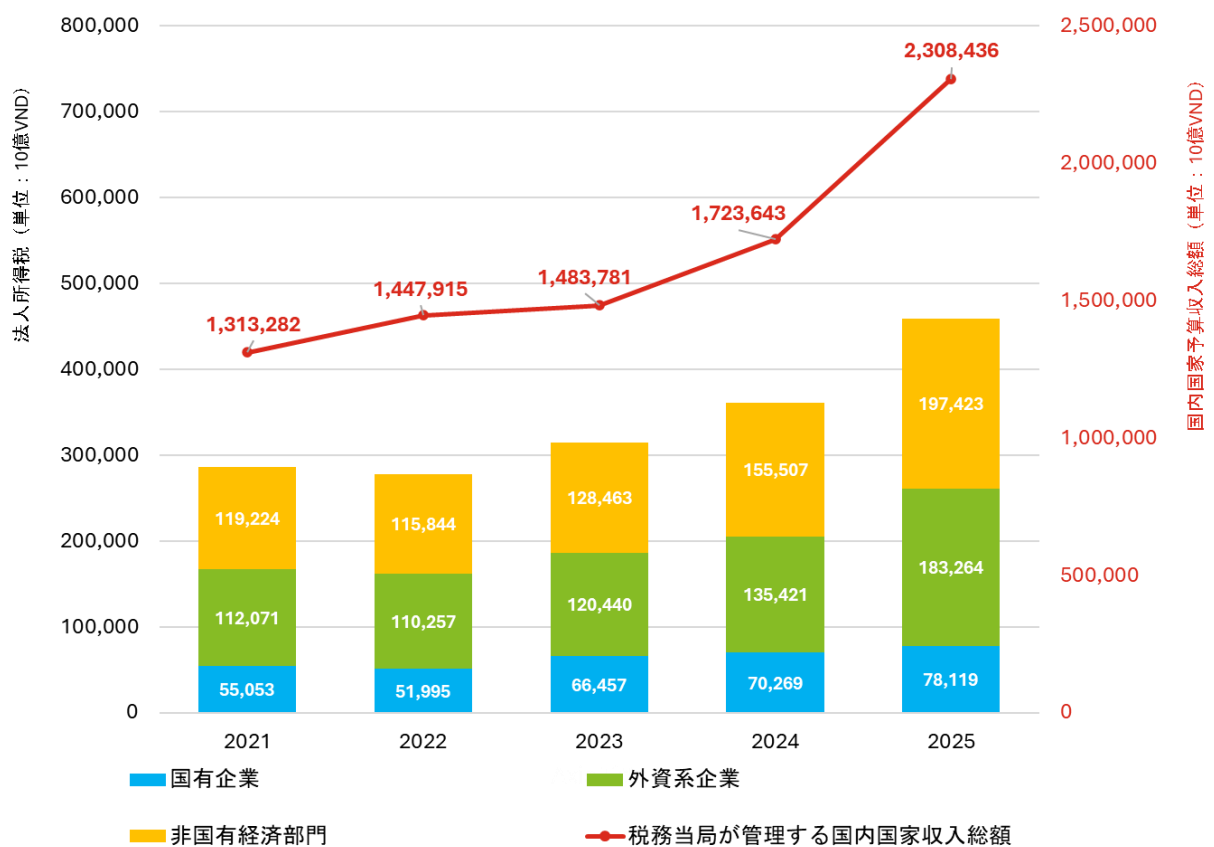


図 3.5 - 2021 年 - 2025 年の付加価値税歳入額

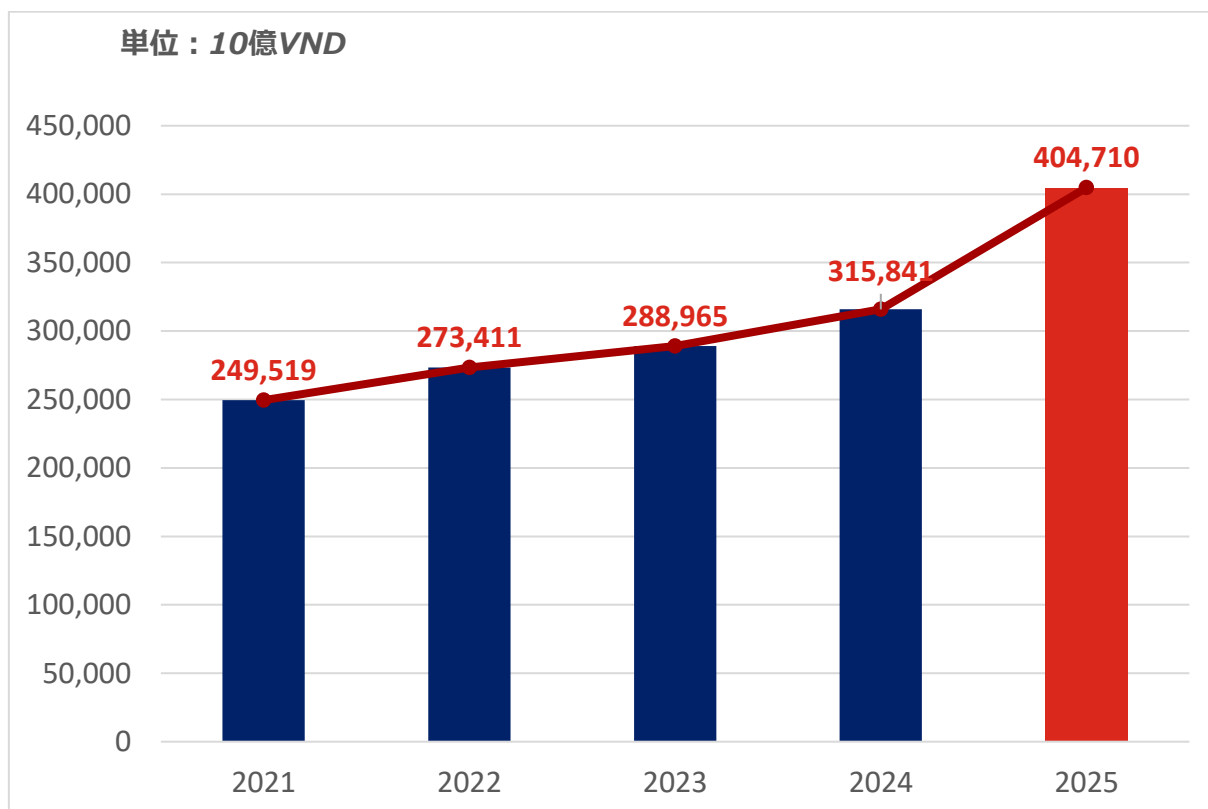


図 3.6 - 2021 年 - 2025 年の個人所得税歳入額

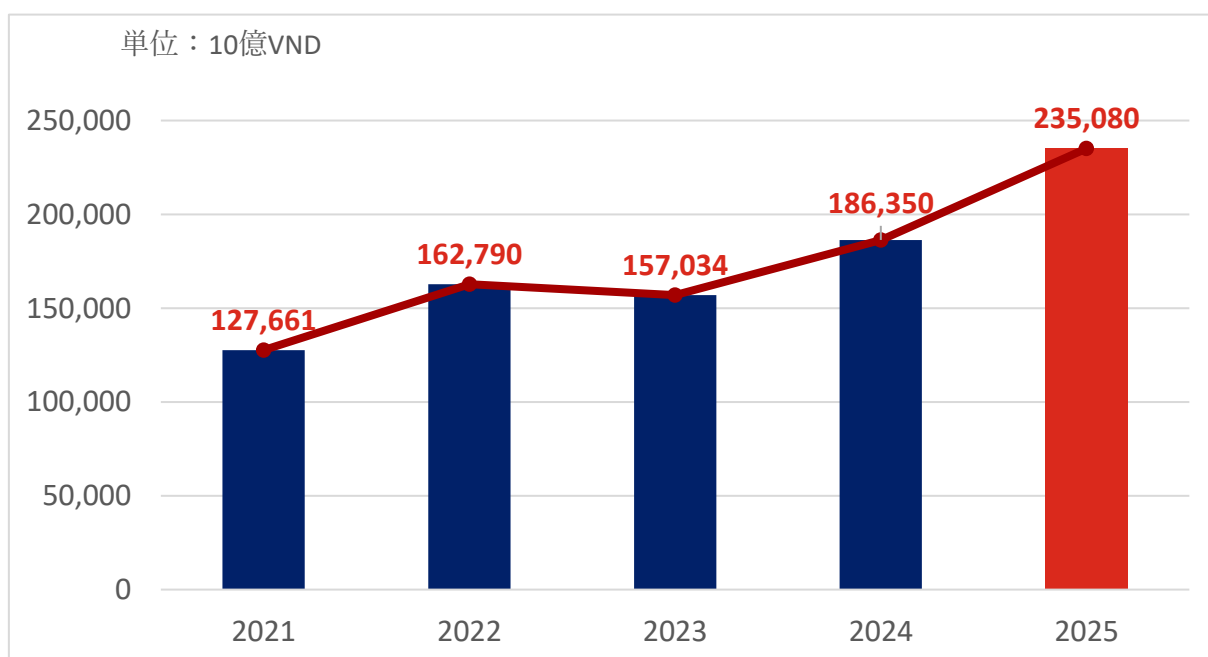


図 3.7 - 2021 年 - 2025 年の特別消費税歳入額

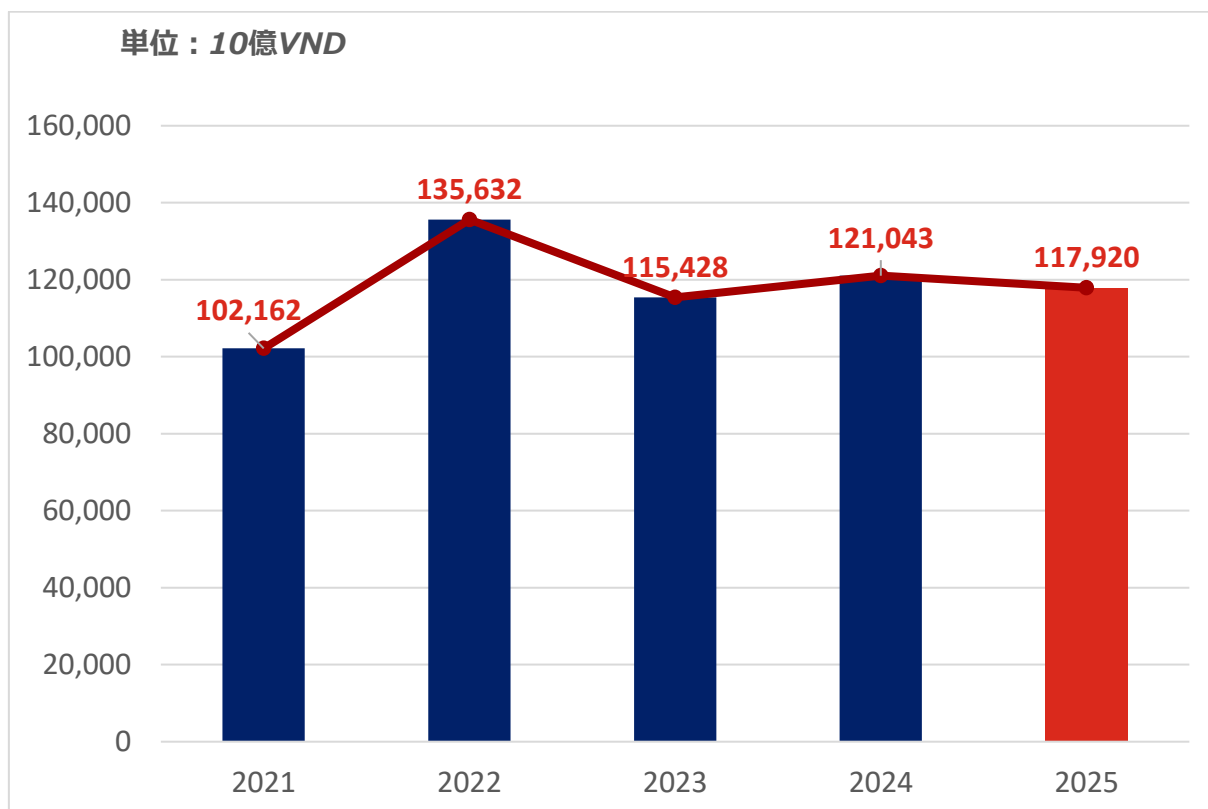


図 3.8 - 2021 年 - 2025 年の環境保護税歳入額

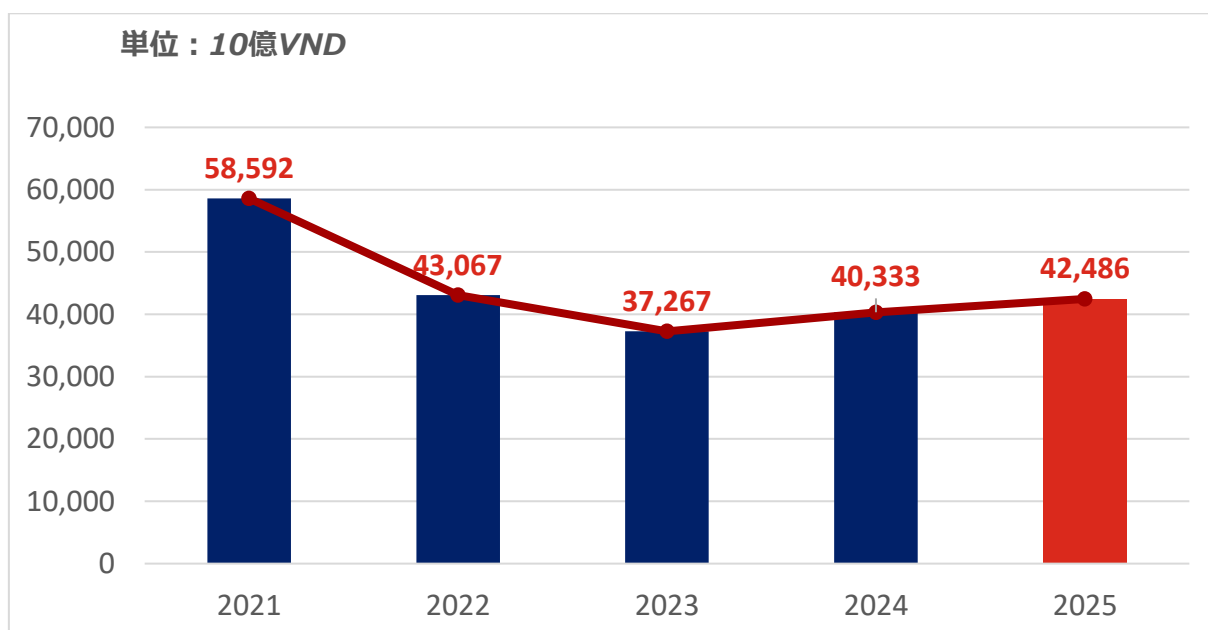
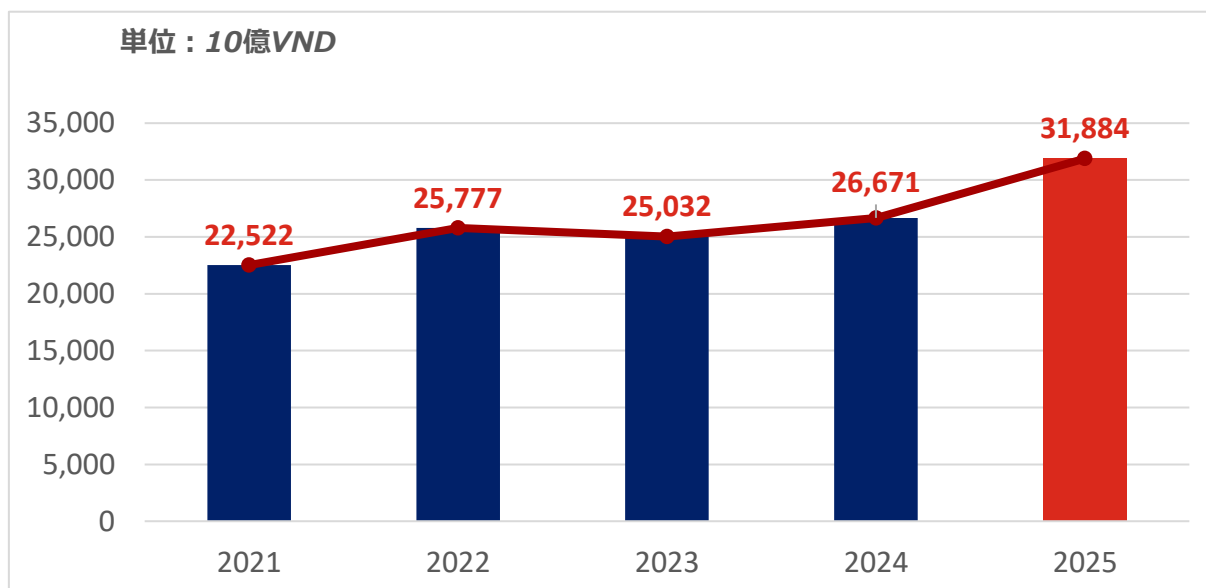


図 3.9 - 2021 年 - 2025 年の資源税歳入額



1.2.2. 地域別国家予算歳入構造

国家予算歳入は、地理的地域 によって均等に配分されておらず、国内最大の二つの経済中心地および工業地帯に集中しています。

表 3.10 - 地域別国家予算歳入構造

全国上位 10 地方の歳入額	2021 年国家予算歳入額 (十億ドン)	2025 年国家予算歳入額 (十億ドン)	歳入規模の比率 (%) 2025 年対 2021 年)
ハノイ	297,929	658,242	220.9
ホーチミン市 ホーチミン市	344,002	618,744	179.9
ハイフォン	54,753	104,621	191.1
フンイエ	25,981	94,825	365.0
ドンナイ	58,847	80,104	136.1
ニンビン	37,251	69,870	187.6
クアンニン	42,200	69,288	164.2
バクニン	43,928	63,478	144.5
ダナン	37,253	56,030	150.4
フート	42,023	55,351	131.7

1.2.3. 経済部門別国家予算歳入構造

経済部門からの税収は、税務当局管理下の国家予算歳入総額の 46.7%を占め、その主な貢献は非国営部門と外国投資部門であり、特に非国営部門からの歳入は、以前の期間の 20%未満から⁶ 21.3%増加し、国家部門からの収入（2013 年以降の国家予算への配当金、税引後利益の収入を除く）の割合は約 10%に減少しました。⁷これは、国営企業の再編に注力し、企業の運営効率を高めるための株式化のロードマップを継続するという方針を反映しています。

表 3.11 - 国家予算収入の構成（経済部門別）

項目	2021		2025	
	収入額 (十億ドン)	3 経済部門 合計に対する 割合 (%)	収入額 (十億ドン)	3 経済部門 合計に対する 割合 (%)
3 経済部門からの収入	671,034	100.0	1,018,538	100.0
国営企業部門	163,896	24.4	192,061	18.9
外資系企業部門	217,259	32.4	323,862	31.8
非国営企業部門	289,878	43.2	502,615	49.3

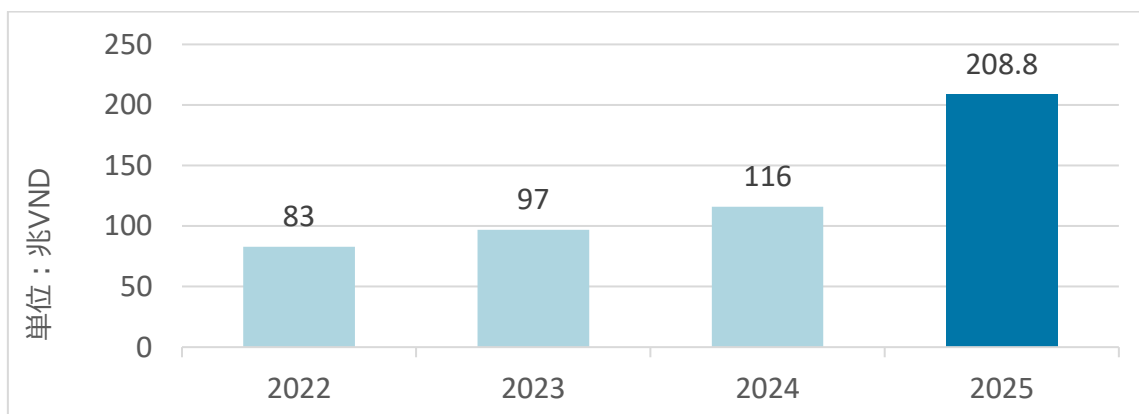
1.3. 主要な収入源の分析

1.3.1. 電子商取引からの収入

電子商取引（EC）収入の管理は、グローバルデジタル経済におけるベトナムの課税権保護と結びついた税務当局の戦略的優先事項です。主な成果は以下の通りです。

税務管理データによると、過去 4 年間の EC 事業活動を行う組織および個人からの税収は 504.8 兆ドンに達しました。具体的には以下の通りです。

図 3.12 - 電子商取引からの収入 およびその他のデジタル経済からの収入



⁶ 2011-2015 年率は 15.5%、2016-2020 年率は 17.5%。

⁷ 2011-2015 年率は 21.8%、2016-2020 年率は 13%。

2025年には約208.8兆ドンに達し、その内訳は以下の通りです。

- ▶ 2025年12月31日現在、運用開始以来ポータルサイトを通じて税務登録、申告、納税を行った外国サービスプロバイダーの総数は202社で、31.4兆ドンを貢献しました。特に2025年には、外国プロバイダーからの収入は13.9兆ドンに達し、前年比59.9%増加しました。これは、割り当てられた予算9兆ドンの154%、および税務署が設定した目標12兆ドンの115%に相当します。⁸
- ▶ 2025年6月9日の政府令第117/2025/ND-CP号の規定に基づき、2025年7月1日から国内および海外のECプラットフォーム管理組織が代わりに申告・納税を行った総数は68組織で、納税見込額は約2.7兆ドンです。
- ▶ ECポータルを通じて税務登録、申告、納税を行った国内のECプラットフォーム管理組織および個人事業者の総数は約17.8万件で、納税見込額は約2.45兆ドンです。
- ▶ EC事業活動を行う100万以上の個人および個人事業者が、約2.18兆ドンの納税を見込んでいます。

1.3.2. 大企業からの収入

税務署が直接管理する大企業（主要な国有経済グループ、多国籍企業、および主要経済分野を代表し、高いコンプライアンスレベルと国家予算収入への多大な貢献を持つ大規模な収益を持つ企業を含む）の2022年から2025年までの収入は以下の通りです。

2022年の総収入は412兆ドンで、税務当局全体の国家予算収入の27%を占めました。2023年は457兆ドンで29.5%、2024年は476兆ドンで26.7%、2025年は536兆ドンで22.7%を占めました。

1.4. 全体評価

- ▶ 税務当局が管理する国家予算収入は、史上初めて2,357兆ドンという記録的な水準に達し、税制全体の包括的な有効性を示しています。
- ▶ 収入構造はより前向きに変化しています。国内収入が引き続き主導的な役割を果たし、民間経済部門からの貢献が大幅に増加し、重要な収入増加の原動力となっています。
- ▶ 近代的な税務管理とデジタルトランスフォーメーションは顕著な効果を生み出しています。電子税務、eTax Mobile、電子請求書、POSからの電子請求書発行、集中データ管理の導入により、課税基盤が拡大し、透明性が向上し、税金逃れが防止され、納税者のコンプライアンスレベルが向上しました。

⁸ 決定第2206/QĐ-CT号2024年12月31日付

- ▶ 課税基盤を拡大し、電子商取引、デジタルプラットフォーム、国境を越えたビジネスなどの新たな収入源を効率的に活用する取り組みを強化しています。これにより、新たに発生するすべての収入源を網羅し、納税義務の履行における公平性を高め、国家財政収入の増加に寄与するとともに、デジタル経済の発展傾向に沿ったものとなっています。

2. プロセスに基づく税務管理

税務管理プロセスとは、税務当局が実施する一連の連携・閉鎖的な業務プロセスであり、発生したすべての税務義務が申告、計算、徴収、および完全かつ適時の確認・検証を保証するものです。税務管理プロセスの有効性は、税務当局の政策執行能力を直接測定する指標であり、納税者と国家双方の収入額、遵守率、およびコストに直接影響します。

2021 年から 2025 年にかけて、ベトナムにおける税務管理プロセスはほぼ全面的に電子化され、従来のオフライン方式から完全なデジタル方式へと移行しました。企業の電子申告率はほぼ 100%に達し、100 万社以上が電子納税を登録しました。2025 年 12 月 31 日までに累計 208 億 9000 万件以上の電子請求書が全国で発行され、374,290 の事業所がレジからの電子請求書を使用しました（2025 年）。税務調査・検査はデータリスクベースの方式に移行し、債務管理は自動化されました。

2.1. 税務管理プロセスの概要

国際基準（OECD、IMF、TADAT）に準拠した税務管理プロセスは、7 つの連携した段階から成り、各納税者が事業開始からすべての義務を完了するまで完全に管理されることを保証します。ベトナムでは、このプロセスは税務管理法およびその施行細則で規定されています。

①

税務登録

納税者番号の発行、企業および住民データベースとの連携、納税者情報の更新。

②

税務申告

課税標準および定期的な税額の申告、電子税務ポータルを通じた電子申告、電子化率は約 100%。

③

納税

提携する 60 の商業銀行を通じて納税、24 時間年中無休、2025 年には電子登録企業数が 100 万社を超える。

④

還付

付加価値税およびその他の税金の還付、還付リスク管理、遵守率の高い納税者への迅速な還付の優先。

税務調査・検査

- ⑤ リスクベースの税務調査・検査、専門分野別の税務調査・検査、脱税防止のための省庁間連携。

税務債務管理、徴収、および税金回収

- ⑥ 現代的な税務債務管理への刷新、徴収の効率向上、財政規律の強化。

税務苦情・紛争解決

⑦

プロセス内の各段階は、集中データシステムを通じて相互に連携しています。申告、納税、還付の各結果は即座に記録され、次の段階（リスク分類、債務管理、調査対象の選択）に反映されます。これは、ベトナム税務当局が目指すリスクベースおよびビッグデータに基づく税務管理モデルの基盤となるデータアーキテクチャです。

2.1.1. 税務登録業務

税務登録は管理プロセスの出発点であり、税務義務を有するすべての組織および個人が特定され、追跡されることを保証します。ベトナムでは、各納税者に一意の納税者番号が発行され、企業（国家企業登録データベース）および住民（国家住民データベース）の各データベースシステムと連携しています。プロジェクト 06 および税務管理法に基づき、2025 年 7 月 1 日から、個人、世帯、および個人事業主については、納税者番号に代わって個人識別番号（12 桁の住民基本台帳カード番号）が正式に使用されます。この規定は、住民データと税務管理の同期化を促進し、行政手続きを簡素化します。

税務当局は、納税者データベースを継続的に標準化・更新する方向で維持し、同時に企業の活動状況の確認を強化し、納税者番号の効力終了に関する書類を完全に処理しています。さらに、税務当局は、登録住所に存在しない企業の情報を移管するために警察当局と緊密に連携し、未払い税務義務の確認・処理に役立て、税務管理の効率向上と国家財政収入の損失抑制に貢献しています。

2.1.2. 税務申告業務**電子申告率と申告書提出の遵守率**

電子申告は、税務当局がリアルタイムで申告データを取得、処理、分析することを可能にする、現代の税務管理プロセスの基盤です。2021 年から 2025 年の期間において、企業の電子申告率はほぼ絶対的な水準に達し、維持されています。

99.82% 企業 電子申告に参加

導入以来、オンライン申告システムで受け付けた申告書類は 1 億 6600 万件超

99.3% 税務当局に電子納税を登録した企業

2025 年の納税総額： **1,200 兆ドン超**
(2025 年 12 月 31 日まで)

98.49% 2021-2025 年期間の平均期限内申告率
2025 年は 98.61%を達成 | 戦略 2030 の目標 (≥98%) を上回る

表 3.13 - 2021-2025 年期間の税務申告指標

指標	2021	2022	2023	2024	2025
電子申告率 (%)	99.93	99.94	99.93	99.93	99.38
申告書の期限内提出率 (%)	98.13	98.39	98.59	98.72	98.61
全国の企業によるオンライン税務申告	853,569	885,809	922,763	952,327	1,015,910
受領済み電子税務申告書	17,587,662	17,655,933	15,959,450	15,996,758	16,412,752

現在、電子税務申告システムは税務業界全体で統一的に展開されています。2025 年は、オンライン税務申告サービスを利用する企業の数が初めて 100 万社を超え、税務申告の電子化が広範囲でほぼ完了したことを示す重要な節目となりました。

同時に、税務当局は 1,015,910 の納税者から 16,412,752 件の税務申告書類の電子審査を実施し、入力データの品質を大幅に向上させ、税務管理に資する情報の正確性、完全性、透明性を強化することに貢献しました。

2.1.3. 電子納税業務

電子納税システムにより、納税者は商業銀行システムとの連携を通じて、休日や祝日を含め、24 時間年中無休のメカニズムで国家予算に対する財政義務をいつでもどこでも履行できます。電子納税の導入は、税務行政手続きの改革における重要な転換点となり、企業や個人の納税義務の履行にかかる時間、コスト、リソースを大幅に削減しました。

これは、利便性、安全性、迅速な処理能力により納税者コミュニティから最も高く評価されている電子税務サービスの一つでもあり、納税者の満足度向上と税務業界のデジタル変革の推進に貢献しています。

表 3.14 - 2021-2025 年電子登録および納税結果

指標	2021	2022	2023	2024	2025
電子納税登録を完了した企業	845,813	880,676	908,585	940,215	1,011,853
登録企業数の増加	-	+4.1%	+3.2%	+3.5%	+7.6%
電子納税取引件数	3,281,527	3,694,070	4,379,492	4,901,563	5,595,602
電子システム経由の納税額	796 兆 3770 億ドン +46,555,2 40 米ドル	892 兆 0370 億ドン + 55,853,591 米ドル	910 兆 4760 億ドン + 4,804,030 米 ドル	957 兆 9000 億ドン + 1,531 米 ドル	1,229 兆 7190 億ドン
連携商業銀行数	~50	~54	57	57	60

1,011,853 社 2025 年電子納税登録を完了した企業（初めて 100 万社超え）
2021 年（845,813 社）比 19.7%増 | 60 行の商業銀行と連携

2.1.4. 還付業務

付加価値税還付は、企業のキャッシュフローに直接影響するプロセスです。税務当局は、行政手続きの簡素化と還付書類処理時間の短縮のために常に改革を行っている重要なプロセスであると認識しており、同時に法律の規定に従って国家予算の還付金を厳格に管理することを保証しています。

税務当局は、政府および財務省の指示を厳格に実施するよう、全国の税務当局に指導を強化し、還付が適時、対象者、規制、公開性、透明性に従って行われることを保証しています。2021 年から 2025 年の期間、付加価値税還付業務は税務当局によって大規模に実施され、年間還付総額は約 150 兆ドンに達します。還付額は引き続き高い水準を維持しており、これは生産・事業活動、輸出、投資が還付税制を通じて適時に支援され続けていることを反映しています。

表 3.15 - 2021 年から 2025 年の付加価値税還付結果

指標	2021-2025 年 (2021 年から 2025 年までの 累計)	2023 年 (代表例)	2024	2025
還付済金額 (十億ドン)	770,851	149,976	156,941	151,352
国会が割り当てた予算案 との比較	93.8%	80.6%	91.8%	86.0%
前年同期比 (%)	134%	99.8%	105%	96.4%
還付決定件数	99,354	19,181	19,806	17,727
電子方式による還付申告 件数	95,239	18,206	18,948	17,074
事後確認対象の還付申 告に対して還付済みの金 額 (十億ドン単位)	489,134	84,204	96,847	87,801

2021 年から 2025 年の期間、税務当局は付加価値税還付を総額 770 兆 8,510 億ドンで処理し、これは国会が割り当てた予算案の 93.8%に相当します。還付業務は主に電子環境で実施され、95,239 件中 99,354 件の還付決定が電子的に発行され、申告処理の効率向上と納税者の処理時間短縮に貢献しました。同時に、還付前検査後制度は引き続き広く展開され、還付額は 489 兆 1,340 億ドンに達し、総還付額の約 63.5%を占め、これにより企業の資金調達を適時に支援し、生産・事業活動を促進しています。

2.1.5. 税務調査・検査業務

国家管理における重要なツールとして、税務調査・検査業務は不正行為の防止、リスクの軽減、納税者の自発的な遵守の促進に役立ちます。この業務は、予算収入を保護するだけでなく、透明性の高いビジネス環境の構築に貢献し、デジタル時代および多様な取引方法における管理要件を満たします。

2021 年から 2025 年の期間は、税務調査・検査業務における深く包括的な変化を目撃した時期です。税務当局が COVID-19 パンデミックからの前例のない課題に対応しなければならない状況下で、社会的距離の制約や局所的な人員不足に受動的になるのではなく、税務当局は直接的な接触方法から電子データに基づく管理モデルへと迅速に移行することで適応しました。これは、リスク原則に基づく管理を推進し、広範かつ強力な業務プロセス再構築の基盤を形成する重要な原動力となりました。

表 3.16 - 2021 年から 2025 年の税務調査・検査結果

年	調査・検査 件数	勧告処理額 処理 (十億ドン)	調査・検査によ る増収額 (十億ドン)	備考
2021	68,391	47,976	10,942	
2022	76,021	73,814	16,867	調査・検査・処理提案の件数が 2021 年比で 53.9%増加
2023	75,340	70,249	18,571	調査・検査件数は減少；増収額は 2022 年と比較して 10.1%増加
2024	72,343	75,772	19,666	調査・検査件数は減少；勧告処理額は増加；増収額は 2023 年と比較して 5.9%増加
2025	72,207	86,583	27,672	調査・検査件数は減少；勧告処理額は増加；増収額は 2024 年と比較して 40.7%増加
2021- 2025 年	364,302 件（数量は 減少傾向）	354,394 件 （+80.5% ）	93,718 件 （+152.9%）	2022 年から 2025 年にかけて監査・検査件数は減少傾向にある一方、2025 年の是正提案件数は 2021 年比で 80.5%増加し、監査・検査による増収額は 2021 年比で 152.9%増加した。これは、件数から質への転換を反映しており、監査・検査の効果がますます高まっていることを示している。

27 兆 6720 億ドン 2025 年の検査・調査による歳入増加は、2021 年の検査・調査による歳入増加（10 兆 9420 億ドン）と比較して 16 兆 7300 億ドン増加し、2021 年比で 153%増加に相当します。

この効率の変化は、任務遂行の結果によって証明されており、検査・調査の件数は減少傾向にあるものの、その価値は増加し、違反処理の勧告は飛躍的な成長を遂げています。具体的には、検査・調査の件数はこの期間は 2022 年のピーク時（約 6%減）と比較して減少しましたが、処理勧告の総数は 80.5%増加し、検査・調査による歳入増加額は 2021 年比で 152.9%と大幅に増加しました。この移行は、ビッグデータに基づきリスク管理手法、組織のスリム化、および集中的な機能調整と同時に行われています。税

務検査・調査、専門的な税務検査・調査、および法制度の整備と連携し、税法執行における専門性と厳格性を向上させることで実現しました。

思考と組織の革新とともに、検査・調査業務は、プロセスのデジタル化、データ連携の統合、インテリジェントな分析に至るまでの包括的な近代化ロードマップを通じて、革新を推進することを目指しています。多分野にわたるデータエコシステムとの緊密な連携と、人工知能の先駆的な応用は、違反処理モデルからリスクの積極的な予測と管理への転換を支援する相乗効果を生み出すでしょう。

制度的障壁の解消、部門間の連携強化、違反行為の厳正な処理に向けた統一的な努力を通じて、税務当局は近代化され効率的な管理システムを段階的に構築してきました。特に、法制度の継続的な改善は、公務員の専門能力の向上と相まって、法規の遵守を維持し、企業や国民にとってより透明で便利なビジネス環境を創造することに貢献しています。

2021 年から 2025 年までの道のりを振り返ると、税務検査・調査業務は、近代的な国家ガバナンスシステムの構築における柱としての役割を証明し、データ中心、技術ツール、自発的な遵守を成功の尺度とするという税務当局のビジョンを堅持するための強固な基盤を築き、経済の持続可能な発展に貢献しました。

2.1.6. 債務管理および徴収強制、税金回収

債務管理および税金回収強制業務は、2019 年税法およびその施行細則に従って実施されています。2021 年から 2025 年の期間、税務当局は、近代化、電子化、執行効率の向上を目指した多くの債務管理ソリューションを同期的に展開することに注力し、税務義務の遵守における規律と秩序を強化し、国家予算への歳入増加に貢献しました。

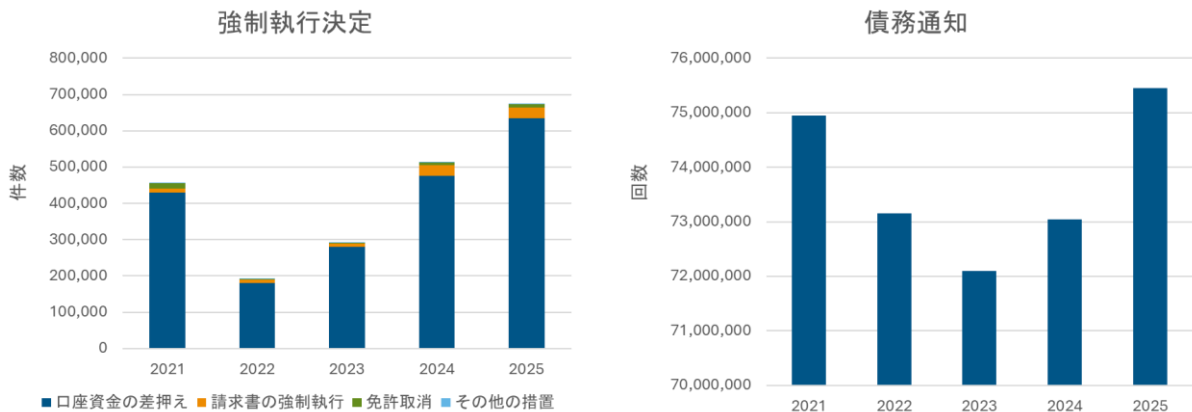
2.1.6.1. 債務管理および税金回収強制の方法の革新

税務当局は、債務管理および税金回収強制業務における情報通信技術の応用を推進し、債務通知、強制決定の発行、および関係機関との電子的な方法で情報交換における電子プロセスと自動化を展開しています。

債務通知は、毎月、電子税務アカウント、eTax Mobile アプリケーション、およびその他の電子チャネルを通じて定期的には送信され、納税者が未履行の税務義務を適時に把握できるようにしています。同時に、強制決定は電子的に実行され、処理時間を短縮し、行政手続きを削減し、実行結果を効率を向上させます。

図 3.17 - 強制決定件数および債務通知回数

2021 年～2025 年



各レベルの税務当局は、税金債務データのレビューと標準化を強化し、誤った債務、架空債務、調整待ち債務を処理し、各地域、歳入項目、納税者グループごとの債務の動向を綿密に監視して、適切な管理措置を適用しています。

2.1.6.2. 債務管理および税金回収強制の方法の革新

2022 年以降、出国停止措置が一貫して実施され、税務債務回収業務において効果的な手段の一つとなっています。

両機関間の協力規則に基づき、税務当局は公安省の出入国管理当局と緊密に連携し、電子的な手段による出国停止措置を実施しました。電子的なデータ接続と交換は、行政手続きの改革に貢献し、処理時間を短縮し（特に納税者が義務を完了した後の出国停止措置の取り消しが必要な場合）、税金徴収業務の効率を高めました。

2021 年から 2025 年の期間において、各級税務当局は、納税額が合計 約 57 兆ドンに達する納税義務のある納税者に対し、約 85,000 件の出国停止通知を発行しました。そのうち 約 49,000 件は、登録住所で事業活動を行っていないが税務当局に通知していない納税者で、納税額は 5 兆 9000 億ドン超でした。

この措置の適用により、税務当局は出国停止措置を受けている 10,000 人以上の納税者から 3 兆 5000 億ドンを回収し、特に登録住所で事業活動を行っていない納税者グループからは 3,400 件のケースで約 1000 億ドンが納付されました。

この結果は、出国停止措置が、特に滞納者、登録住所で事業活動を行っていない者、または国家予算に対する義務を意図的に回避している者に対する税法遵守率の向上に顕著な影響を与えていることを示しています。

2.1.6.3. 税金徴収遅延措置の包括的な実施

出国停止措置に加えて、税務当局は税務管理法の規定に基づき、強制執行措置を一貫して適用しています。その内容には、口座からの資金引き落としや口座の凍結、給与または所得の一部差し押さえ、輸

出入貨物に対する通関手続の停止、請求書の使用停止、資産の差し押さえおよび競売、他の組織・個人が保有する金銭や資産の回収、事業登録証明書・設立許可証・営業許可証の取り消しなどが含まれます。

税金徴収遅延措置の包括的な適用は、税金管理業務および財政規律の確保において重要な意味を持ち、いくつかの側面で表れています：納税者の法律遵守率の向上、税金徴収の効率向上、b 税法を遵守している納税者に対する公平性の確保、国家の税務管理の有効性と効率の向上、財政規律と健全なビジネス環境の構築に貢献します。

表 3.18 - 2021 年から 2025 年の税金徴収

年	徴収結果 (十億ドン)	成長率 (%)	期末総債務 (十億ドン)	回収可能債務 (十億ドン)	回収困難債務 (十億ドン)	処理中債務 (十億ドン)	債務/総 収入比率
2021	25,100	-	116,961	83,619	10,315	23,027	8.61%
2022	39,000	55.38%	158,914	111,879	20,944	26,091	10.41%
2023	49,500	26.92%	184,998	132,587	27,058	25,083	11.97%
2024	62,900	27.07%	204,489	130,232	37,868	26,389	11.47%
2025	約 65,000	3.34%	238,662	169,371	44,476	24,815	10.13%
2021 年比 X 倍	2.6 倍	-	-				2030 年 目標： ≤7%

65 兆ドン 2025 年の税金徴収額 - 2021 年の 2.6 倍

2024 年比 3.3%増 (62 兆 9000 億ドン)

2.1.6.4. 税金債務管理業務における結果と困難、課題

税金債務管理は、ベトナムを含む多くの国の税務当局にとって常に課題となっています。2021 年から 2025 年の期間において、税務部門は税金債務管理業務を断固として指示し、多くの肯定的な結果を達成しました。徴収額は年々増加しています。

しかし、税金債務の状況は、次のような客観的および主観的な要因の影響を受けています：企業の生産・事業活動における困難における問題、土地、不動産プロジェクト実施のための土地の引き渡し・立ち退き、納税者が怠慢、意図的な義務履行遅延 または支払不能等。

債務構造に関しては、不動産開発プロジェクトにおける土地使用料、土地賃料の未払い、または法的な問題による遅延が主な債務となっており、1 日あたり 0.03%の延滞税が発生・蓄積しています。また、COVID-19 後の影響によりキャッシュフローに問題を抱え、支払能力のない企業からの債務も含まれます。

現在の税金滞納状況を解決するには、地方自治体の関与による土地問題の解決、税務当局による税法管理法に規定された督促、強制執行、出国停止措置の完全な実施、および税法管理法に規定された支払能力のないケースに対する滞留債務の処理、債務凍結、債務免除の継続を含む、包括的な解決策の実施が必要です。

2.1.7. 税務上の異議申立ておよび紛争の解決

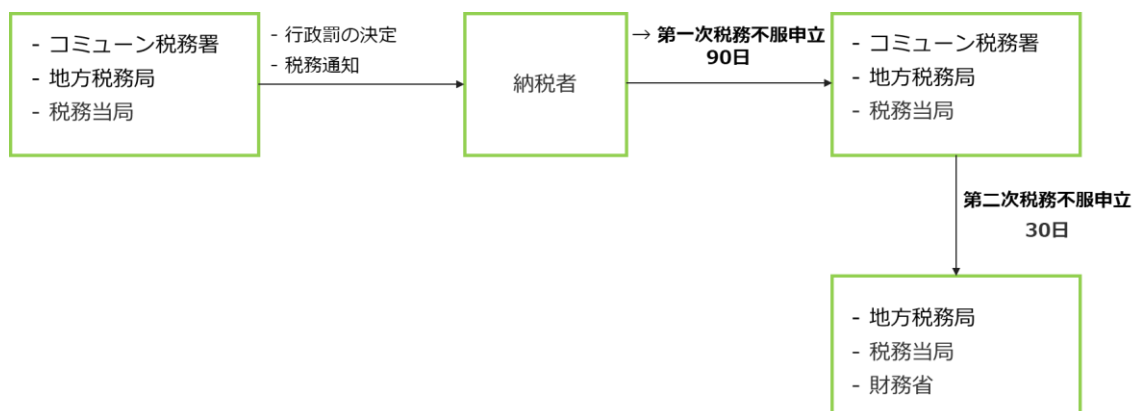
2.1.7.1. 異議申立ての処理業務

各級税務当局における異議申立ての処理メカニズムは、異議申立て法、税法管理法および関連施行文書の規定に従って実施され、納税者の合法的な権利と利益を保証すると同時に、税務当局の透明性と客観性を反映し、ビジネス環境の安定に貢献します。

「異議申立て」とは、納税者が苦情法および税法管理法で定められた手続に従い、税務機関の権限ある機関に対して、税務機関の行政決定や行政行為、または税務機関内の権限者の行為について、違法であり自らの権利や利益を侵害していると考える場合に、その決定や行為の再検討を求めることをいいます。

現在の異議申立て処理業務におけるハイライトは、従来の方式からデジタル管理モデルへの力強い移行であり、異議申立て処理の各段階の公開を推進し、検証におけるデータ技術の適用、および複雑な案件の処理品質向上と時間短縮のための直接的な協議メカニズムの広範な展開です。

- 納税者の異議申立て手続き：



税務当局による異議申立ての処理は、行政処分および行政行為（納税通知、追徴決定、罰金決定など）に対して、2 段階（初回および二次）で実施されます。プロセスは以下のステップを含みます：申立て受付 → 受理 → 異議申立て内容の検証 → 協議（必要に応じて） → 三者協

議 → 決定発行 → 異議申立て解決決定の執行。現在の処理メカニズムの顕著な点は、IT 技術の適用推進、プロセスの公開、そして特に複雑な案件の処理品質向上と時間短縮のための直接的な協議メカニズムの広範な適用です。

- 2021 年から 2025 年の期間における異議申立て処理業務：

図 3.19 - 異議申立て処理業務の説明（2021 年～2025 年）

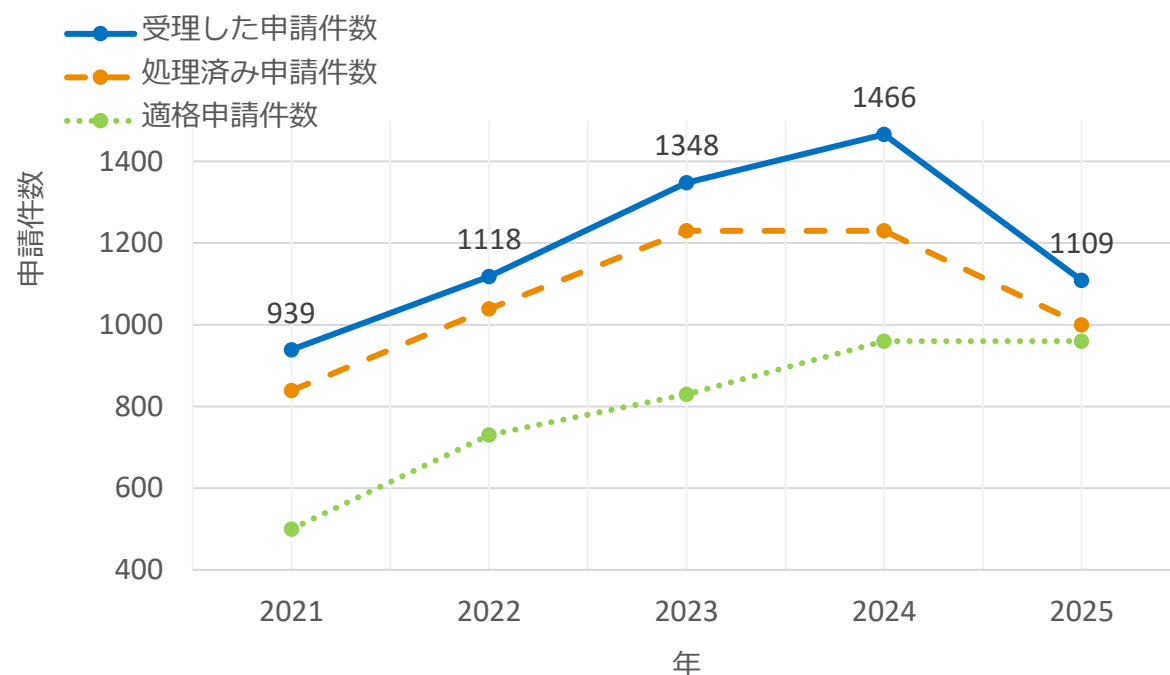


表 3.20 - 異議申立て処理結果

2021 年～2025 年

年	受付状況		処理結果	
	受付件数	処理済み件数	管轄件数	管轄済み処理件数
2021	939	844	549	454
2022	1,118	1,022	734	688
2023	1,348	1,279	829	760
2024	1,466	1,329	954	873
2025	1,109	1,098	960	872
合計	5,980	5,572	4,026	3,647

2021年から2025年の期間において、税務部門全体で5,980件の異議申立てを受け付け、2021年の939件から2024年には1,466件に増加し、3年間で約56%増加しました。これは税務当局に対する書類処理の圧力がますます増大していることを示しており、二次異議申立ての件数も大幅に増加していることから、納税者が上位機関に異議を申し立てる傾向にある複雑な案件の性質がうかがえます。しかし、協議や調停を通じて、申立人が申立てを取り下げた件数が26%を占めていることは、法律の解釈と普及が非常に重要であり、常に優先されていることを示しており、行政負担の軽減における注目すべき成果です。申立人が申立てを取り下げたのは、政策法規を明確に理解し、税務当局の処理が合理的かつ公正であると判断したためです。

▶ 検証および対話のためのデジタル変革アプリケーション

国家デジタル変革プログラムの推進という文脈において、税務部門の苦情処理メカニズムは、従来の方式から近代的なデジタル管理モデルへと力強い飛躍を遂げました。現在、税務部門の中央データシステムに基づいた自動検索、分析、照合、および下位機関からの報告を組み合わせることで、苦情内容の検証が最大限に最適化されています。これにより、書類の真正性が即座に確認され、主観による誤りが最小限に抑えられ、処理時間が短縮されます。

特に、デジタルプラットフォームの徹底的な応用により、税務当局は納税者とのオンライン会議による検証および対話セッションを開催できるようになりました。このソリューションは、地理的な距離の障壁を取り除くだけでなく、企業の移動コストも節約します。このデジタル化された苦情処理メカニズムへの移行は、電子政府構築という目標の明確な証であり、ビジネス環境の改善と納税者の満足度指数の向上における大きな進歩を示しています。

▶ 「直接協議」メカニズムによる解決効率の向上

現行の苦情処理法では、二次審査レベルでの諮問委員会の設置が認められていますが、手続きや手順に関する具体的な規定が欠けています。さらに、実際には、最初の段階から多くの複雑な案件（特に土地関連の案件で、複数の省庁や部門の管轄下にあるもの）が発生しています。

この制限を克服するため、税務部門は積極的に提言を行い、国会は2019年10月22日付の法律第38/2019/QH14号「税務管理法」でこれを承認しました。これに基づき、税務総局は2021年10月22日付の決定第1490/QĐ-TCT号を発行し、苦情処理活動における直接協議規則を正式に確立しました。

これは、戦略的な改善をもたらす重要な節目です。

- ✓ 処理時間の短縮：関係者からの意見を待つという時間的な制約を克服し、規定に従って期限内に処理を完了させることを保証します。
- ✓ 客観的かつ多角的：諮問委員会の参加者には、独立した専門家、弁護士、大学教授、および企業代表団体（VCCI、中小企業協会、税務コンサルタント協会など）が含まれます。

- ✓ 断固と独立：諮問委員会は秘密投票形式で、多数決の原則に基づいて運営され、委員会のメンバーの責任を高めます。
- ✓ 意思決定における 透明性：税務当局の長官が最終的な処理決定を発行するための確固たる根拠を提供します。

直接協議規則の制定は、苦情処理の質を高めるだけでなく、税務部門が法を遵守し、ビジネス環境を改善し、紛争を最小限に抑え、納税者の信頼を強化するという真摯な姿勢を示しています。

今後、税務部門は、人工知能とビッグデータを苦情処理業務に最適化することで、包括的なデジタル化プロセスを継続的に推進し、100%の書類を期限内に処理することを目指します。

2.1.7.2 税務行政訴訟

現代的で透明性が高く、納税者中心の税務管理改革という文脈において、税務行政訴訟は、国家の税務管理活動の正確性を確保し、同時に国家、納税者、税務当局の合法的な権利と利益を保護する上で、ますます重要な役割を果たしています。これは単なる行政紛争の処理活動ではなく、法執行の実践における税務行政処分の合法性と合理性を検証するための重要な法的フィードバックメカニズムでもあります。

2021 年から 2025 年の期間は、付加価値税還付、法人税優遇措置、税務違反および請求書に関する行政罰、税金追徴、税務行政処分の強制執行、および関連取引、電子商取引、デジタルプラットフォームビジネスに関連する紛争に集中した、税金関連の行政訴訟の増加傾向が見られます。この増加は、管理規模の拡大、経済活動の複雑性の増大、および税務当局の公務遂行における透明性、説明責任、標準化に対する要求の高まりを反映しています。

その要求に応えるため、税務当局は、行政処分の発行段階から、専門的かつ統一的な方向で行政訴訟への参加メカニズムを段階的に整備し、法的管理を強化してきました。処分の根拠となる法的基準の審査、納税者との対話、法的根拠の確認、訴訟リスクの評価などが、税務処分発行前の段階でより重視されるようになりました。同時に、税務当局は、業務部門、法務部門、監察部門、徴収部門間の連携を強化し、事件処理プロセスにおける一貫性を確保し、紛争の発生を抑制し、行政処分の質を向上させています。

行政訴訟活動において、税務当局は行政訴訟法に定められた訴訟参加の責任を完全に果たし、書類、資料、証拠を主体的に提供し、裁判所での対話や弁論に参加し、法的に効力を持つ判決や決定を厳格に執行しています。審理プロセスを通じて、税務管理において新たに生じた多くの法的問題が明確化され、法的認識の向上、法適用品質の向上、そして徐々に 税務分野における審理実務の形成に貢献しました。多くの行政訴訟判決は、業務指導、類似の法的状況の処理、そして税務管理メカニズムのより標準化された、透明性の高いものへの改善における重要な参考資料となっています。

これと並行して、税務当局は税務行政訴訟事件の集計・分析を強化し、一般的な法的リスクグループを特定することで、業務プロセスを改善し、管理の質を向上させています。特に、輸出 VAT 還付、越境取引、投資優遇、電子商取引、移転価格、デジタル経済に関連する複雑な事件は、新たな段階における税法政策の改善に資する重要な実務的源泉となっています。電子データ、電子請求書、銀行データ、相互接

続されたデータベースの利用も、訴訟プロセスにおける税務当局の処理見解の証明、照合、保護能力を段階的に向上させています。

税務職員に対する法的スキルおよび訴訟参加スキルの研修・育成が、全業界で推進されています。法務および訴訟担当の税務職員チームは、専門化が進み、税務行政訴訟における国家の合法的な権利と利益の保護の質向上に貢献しています。加えて、訴訟記録管理、行政判決の追跡、法的データベースの集計における IT の応用が展開されており、税務当局の管理効率と説明責任を高め、TADAT のような国際的な税務管理基準に適合させています。

多くの肯定的な成果を達成しているにもかかわらず、税務行政訴訟は依然として多くの困難と課題に直面しています。一部の事件は、投資、土地、会計、税関、企業、および国際的な税務上の約束など、複数の法分野に同時に関連する特別な複雑性を持っています。一方で、各地方における専門的な弁論能力と電子証拠処理能力にはばらつきがあります。さらに、デジタル経済、デジタル資産、越境ビジネスモデルの急速な発展は、法的枠組みの改善と訴訟参加税務職員の専門能力向上の要求を継続的に提起しています。

今後、広範な国際統合と包括的なデジタル変革のトレンドとともに、税務上の行政紛争の性質はますます多様化・複雑化すると予測されます。税務当局は、法的メカニズムの継続的な改善、弁論能力の向上、対話の強化、そして税務管理プロセスにおける法的リスクの予防に努めます。同時に、判例データベース、典型的な法的状況、およびリスク管理業務を支援する内部法的支援システムの構築を推進します。目指す目標は、歳入調達において効率的であるだけでなく、法の支配、透明性、公平性の原則を確保し、納税者の法的システムおよび税務当局に対する信頼を高める、近代的な税務管理システムを構築することです。

2.2. 税務管理プロセスの全体的評価

ベトナムにおける 2021 年から 2025 年までの税務管理プロセスは、税務当局の歴史上、最も高度な電子化と自動化を達成しました。登録、申告、納税、還付、査察、検査、徴収の全 6 段階は、主にデジタルプラットフォームを通じて運営されており、納税遵守率は 申告書 の期限内提出率が 98,48%（2030 年戦略目標を達成）、債権回収額は 2.6 倍、調査・検査による増収額は 2021 年比で倍増しました。

表 3.21 - 税務管理プロセス効率指標 2025 年目標対比

管理段階	主要指標（2025 年）	2030 年目標
税務登録	稼働企業 1,017,056 社；国家データベース接続済	100%接続
電子申告	企業 99.38%；期限内提出 98.61%	企業の期限内申告書提出率は最低 98%、個人の場合は 85%を達成

管理段階	主要指標（2025 年）	2030 年目標
電子納税	企業 1,011,853 社 (>99%) ; 商業銀行 60 行 と連携	100%
付加価値税還付	還付済 151 兆 3520 億ドン	ドン。企業・組織に対する電子還付率は最低 98%、給与・賃金所得のある個人で直接確定申告を行う場合は最低 85%、期限内処理率は最低 98%を達成。
調査・検査	72,207 件 ; 増収額 27 兆 6720 億ドン	リスク集中
債務管理	65 兆ドンの債権回収	負債/収入 ≤7%
納税者の満足度向上	92,3%	≥90% (2025 年)

3. 税務申告者への広報・支援業務

3.1. 広報・支援業務の概要

広報・支援業務は、以下のモデルに従って組織・運営されています。

- 税務当局（中央）：年間の広報計画の策定、国家プログラムの調整、主要テレビ局・新聞社との関係管理、重点プロジェクトの実施。
- 地方税務当局：指示に従った広報計画の実施、地方企業との対話会議の開催、ワンストップサービス部門での納税者支援の管理。特に、市・区レベルでは、基礎税務部門が個人事業主や個人への直接支援を行い、地方のソーシャルメディア（Zalo、Facebook）での広報を展開し、日々の問い合わせや問題解決に対応します。

3.2. 2021-2025 年における広報・支援業務

3.2.1. 税制改革戦略目標の達成状況

2021 年から 2025 年にかけて、税務部門は、2030 年までの税制改革戦略の方向性に沿って、行政手続きの改革、デジタルトランスフォーメーション、現代的で透明性の高い税務行政の構築、納税者中心のサービス提供という要件と連携させながら、広報・支援業務を統一的に展開してきました。広報・支援業務は、中央税務当局から地方当局まで一貫して実施され、多くの新しい税制が制定される中で、納税者が税金の義務を十分に理解し、履行できるよう、タイムリーな税法・政策の普及を保証するとともに、COVID-19 の影響や国家のデジタルトランスフォーメーションの要件に柔軟に対応しています。

この期間中、税務部門は税制改革戦略における多くの重要な目標を達成し、それを上回りました。主な目標の達成状況は以下の通りです。

表 3.22 - 戦略目標の達成状況 税制改革
2021-2025 年

目標 / 内容	結果 2021 - 2025
新しい税法規の規定通りの広報率	100%
エンドツーエンドのオンライン提供が可能で、国家公共サービスポータルに統合された行政手続きの割合	100% (目標: ≥80%)
電子チャネルによる納税者サポート率	>80% (目標: ≥70%)
総サポート要求件数に対する期限内サポート率	>80% (目標: ≥70%)
完全オンライン処理された行政手続き書類の割合	>85% (目標: ≥50%)
電子的な統合ワンストップサービスメカニズムによる税務登録書類の割合	100%
電子統合された世帯および個人向け土地書類の割合	70%
税務手続きの解決に対する満足度	92.9%
税務当局のサービスに対する満足度	92.3%

上記の成果は、納税者への広報・支援業務が、サービス品質、IT 活用度、および国家的なデジタルトランスフォーメーションの文脈における納税者の要求への対応能力の両面において、力強い変革を遂げたことを示しています。

3.2.2. 税法広報業務の成果

2021 年から 2025 年の期間において、税務当局は、納税者中心のサービス、税務管理の改革・近代化の要求に結びついた、現代的でマルチプラットフォームな税法広報業務の革新に向けた多くのソリューションを、同期的かつ包括的に展開してきました。

税務当局は、政策が施行される前に、施行中、および施行後に、各段階に応じた税法広報計画を主体的に策定・実施してきました。同時に、社会的な合意形成を図り、政策実施の効果を高めるため、法規制文書の策定段階から政策広報を強化しています。

広報内容は、特に税務管理法およびその施行細則、電子請求書（e-invoice）およびレジからの電子請求書、電子商取引（e-commerce）、デジタルプラットフォームでのビジネス、ライブコマースにおける税務管理、個人事業主の税務管理、2025 年 7 月 1 日からの個人識別番号による納税者番号（MST）の代替使用に関する政策、COVID-19 パンデミック後の企業および個人の回復を支援するための税金免

除・軽減・猶予に関する政策、グローバルミニマム税に関する政策、税務行政手続きの改革、税務当局のデジタルトランスフォーメーション、eTax、eTax Mobile、電子商取引ポータル、および海外サービスプロバイダー向けポータルなどの電子税務サービスに関する主要な政策に焦点を当てています。同時に、請求書の不正、脱税、税法違反行為に対する警告広報を強化し、個人事業主の申告制への移行を支援しています。

広報業務は、多くのマスメディアおよびデジタルプラットフォームで同期的に展開されています。税務当局は、ベトナムテレビジョン（VTV）との緊密な連携を維持し、「税金と生活」プログラムや、ベトナム通信社テレビ、人民テレビ、国会テレビ、VTC などの各テレビ局における「国家税金」コーナーを展開しています。地方の税務当局では、地方テレビ局と連携し、税務当局の活動に関する報道や特集記事を作成し、税法に関する多くのシンポジウムや説明会を開催しています。

ベトナムの声（VOV1、VOV2、VOVGT チャンネル）のチャネルを通じて広報を展開し、「あなたの専門家との対話」、「焦点」、「法律を手引きする」などのコーナーで、税法に関するニュースや記事をゴールデンタイムに放送しています。特に、VOVGT で放送される番組は、ゴールデンタイムに放送されるため、多くのリスナーの関心を集めています。地方では、税務当局が、各省のラジオ・テレビ局や、各村・区のラジオ局と連携し、定期的に税金に関する広報コーナーを開設しています。

2021 年から 2025 年にかけて、税務当局は中央および専門メディアと定期的に連携し、税法、税務行政手続きの改革、税務当局のデジタル変革に関する広報活動を強化しています。毎年、税務当局は積極的に情報を提供し、約 20～30 の報道機関、電子新聞、雑誌と協力して、税金に関するニュース記事、メッセージ、特集記事を掲載しています。同時に、税務当局全体の内部広報活動に資するメディア製品の提供と普及のために、多くの専門誌や雑誌と協力しています。地方では、税務署も県の新聞と協力して特集記事を開設し、新しい税制、税務当局の成果と活動に関する広報情報を定期的に掲載しています。地方では、税務署も県の新聞と協力して特集記事を開設し、新しい税制、税務当局の成果と活動に関する広報情報を定期的に掲載しています。2021 年から 2025 年にかけて、中央および地方の新聞や雑誌に税金に関する数万件の記事、特集記事が掲載され、国民や企業への税法広報の効果向上に貢献しました。

従来の広報形態に加え、税務当局は、税務当局ポータルサイト、Facebook、Zalo、Fanpage、Youtube、その他のデジタルプラットフォームを通じて、デジタル環境での広報を強化しています。税務当局ポータルサイトは、引き続き中心的な広報・支援チャネルとして、新しい税制、実施文書、納税者の疑問への回答、プレスリリース、税務管理活動に関する情報を定期的に更新しています。2021 年から 2025 年にかけて、税務当局ポータルサイトシステムは、税制、税務手続き、当局の注目すべき活動に関する数百千件のニュース記事、写真、ビデオ、ポッドキャスト、文書、メディア製品を掲載しました。同時に、税務当局は、請求書の不正売買防止、電子商取引事業者への支援、eTax Mobile などの多くの専門特集を構築・維持し、納税者が電子税務サービスに容易にアクセスし、税法遵守の意識を高めることを支援しています。

税務当局は、パンフレット、リーフレット、看板、ポスター、バナー、ガイド資料、税制、電子請求書、電子商取引、税務手続きの改革、電子税務サービスに関する専門広報資料などの視覚的な広報活動を効果的に継続しています。2021 年から 2025 年にかけて、各レベルの税務当局は、ワンストップサービス部門、研修会、対話会、行政サービスセンター、市場、ビジネス街、地域社会で、国民、企業、個人事業主向けの数百万件のパンフレット、資料、広報資料を編集、発行、配布しました。

同時に、税務当局は、インフォグラフィック、モーショングラフィック、ビデオクリップ、ポッドキャスト、電子税務ハンドブック、Q&A 資料、ガイドブック、その他のデジタルメディア製品など、多くの最新かつ視覚的な広報製品の編集と制作を強化し、税制、電子請求書、電子商取引、税務当局のデジタル変革の広報に役立てています。広報製品は、簡潔で理解しやすく、アクセスしやすいように設計されており、各納税者グループに適しており、デジタルプラットフォームで広く普及しています。

同時に、多くの省・市の税務当局は、Facebook ページ、Fanpage、Zalo、公式 Youtube チャンネルを積極的に構築し、インフォグラフィック、チュートリアルビデオ、税制に関するライブ Q&A、納税者向けサポート情報を掲載しています。ソーシャルメディアプラットフォームは、インタラクティブ性を高め、税制情報を迅速に拡散させると同時に、納税者がデジタル環境でタイムリーにガイダンス、リスク警告、電子税務サービスにアクセスするのを支援するのに貢献しています。

特に、2025 年には、税務当局は、請負方式から申告方式に移行する個人事業主および個人事業主に対する税務管理を支援するための多くの重点的な広報キャンペーンを実施します。広報内容は、電子請求書、電子申告、eTax Mobile の使用方法、およびデジタル環境での納税義務の履行に焦点を当てます。同時に、対話会議、トレーニング、市場やビジネス街での移動広報、および「手取り足取り」支援モデルなど、多様な広報形式を展開します。税務当局は、各事業主への政策普及のために、市町村、区、町内会、婦人会、青年団、市場管理委員会、およびその他の団体との協力を強化します。また、「市町村レベルの税務担当者向けハンドブック」を作成し、16,000 人以上の市町村レベルの役職員を対象に研修・トレーニングを実施し、地方での税務管理における協力の効果を高めます。さらに、税務当局は、多くの電子ハンドブック、電子税務ガイドブック、インフォグラフィック、チュートリアルビデオ、および Q&A 資料を編集・発行しました。特に、企業経営者、最高財務責任者、個人事業主および個人事業主向けの 3 つの電子税務ハンドブックセットを開発し、AI を統合して質問への回答を支援し、税務当局のポータルサイトに掲載しました。

テレビ

テレビ - 主要チャンネル

- ✓ 「税金と生活」コーナー（VTV1、VTV3 で再放送）は毎週月曜日に週 1 回（年間 52 回）放送されます。毎年実施・維持されます。
- ✓ 「国家税務」コーナー は 他のテレビチャンネルで毎月実施され、年間平均約 50 回放送されます。

	✓ 地方のテレビチャンネルでは、年間約 3,000 件のニュース、記事、コーナーが実施されます。
	ラジオ - ゴールデンアワー ✓ ベトナムの声（VOV、VOV2、VOVGT）は、「あなたの専門家との対話」、「焦点」、「法律の手引き」などのコーナーで放送しています。年間約 500～600 回の番組を h 実施します。 ✓ 全国の地方ラジオ局では、年間平均 70,000 件のニュース、コーナーが放送されます。
	報道機関 - 中央から地方までのメディアネットワーク ✓ 中央から地方まで、金融業界内外の新聞や雑誌（紙媒体、電子媒体）で広報活動を展開します。 ✓ 中央の約 20～30 の報道機関と協力し、年間平均 3,000 件のニュース、記事を掲載します。 ✓ 地方の税務署では、年間約 6,000 件のニュース、記事、コーナーの掲載に協力します。
	電子情報サイト - デジタルセンター 税務当局の電子情報サイトは、税制、税務手続きに関する広報ニュース、記事、ビデオクリップを何万件も作成・掲載し、当局の顕著な活動を反映しています。
	ソーシャルメディア&ライブストリーム - 革新的なデジタルチャネル 税務当局のデジタルプラットフォーム（Zalo、ファンページ、YouTube など）での広報を強化し、広報コンテンツを公開し、何万人ものフォロワーを獲得します。
	AI チャットボット - 次世代サポートチャネル ハノイ税務当局の仮想アシスタント（2024 年 11 月下旬にローンチ）：約 30,000 回の質問/回答。行政手続きフォーム、チュートリアルビデオ、ポータルサイトおよび Zalo 経由での 24 時間年中無休の活動を統合しています。

3.2.3. 納税者支援業務の結果

広報活動と並行して、2021 年から 2025 年にかけて、税務当局は、現代的、専門的、透明性があり、納税者をサービスの中心とする方向で、納税者支援のための包括的なソリューションを展開してきました。支援業務は、業界全体で統一的に組織されると同時に、各レベルの税務当局の積極性と柔軟性を発揮

し、デジタル変革と税務手続き改革を推進する状況下で、国民および企業のますます多様化する支援ニーズにタイムリーに対応しています。

税務当局は、479 の納税者支援情報チャネルシステムを維持・効果的に運用し続けています。また、ワンストップ窓口での直接支援、電話、E メール、書面、ポータルサイト、ソーシャルメディア、オンライン会議、政策解説ライブストリーム、電子質問応答システム、AI チャットボット、税理士など、複数の支援方法を同期的に展開しています。これらの支援チャネルを通じて、各レベルの税務当局は、税制、電子請求書、電子申告・納付・還付、税務登録、税務申告、電子商取引、eTax、eTax Mobile、その他の税務行政手続きに関する数百万件の支援要求を受け付け、回答し、処理しました。

COVID-19 パンデミックの影響下で、税務当局は直接支援からオンライン支援へと積極的にシフトしました。これにより、感染症対策の要件を満たしながら、全国的な納税者支援を効果的に維持することができました。政策解説ライブストリーム、デジタルプラットフォームを通じたオンライン支援、政策ガイダンスの E メールや Zalo メッセージの送信、Facebook ページや電子質問応答システムを通じた支援など、多くの新しい支援形式が導入・拡大され、国民や企業の税制情報へのアクセス可能性向上に貢献しました。

地方の税務当局は、マルチプラットフォーム指向で納税者とのインタラクションを強化する形で、支援方法の革新を主導しています。多くの州・市の税務当局は、公式 Facebook、Facebook ページ、Zalo、YouTube チャンネルを効果的に構築・運用し、政策情報、インフォグラフィック、ガイダンスビデオ、質疑応答ライブストリーム、税務リスク警告などを公開しています。同時に、各レベルの税務当局は、納税者との対話会議、専門分野のトレーニング、「税務申告支援月間」、「税務申告支援週間」、地方での巡回支援、時間外支援を定期的に行い、納税者が税務義務を履行する過程で最大限の便宜を図っています。

近年、税務当局は、トレーニング会議、企業対話会議、個人事業主支援会議、税務申告支援プログラム、全国規模のオンライン支援プログラムを定期的に行っています。2021 年から 2025 年の期間には、全国で数千回の対話・トレーニング会議が開催され、数十万人の納税者が参加し、新しい政策のタイムリーな普及、困難や問題点の解消、税法遵守率の向上に貢献しました。

税務当局はまた、ベトナム商工会議所と連携し、全国および多くの地方で企業との対話会議を組織しています。同時に、韓国大使館、日本大使館、韓国・日本企業協会、および多くの国際企業組織と協力し、ベトナムで活動する外国投資企業向けの対話、政策普及、問題解決プログラムを組織しています。これらの対話プログラムは、税制執行の透明性を高め、納税者サービス品質を向上させ、投資・ビジネス環境を改善することに貢献しました。

毎年、税務当局は、法人税および個人所得税の税務申告支援プログラムをオンライン形式、または直接・オンラインの組み合わせ形式で実施し、納税者が規定通りに税務申告を行えるよう支援しています。2021 年から 2025 年の期間には、全国で数百回のオンライン税務申告支援プログラムが実施され、電子プラットフォーム上で数百万回のアクセス、視聴、インタラクションを集めました。税務申告、電子請求書、電子税務手続きに関する数千件の質問や問題点への回答を支援しました。また、州・市の税務当局は、「税務

申告支援月間」、「税務申告支援週間」、巡回支援チーム、時間外支援を実施し、申告期間中の納税者を最大限に支援しています。

税務当局は、電子税務システム、eTax Mobile、電子商取引ポータル、外国人プロバイダー向けポータル、およびデジタルサポートプラットフォームを通じて電子サポートを継続的に拡大しています。また、税務知識データベースの構築、24 時間年中無休の AI チャットボットの展開、電子 Q&A システムの標準化、視覚的なチュートリアルビデオの開発、電子ドキュメント、およびサポートプラットフォームでの電子フォームの統合を通じて、IT および人工知能の応用を推進し、納税者サポートを強化しています。デジタル技術の応用は、応答速度の向上、処理時間の短縮、コンプライアンスコストの削減、および個人や企業による電子税務サービスへのアクセス可能性の拡大に貢献しました。

税務当局は、事業主が新しい税務管理方法に適応するのを支援し、固定税から自己申告への移行プロセスにおける合意を形成するために、納税者中心、多様なサポート形式、およびデジタル技術の応用強化という方向で、納税者への広報・支援活動を全面的に刷新しました。

特に 2025 年には、税務当局は「固定税から事業主への申告へのモデル転換のための 60 日間ハイシーズン計画」を実施し、全国で 200 万人以上の事業主を直接支援します。現場でのタスクフォースを組織し、市場や商業通りでの広報活動を調整し、ライブストリーム、ソーシャルメディア、チャットボット、ホットライン、およびデジタルプラットフォームを通じたオンラインサポートを強化します。税務当局は 463,000 件以上の広報資料を発行し、約 2,500 回のサポートプログラムを開催し、1,500 以上の移動サポート拠点を設置しました。

税務当局は、「納税者サポートハンドブック」セクション、<https://hotronnt.gdt.gov.vn> の企業および納税者向け税務ポータル、および事業主および個人事業主向け体験ポータルなどの電子サポートプラットフォームを構築しました。<https://dichvucong.gdt.gov.vn>

これらのプラットフォームは、納税登録、申告、納税、還付まで、税務管理プロセス全体を電子的に実行するのを支援し、これにより事業主がデジタル環境での自己申告、自己納税の方法に徐々に慣れることができます。

さらに、税務当局は税務代理店の活動の管理と監督を継続的に強化し、規定に従って税務手続きサービスのための資格認定試験を実施・付与します。同時に、納税者サポートサービスの質を向上させるために、税務代理店システムの広報と開発を推進します。税務代理店の管理と開発は段階的に標準化され、納税者が専門的かつ近代的な方向で税務コンサルティング、申告、確定申告、および税務手続きサービスに容易にアクセスできるよう支援しています。専門的かつ近代的な方向で税務コンサルティング、申告、確定申告、および税務手続きサービスに容易にアクセスできるよう支援しています。

880 税務 代理店

資格のある税務代理店の数
サービス事業
(2025 年 12 月 31 日現在)

1,964 従業員

税務代理店従業員の数
従事中
(2025 年 12 月 31 日現在)

表 3.23 - 納税者サポート業務の結果の集計 (2021 年～2025 年)

サポートチャネル/形式	2021 年～2025 年	備考
ワンストップサービス部門での 直接サポート	300 万件以上	直接的な行政手続きの受付と処理
電子チャネルでのサポート	約 25,000 件	平均応答率は約 90%以上
メールでの サポート	数千万件	最も広範なチャネル。政策文書の送信を含む
プラットフォームでのソーシャルメディア	サポート	約 200 万件 大幅に増加。大都市で普及。納税者との 直接的なやり取り
電話でのサポート	70,000～80,000 件	従来のチャネルは維持
納税者向けトレーニング	約 3,500 クラス / 800,000 人	集中：eTax Mobile、電子請求書、電子商取引、個人事業主；オンラインおよび対面
納税者との対話	約 3,200 回 / 60 万人	VCCI 会議、韓国企業会議、および全国的なトレーニング会議を含む 業界全体 オンラインおよび対面
合計サポート回数 (推定)	1,000 万回以上	マルチチャネル；電子チャネル経由のサポート率は 80%に達する

- 2021 年から 2025 年の期間は、税務部門が納税者への広報・支援業務をデジタル化、近代化、マルチプラットフォーム化し、納税者中心に進める上での大きな転換期となります。
- 実施された活動は、積極的かつ専門的で、実践に根ざし、国家のデジタル変革のトレンドに沿ったものであり、税務管理の効率向上と自主的なコンプライアンスの強化に貢献しています。
- 今後の方向性：人工知能の応用をさらに推進し、遠隔地の納税者への支援を拡大し、デジタル体験を向上させ、現代的で、公開、透明、フレンドリーな税務行政を構築します。

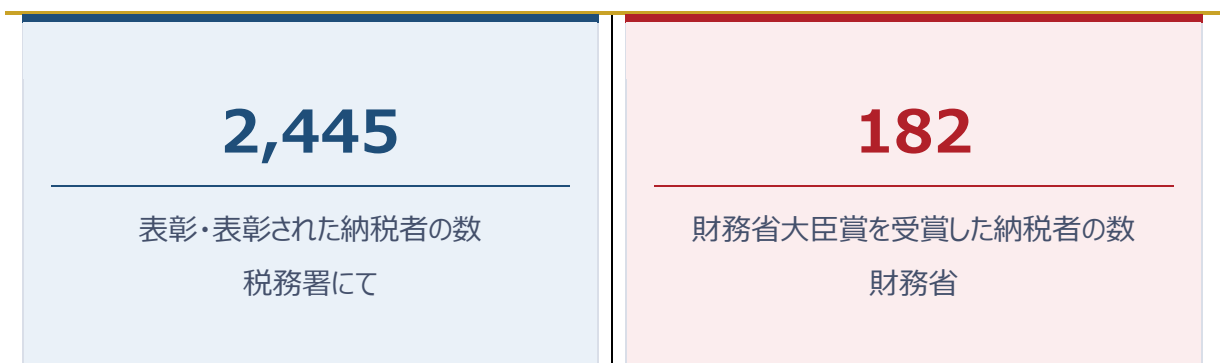
3.2.4. 納税者の表彰・表彰の結果

納税者の表彰・表彰業務は、税務部門によってタイムリーかつ公開・透明に行われ、税法を遵守し、国家予算に多大な貢献をした組織や個人を認め、称賛しています。納税者の表彰・表彰は、税法遵守の意識を高めるだけでなく、企業コミュニティや個人事業主の間で、透明で責任あるビジネス文化と持続可能な発展を広めることにも貢献しています。

表彰・表彰業務を通じて、税務部門は納税者と協力する役割を継続的に確認し、自主的なコンプライアンスを基盤として、現代的で専門的、かつフレンドリーな税務環境を構築しています。多くの代表的な企業、個人事業主、個人が、税務義務を適切に履行したことで各レベルの権限を持つ機関から表彰されており、これにより肯定的な効果を生み出し、納税者コミュニティが国家予算に対する自覚と責任を高めることを奨励しています。

納税者の表彰・表彰の結果

2022 年～2025 年



4. 納税者の満足度評価

4.1. 2025 年の満足度評価結果

納税者の満足度評価は、納税者サービスの質の向上、税務管理における納税者中心の原則、および行政手続きの改革とデジタル変革の効果を評価するための客観的かつ定量的な測定ツールの作成という要求から実施されました。税務署は、全国規模で納税者の満足度を測定する計画を策定・実施しました。調査活動は、全国の全納税者を対象に、「行政手続き処理情報システム」(<https://dichvucong.gdt.gov.vn>)を通じて電子的に実施されました。

計画は、主に 2 つの内容グループで実施されました：

- i. 職員および業務処理結果に対する納税者の満足度測定：2025 年中、納税者が税務手続きを行ったり、税務当局が提供するサービスを利用したりした直後に、継続的に測定されます。調査結果は、毎週、毎月のリーダーシップ、指示、および運営に活用されます。
- ii. 税務当局のサービスに対する納税者の満足度測定：これは定期的な調査活動（年 1 回）であり、2025 年は 2025 年 10 月から 12 月にかけて、34 の省・市の 228,651 人の納税者が調査に参加しました。調査結果は、「行政手続き処理情報システム」

(<https://dichvucong.gdt.gov.vn>) でリアルタイムで公開されます。これは、税務サービスの品質に関する最も正確で客観的な証拠です。

92.3% 指標 税務当局のサービスに対する納税者の満足度指標 - 2025 年

表 3.24 - 7 つの要素別の満足度指標 - 2025 年全国

評価要素	満足度指数
総合 - 全般的な満足度	92.3%
公務員による業務処理	92.8%
税務政策の策定、実施、税務管理	92.6%
税務行政サービスへのアクセス	92.6%
税務行政手続きの実施結果	92.4%
税務行政手続きの実施	92.2%
納税者の事務所における税務検査業務	92.1%
苦情・告訴の処理、意見・提案への対応	91.9%

この結果は、税務当局のサービス品質が引き続き著しく改善されていることを示しており、税務業界全体の改革、近代化、デジタルトランスフォーメーションの有効性を反映しています。同時に、サービス品質管理、指揮・運営効率の向上、および将来の税務管理政策・プロセスの継続的な改善に役立つ重要なフィードバックデータベースが形成されています。

4.2. 納税者グループ別の分析

納税者グループ別の階層化結果によると、個人納税者グループと個人事業主グループの満足度指数が最も高く、一方、FDI 企業グループと国営企業グループの満足度指数は 90%未満でした。

表 3.25 - 納税者の満足度指数

納税者グループ	全般的な満足度指数
その他の個人	94.4%
個人事業主、小規模事業者	94.3%
その他の企業・組織	90.3%
国営企業	88.4%
FDI 企業	86.8%

5. 行政手続き改革業務

税務当局は、政府および財務省の指示に従い、行政手続きの削減・簡素化に関する任務を真剣に、統一的に、かつ断固として実施しました。特に 2025 年、2026 年には、2025 年 3 月 26 日付政府決議第 66/NQ-CP および財務省の指示文書を実施し、包括的かつ顕著な成果を達成し、ビジネス環境の改善と国民・企業のサービス品質の向上に貢献しました。2026 年 5 月までに、税務行政手続きの件数は、2024 年基準と比較して 235 件から 137 件に減少しました。

行政手続き件数の削減と同時に、改革業務の重点と中核的価値は、コンプライアンスコストと行政手続き処理時間の削減という成果に明確に表れています。これらは実質的な指標であり、納税者への利便性の度合いを直接反映しています。その結果、コンプライアンスコストは 2024 年基準と比較して 51%削減され、行政手続き処理時間は 27%削減され、国民・企業の行政手続きのコストと時間を実質的に削減することに貢献しました。

同時に、税務当局は、政府令第 118/2025/ND-CP に基づき、ワンストップサービスおよび統合ワンストップサービスメカニズムを統一的に展開しました。行政手続き処理情報システムをアップグレードし、書類のデジタル化、電子署名、電子保存、および電子環境での行政手続き処理プロセスに対応できるようにしました。2025 年 7 月 1 日以降、システムは地理的境界に依存しない行政手続きの受付・処理に対応できるようになりました。同時に、国民データベース、国家公共サービスポータル、および関連省庁とのデータ連携・共有を強化し、行政手続き処理の効率向上、情報の再提供の削減、国民・企業の利便性向上に貢献しました。

第3章のハイライト

①	国家歳入の継続的な成長: 税務当局が管理する国家歳入総額は、2021 年から 2025 年の期間に 8,569 兆ドンに達すると推定されています。特に 2025 年には約 2,357 兆ドンに達し、過去最高水準となり、2021 年の 1.74 倍に増加しました。平均成長率は年率 12.2%で、34 の全地方で予算を超過達成しました。
②	歳入構造の積極的な転換、民間経済セクターが主要な原動力に: 税務当局が管理する歳入総額における国内歳入の比率は、2021 年の 96.7%から 2025 年には 98.0%に増加し、原油歳入は 2.0%に減少しました。非国営企業セクターは、3 つの経済セクターからの歳入総額の 49.3%を占めました（2021 年は 43.2%）。
③	税務管理プロセスは電子化・自動化されています: 登録、申告、納税、還付などの管理機能は主にデジタルプラットフォーム上で運用されており、企業の電子申告率はほぼ 100%に達し、100 万社以上が電子納税登録を行い、2025 年末までに累計で 208 億 9000 万件以上の電子請求書が発行され、POS レジから発行された電子請求書を使用する事業所が 374,29 件以上あります。

第3章のハイライト

④	調査・検査は、量から質への転換を強く推進： 2022年から2025年にかけて、調査・検査件数は減少傾向にあり、2025年の勧告処理件数は2021年比で80.5%増加し、2025年の調査・検査による増収額は2021年比で152.9%増加しました。
⑤	電子商取引およびデジタル経済からの税収基盤を拡大： 2025年には、電子商取引およびデジタル経済からの税収は約208兆8000億ドンに達し、2024年比で66.5%増加しました。202の海外プロバイダーが電子ポータルを通じて登録、申告、納税を行い、数億の個人事業主が電子商取引ポータルを通じて納税義務を果たし、国境を越えるデジタル経済におけるベトナムの課税権を段階的に保護しています。
⑥	税金債権の管理・回収業務は良好な結果を達成： 2025年の税金債権回収額は約65兆ドンに達し、2021年の2.6倍となりました。出国一時停止措置が効果的に適用され、電子的な強制徴収措置が実施され、国家予算への納付規律の向上に貢献しました。
⑦	税務行政手続きの改革は実質的な成果を達成： 行政手続きの件数は235件から137件（42%減）に減少し、コンプライアンスコストは51%、行政手続きの処理時間は2024年基準と比較して27%短縮されました。ワンストップサービス、統合ワンストップサービス、および行政区域に依存しない手続き処理メカニズムが同期して展開されました。
⑧	納税者サービスとサポートの質が著しく向上： 広報・支援活動はマルチプラットフォームで展開され、期間中に1000万件以上の支援が行われました。条件を満たす行政手続きは100%オンラインで完結できるよう提供されています。税務当局のサービスに対する納税者の満足度指数は2025年に92.3%に達し、税制改革戦略2030（2025年までに最低90%）の目標を上回りました。

第 4 章

リスク管理及び税務詐欺の防止

リスク管理と税務詐欺の防止は、現代の税務管理システムの重要な統制機能です。電子商取引、デジタル経済、国境を越える取引、および新しいビジネスモデルの爆発的な増加により経済がますます複雑化する中で、歳入の損失リスクもますます多様化し、巧妙化しています。第 4 章では、ベトナム税務当局が適用しているリスク管理フレームワーク、一般的な詐欺行為、検出のための技術ツール、および 2021 年から 2025 年までの処理結果を分析します。

ベトナムでは、2021 年から 2025 年の期間において、税務管理方法に基盤となる変革が見られ、リスク分析、データ活用、コンプライアンス指向に基づいた現代的な管理モデルへの移行に重点を置くという目標が明確に示されています。これに伴い、調査・検査活動は、税務管理データシステムから構築されたリスク基準および指標に基づいて、リスクの兆候がある納税者および分野に焦点を当て、重点的に選択されるように方向付けられています。この期間におけるリスク管理（QLRR）の実施は、査察、検査、請求書管理、還付管理、およびコンプライアンス監視などの重要な段階全体にわたって適用され、税務当局のリソース配分と利用の効率を大幅に向上させました。実際の成果は、調査・検査件数が徐々に減少する一方で、これらの活動による歳入が大幅に増加し、2021 年の 10 兆 9420 億ドンから 2025 年には 27 兆 6720 億ドンへとほぼ 3 倍になったことを示しています。この動向は、リスクに基づく税務管理の効果を明確に反映しており、現代の税務管理慣行およびデータ証拠に基づく税務管理（QLTT）の方向性と一致しています。

さらに、検査方法の転換は、税務管理におけるリスク管理（QLRR）の適用に基づいて実施され、電子請求書データ、集中データベース、および他の国家管理機関との連携情報の活用を強化し、税務リスクの検出、警告、および処理の効率を高め、コンプライアンスレベルの高い納税者にとっての利便性を向上させています。

加えて、2025 年からは税務当局は国際的な慣行に沿ったリスク管理の方向性を強化し、主にリスクの発見と処理という考え方から、予防措置、早期警告、納税者の自主的なコンプライアンス向上策の強化へと徐々に移行していきます。

1. 税務管理におけるリスク管理・リスク監視の適用に関する法的根拠

税務管理におけるリスク管理・リスク監視の適用に関する法的根拠は、2021 年から 2025 年の期間に引き続き整備されています。税法第 108/2025/QH15 号は、税務管理におけるリスク管理とリスク監視の法的枠組みを正式に確立し、税務当局が税務管理の全段階においてデータと IT システムに基づいたリスク評価・分類方法を適用することを可能にしました。

これにより、税務当局は納税者のコンプライアンスレベルとリスクレベルを評価するためのデータ収集、処理、分析を実施し、対象グループごとに適切な管理措置を適用するとともに、税務管理活動における自動化とデジタルトランスフォーメーションを推進することができます。

新たな法的枠組みは、手作業による管理方式から、国際的な慣行に沿ったデジタル管理、コンプライアンス管理、リスク管理への移行の基盤を形成し、国家管理の効率向上と納税者の税法遵守の円滑化に貢献します。

- ▶ 税務当局は、税務登録、税金申告、その他の徴収金、納税、その他の徴収金、税金滞納、その他の徴収金、還付、その他の徴収金、税務検査、請求書・証憑の管理と使用、その他の業務活動においてリスク管理を適用します。
- ▶ 税務管理業務におけるリスク管理には、税務情報の収集・処理、税務管理活動におけるリスクレベルの評価・分類基準の策定と実施、適切な税務管理措置の実施が含まれます。
- ▶ 税務当局は、税務管理業務におけるリスク管理の適用と自動化を支援するためのデータ統合・処理に税務情報管理システムを応用しています。

これは、税務当局が税務管理におけるリスク管理・リスク監視を適用するための重要な法的根拠となります。

2. コンプライアンス・リスク管理フレームワークの概要

コンプライアンスのピラミッドモデル

リスク監視とリスク管理は、管理効率の向上とリソースの最適化を目指して世界中の多くの税務当局が採用している現代的な管理手法です。このアプローチでは、納税者はコンプライアンスレベルとリスクレベルに応じて分類され、税務当局はすべての対象に均一に適用するのではなく、適切な管理措置を適用します。

OECD、IMF、TADAT が推奨する現代的な税務コンプライアンス管理フレームワークは、コンプライアンスのピラミッドモデルを基盤として構築されています。このモデルは、納税者を実際のコンプライアンスレベルに応じて分類し、すべての対象に均一に適用するのではなく、各グループに適切な管理措置や介入を適用します。

このモデルの核心原則は、大多数の納税者に対する自主的なコンプライアンスの支援と奨励を優先することです。高リスクまたは意図的に非遵守のグループには、集中的な検査、監査、および強制措置が適用されます。

非遵守 意図的	組織的な脱税、不正請求書、収入の隠蔽。 → 措置：詳細な監査、最大限の強制措置、捜査機関への移送または規定に基づく刑事罰。
低コンプライアンス/ 高リスク	一貫性のない申告、長期滞納、移転価格、登録住所での事業不活動。 → 措置：事務所での検査、監視強化、強制措置、出国の一時停止、規定に基づく適切な管理措置の適用。
意欲はあるが コンプライアンスを	申告誤り、遅延納付、不足 一貫性 データ

誤りがある	→ 措置：書類検査、電子リマインダー、早期警告、自主的な修正支援。
高コンプライアンス	正確な申告、期限内 納付、良好な協力 → 措置：円滑化支援；検査頻度の削減；優先 還付 迅速化；税務手続きの優先処理。

ベトナムでは、リスク管理システムが集中して展開されており、申告、納税、請求書、業種、規模、コンプライアンス履歴に関する基準グループを使用して納税者を分類し、優先管理対象を特定しています。2021年から2025年の期間において、このモデルは主に、検査対象の選択、還付申告書の分類、請求書および証憑の管理、リスク兆候の警告に役立ちます。同時に、次の段階での現代的な税務管理への移行のための基盤を徐々に構築します。納税者数が多く、多様なビジネスモデルと急速に発展するデジタル取引の状況において、リスク管理は税務当局がリソースを効果的に配分し、自主的なコンプライアンスレベルを向上させるための中心的なツールとなっています。したがって、納税者はコンプライアンスレベルとリスクレベルに基づいて評価および分類され、適切な管理措置が適用されます。

税務部門は、データ分析および機械学習モデルを段階的に適用して、異常の検出、リスク評価、および主要管理対象の選択を支援しています。税務申告データ、電子請求書、コンプライアンス履歴、事業内容、および相互接続されたデータソースを組み合わせることで、税務当局はリスク兆候や税務詐欺の早期特定能力を向上させることができます。

このアプローチは、管理リソースの最適化、良好なコンプライアンスを遵守する納税者への検査負担の軽減、および高リスク分野や対象グループに対する監視の効率向上に貢献します。

3. リスクと税務詐欺行為の特定

3.1. 一般的なリスクグループと違反行為

表 4.1. 一般的なリスクグループと違反行為

行動グループ	詳細説明	管理優先度	主な検出方法
電子請求書詐欺	電子インボイスの不法売買；架空の請求書を利用して仕入費用を水増し、または付加価値税（VAT）の還付金を不正に取得する行為	非常に高い	サプライチェーンの分析；電子インボイスデータの照合；公安警察との協力

行動グループ	詳細説明	管理優先度	主な検出方法
移転価格	グループ内取引を市場価格に従わずに行い、利益を税率の低い国へ移転する行為	高	専門的な検査の実施；国際価格データベースとの比較；政令132/2020/NĐ-CP
電子商取引における脱税	オンライン販売、電子商取引プラットフォーム、KOL/KOC による売上を過少申告または未申告する行為	高	478 の EC プラットフォームからのデータ；1 億 6330 万口座 決済 照合
虚偽申告、過少申告	売上を過少申告し、費用を架空計上する行為；不動産、建設、保険業界で広く見られる	中～高	書類検査；業界比較；電子請求書データ変動分析
VAT 還付詐欺	複数の仲介段階を経た請求書の連鎖を作り、架空の仕入を計上して付加価値税還付金を不正に取得する行為	非常に高い	サプライチェーン分析；税関・国庫・銀行照合
ペーパーカンパニー	請求書の売買だけを目的として企業を設立し、取引後に事業所住所を放棄する行為	非常に高い	登記データ照合；検査 実態；協力関係機関 能力
国境を越えた税務義務の回避	越境取引、デジタルサービスおよびプラットフォームからの収益について、適切に申告・納税が行われていないこと	高	国際情報交換、国境を越えた取引分析、部門間データ照合

3.2. 請求書詐欺 - 中心的な課題

請求書詐欺は、最も深刻な税法違反の一つであり、多額の税収損失を引き起こし、競争環境を歪めています。電子請求書システムは 2022 年 7 月 1 日から全国的に導入されていますが、詐欺行為は依然として複雑化しており、「幽霊」企業を設立したり、架空の取引チェーンを形成したり、電子環境を利用して違法な請求書を合法化したりするなど、ますます巧妙化しています。

2024 年から 2025 年にかけて発見されたいくつかの代表的な事件は、数十の企業が関与し、数千件の違反請求書があり、取引額が数兆ドンに達する違法な請求書の売買行為の規模と複雑性を示しています。

これは、税務当局と警察当局の連携強化の結果です。警察 情報交換、データ検証、税法違反行為の処理において、税分野における経済犯罪の防止・撲滅の効果を高めることに貢献しています。

4. リスク管理ツールと方法

4.1. データシステムとリスク分析技術

税務当局は、税務管理におけるリスクの兆候の分析、監視、検出を支援するために、税務当局内外の多くのデータソースからの情報を接続し、リスク管理業務を支援するデータシステムを段階的に構築・運用しています。

表 4.2 - データシステムとリスク分析技術

データソース	内容	規模/状況
電子請求書 (E-invoice)	企業および個人事業主のすべての売買取引、サプライチェーンの自動分析	累計 208.9 億件以上の電子請求書 (2025 年) ; 374,290 事業所が利用 (2025 年) POS レジからの電子請求書 (2025 年)
E コマースプラットフォーム & デジタル決済	478 の E コマースプラットフォームからの取引データ、96 の商業銀行における 1 億 6,330 万件の決済アカウント	商工省、国家銀行、情報通信省から連携
国民基本データベース	個人納税者番号と国民 ID カードの同期、VNeID 認証、個人納税者番号の 95% の照合率	税務システムへの VNeID ログイン 5,350 万回
事業登録	新規設立、事業停止、住所不明の企業を追跡するため、事業登録データベースと連携	稼働中の 1,017,056 社のステータスを自動更新
税関、国庫、銀行	輸出入データ、国庫、電子口座凍結	還付審査のための連携接続
国家サービスポータル	海外サプライヤーの税務申告	202 社の海外サプライヤーが申告・納税登録を行い、2025 年には 13.9 兆ドンに達しました

4.2. 人工知能と自動分析の応用

2023 年から 2025 年にかけて、税務当局はデータ分析技術、自動化の応用を推進し、いくつかの主要なツールを通じて税務リスク管理における人工知能の応用を段階的に研究しています。

商品サプライチェーン分析アプリケーション：還付企業の請求書および取引チェーンのレビューと分析を支援し、取引額の異常、複数の仲介業者を経由する取引、または付加価値税還付のリスクの兆候を検出します。2024 年から付加価値税還付管理のために展開されています。

自動還付書類分類システム：リスクレベル（低/中/高）の 3 段階で書類を分類し、適切な還付方法を適用します。低リスク企業は 6 営業日以内に還付されます。高リスク企業は還付前に審査されます。

請求書管理におけるリスク分析システム：納税者の請求書使用状況を評価し、重点的な監視・検査業務に資するためのリスクレベルを分類する。

納税者事務所における検査計画策定のリスク分析システム：税務当局は、総合的なリスク分析・評価に基づき、納税者事務所における検査計画を策定する。申告、納税、電子請求書、コンプライアンス履歴、業種、事業規模、および関連情報源のデータを組み合わせる。

AI チャットボットと仮想債務管理アシスタント：AI チャットボットは 2024 年 11 月 21 日にリリースされ、納税者への 24 時間 365 日のコンサルティングをサポートする。仮想債務管理アシスタントは、債務を自動的に分類し、電子債務通知を作成し、強制執行期限を警告する。

4.3. 税務管理におけるリスク管理、コンプライアンス管理の完成に向けた課題と要件

達成された成果に加え、リスク管理、コンプライアンス管理、および税務詐欺の防止・撲滅は、デジタル経済とグローバル化の文脈において、依然として多くの新たな課題に直面している。国境を越えるビジネスモデル、デジタル取引、デジタル資産、仲介プラットフォーム、および新技術は、脱税および税務詐欺行為の複雑性を増大させている。

詐欺行為はますます組織化され、技術と電子データを使用して資金の流れを隠蔽し、取引を合法化し、または架空の取引チェーンを作成している。これにより、税務当局は管理方法を継続的に革新し、データ分析能力を向上させ、部門間の協力を強化する必要がある。

今後、税務当局は以下の方針を打ち出す：

- 税務コンプライアンスとリスクのデジタル管理エコシステムを引き続き完成させ、人工知能、ビッグデータ、および取引ネットワーク分析の応用を拡大する。
- 各省庁および関連パートナーとのデータ接続と共有を強化すると同時に、納税者を中央に据え、自主的なコンプライアンスを向上させ、納税者のコンプライアンスコストを削減する方向で、最新のコンプライアンス管理モデルを開発する。
- 納税者をグループ分けし、以下を行う：
 - ✓ 税務管理における納税者の優先順位を決定する。

- ✓ 各納税者グループに応じた税務管理プロセス、税務管理措置を割り当て、適用する。
- ✓ 税務管理情報システムの情報および、法律の規定に従い、関連する機関、組織、個人から接続・共有されたデータの分析に基づいて、納税者の税務リスクレベル、税法遵守状況、および税法遵守履歴を分析・評価する。これは、定期的に、または納税者に関連する情報・データに変更があった場合に更新される。
- 規定に従って納税者をグループ分けした上で、税務当局は納税者のデータと情報を分析し、税法遵守状況と税務リスクレベルに基づいて納税者を評価・ランク付けする。これには以下が含まれる：
 - ✓ 税務登録、税務申告、納税などの各段階における税法遵守状況と遵守履歴、納税債務の状況、税務検査の結果、税務当局の決定への遵守状況。
 - ✓ + 電子請求書の使用、還付、免税、減税、納税義務の確定における税務リスクレベル、および各期間の税務管理要件から生じるリスク基準。
 - ✓ + 納税者グループごとに、税務当局はリスクレベルに応じた管理措置とコンプライアンスレベルの分類（良好なコンプライアンス、中程度のコンプライアンス、低いコンプライアンス、非コンプライアンスを含む）を適用する：
 - i. 良好なコンプライアンスでリスクが低い納税者には、規定に従って税務管理における優先措置を適用する。
 - ii. 中程度のコンプライアンスでリスクが低いまたは中程度の納税者には、税務当局のコンプライアンス支援プログラム、啓発、支援、指導、研修措置を適用し、自主的なコンプライアンスレベルの向上を目指す。
 - iii. 低いコンプライアンスまたは高リスクの納税者には、リスク発生を防止するための警告、監視、追跡措置を適用する。
 - iv. 低いコンプライアンスかつ高リスクの納税者は、規定に従って納税者事務所での検査や強制措置（該当する場合）などの管理措置の対象となる。これには、規定に従って関連機関との連携措置が含まれる。

5. 2021 年～2025 年における税務調査・税務検査の結果

2021 年から 2025 年の期間は、ベトナム税務部門の税務検査・監査業務において、リスク分析、データ活用、コンプライアンス指向に基づいた近代的な管理モデルへの移行を重視する目標を明確に示し、基盤となる転換期をマークしています。これは単なる業務技術の変更ではなく、国家の税務行政管理における思考様式の体系的な調整であり、国家のデジタルトランスフォーメーションの要請、デジタル経済の急速な発展、そして新たな状況下での国家予算歳入管理の有効性・効率性の向上という要請に合致するものです。

2021 年、新型コロナウイルス感染症（Covid-19）のパンデミックが経済全体に広範な影響を及ぼす中、税務検査・監査業務は、納税者の事業活動維持の支援と、納税義務履行における規律・規程の確保という、二つのバランスの取れた目標を同時に達成する必要がありました。専門分野の検査計画の調整、対面検査件数の削減、税務当局での検査の強化、そしてリスクの兆候がある申告書類への集中は、特別な状況下での税務当局の柔軟性と迅速な適応能力を明確に示しました。この期間はまた、データ分析とリスク評価に基づいた検査方法への転換の基盤を築いた時期でもあります。

2022 年以降、経済の回復とデジタルトランスフォーメーションの力強い進展に伴い、税務リスクは電子請求書、付加価値税還付、移転価格、電子商取引、国境を越えるデジタルプラットフォームの活動、さらには銀行システムを通じたますます巧妙化する規模と性質の金融取引といった、新たな、より複雑な分野へと急速に移行する傾向にあります。この要請に応えるため、税務部門はアプローチ方法を段階的に変更し、リスクの兆候に基づく対象の選定を重視し、電子請求書システムからのデータ活用、申告書類、および部門間の情報源と税務検査・監査を緊密に連携させてきました。税務検査・監査はもはや個々の申告書類の審査にとどまらず、取引チェーン、資金の流れ、そして納税者のコンプライアンス行動を全体として分析することへと移行しています。

2025 年までに、組織モデルの再編成と専門分野別の税務検査への重点移行と並行して、検査業務は引き続き深掘りされ、還付税、請求書、電子商取引、移転価格、個人事業主、および銀行システムを通じた異常な取引の兆候がある分野といった、重大なリスク分野に集中します。この変化は、「違反後の発見と処理」から「早期認識、早期警告、重点的な処理」への移行プロセスを明確に反映しており、これにより管理効率が向上し、コンプライアンス遵守度の高い対象への不要な影響が最小限に抑えられ、国家予算歳入の徴収漏れのリスクがある分野にリソースが集中されます。

この期間の実践的な結果は、リスク管理モデルの効果を明確に定量的に証明しています。全国の税務検査・監査件数は継続的に増加するのではなく、より合理的な方向へと調整される傾向にあり、2021 年の 68,391 件から 2022 年には 76,021 件に増加した後、徐々に減少し、2025 年には 72,207 件となります。しかし、品質を反映する指標である検査・監査 1 件あたりの平均増収税額は、2021 年の約 1.6 億ドン/件から 2025 年の 3.83 億ドン/件へと、年々着実に増加しています（140%増）。この動向は、検査対象の選定がますます重点化され、より正確なリスク評価に基づいていること、そして税務当局の分析・処理能力が著しく向上していることを示しています。

同時に、税務検査・監査による総増収税額も顕著な増加傾向を示しており、2021 年の 10 兆 9420 億ドンから 2025 年には 27 兆 6720 億ドンとなり、国家予算歳入の保護および納税者のコンプライアンスレベル向上における税務検査・監査の重要な役割を裏付けています。

しかし、この移行プロセスは多くの困難と課題ももたらしています。特に E コマースやデジタル経済分野における新しいビジネスモデルの急速な発展は、従来の管理の枠を超えた多くのリスクを生み出しています。一部の納税者の違反行為はますます巧妙化、組織化され、連鎖的に連携し、多くの地域や分野にまたがっています。加えて、2025 年の組織再編モデルの変更は、プロセスを迅速に完成させ、組織を安定させ、任務

遂行の継続性を確保する必要性を生じさせています。処理後の回収、国家歳入への納付率の向上というプレッシャーは、引き続き解決すべき重要な問題の一つです。

これらの課題に対し、税務当局は多くの体系的な解決策を同時に実施してきました。TPR、TTR、iTNKなどのアプリケーションや電子請求書システムを通じた業務プロセスのデジタル化の推進は、リスク分析のための重要なデータ基盤を構築しました。同時に、電子請求書に対するリスク管理基準の構築と改善、専門分野ごとの検査の強化、および警察、銀行、税関などの関連機関との連携拡大は、違反の発見、検証、処理の効率向上に貢献しました。指示・運営方法も、単なる行政結果の追跡ではなく、リスク管理、専門分野ごとの監視、対象グループごとの監視に重点を置く方向で刷新されました。

このような状況下で、次の段階の開発方向性は、IT による業務支援から、ビッグデータと人工知能に基づいたスマート管理へと明確に定められています。重点は、電子請求書、税務申告書類、銀行取引、税関データ、その他の関連機関からのデータなど、複数の情報源を統合した集中型リスクデータベースの構築にあります。同時に、人工知能を応用して納税者の行動を分析し、異常な取引チェーンを特定し、リスクプロファイルを記述し、違反の兆候を早期に警告します。リスクスコアに基づいて検査対象の選択プロセスを段階的に自動化し、デジタル経済分野における検査能力を向上させ、検査後の効果を高めることは、今後の管理品質を向上させる決定的な要因となるでしょう。

2021 年から 2025 年までの全体的な期間は、税務当局が現代的で専門的、かつデータに基づいた検査・監査モデルへと段階的に成功裏に移行した、重要な基盤となる期間と見なすことができます。達成された結果は、リスク管理の適用効果を証明するだけでなく、透明性、自動化、早期リスク予測能力を備えた税務管理システムの継続的な改善のための重要な基盤を築き、それによって税務の公平性を確保し、国家統治の有効性を高め、経済の持続可能な発展を支援することに貢献します。

表 4.3 - 2021 年から 2025 年までの税務検査・監査の結果

年	検査・監査件数	処理勧告 (十億ドン)	検査・監査 による増収 (十億ドン)	1 件あたりの平均増収額	備考
2021	68,391	47,976	10,942	約 0.160 十億ドン/件	
2022	76,021	73,814	16,867	約 0.222 十億ドン/件	1 件あたりの平均増収額は 2021 年比で 39%増加
2023	75,340	70,249	18,571	約 0.247 十億ドン/件	1 件あたりの平均増収額は 2022 年比で 11%増加
2024	72,343	75,772	19,666	約 0.272 十億	1 件あたりの平均増収額は

年	検査・監 査件数	処理勧告 (十億ド ン)	検査・監査 による増収 (十億ド ン)	1 件あたりの平 均増収額	備考
				ドン/件	2023 年比で 10%増加
2025	72,207	86,583	27,672	約 0.383 十億 ドン/件	1 件あたりの平均増収額は 2024 年比で 41%増加
2021 年 ～2025 年期間	364,302	354,394	93,718	約 0.257 十億 ドン/件	2025 年の 1 件あたりの平均 増収額は 2021 年比で 140%増加し、期間全体の 平均の約 1.5 倍に相当

6. 税務不正防止・対策

税務不正防止・対策は、税務管理の近代化プロセスにおける税務当局の中心的かつ継続的な任務の一つであり、国家歳入の正確、十分、適時の徴収を確保すると同時に、公平で透明性のある健全なビジネス環境の構築に貢献します。

急速な経済発展、多様化する取引形態、E コマース、デジタルプラットフォーム上でのビジネス、キャッシュレス決済、越境ビジネスの普及に伴い、不正行為や脱税行為を早期に特定し、タイムリーに阻止し、厳正に対処する必要があります。

管理の実践によると、税務詐欺はもはや売上申告漏れ、費用計上誤り、または納税義務の遅延といった形態ではなく、実体経済活動を伴わない企業の設立、不正または違法な請求書の購入・使用、架空請求書の作成、費用の合法化、実質取引の隠蔽、還付金詐欺、移転価格、利益移転、または E コマース活動における脱税といった、ますます巧妙化・組織化された傾向を示しています。特に、全国規模での電子請求書の導入は、現代の税務管理のための重要な基盤を築くと同時に、税務詐欺のための電子請求書の悪用行為を検出し、警告し、タイムリーに対処するために、請求書データを効果的に活用する必要性を生じさせています。

6.1. VAT 還付金詐欺の防止

2021 年から 2025 年の期間において、行政手続きの改革と、法律を遵守する納税者に対する還付申請処理の迅速化という要求とともに、VAT 還付金の審査業務は、税務当局にとって引き続き税務管理の重点任務として位置づけられています。これは、還付政策が対象者、条件、法律規定に正しく適用されているかを管理し、同時に還付政策を悪用して国家予算からの還付金を詐取する行為を予防、発見、タイムリーに対処するための重要な段階です。

生産、ビジネス、輸出、貿易取引がますます多様化する中で、VAT 還付金詐欺の手法もより複雑化し、不正な請求書の利用、仕入書類の合法化、商品価格の不当な吊り上げ、中間企業チェーンの構築、または経済的実態を反映しない輸出取引の創出といった傾向が見られます。

2021 年から 2025 年の期間、税務当局全体で 41,862 件の還付決定に対する審査を実施し、審査対象となった還付金の総額は 283 兆 6490 億ドンでした。審査の結果、税務当局は合計 3 兆 60 億ドンの追徴課税と罰金を勧告しました。この結果は、VAT 還付金の審査業務が、還付金管理における統制ツールとしての役割を徐々に発揮し、税法規律の確保、国家予算からの税收損失の防止に貢献するとともに、納税者の遵守意識を高めていることを示しています。

この期間の顕著な点は、VAT 還付金の審査業務が、リスク分析、電子データ、および取引チェーンに基づく管理方式へと移行したことです。審査対象の選定は、個々の還付申請書類だけでなく、納税者の過去の遵守状況、事業分野の特徴、売上、請求書、資金の流れの変動、輸出データ、および関連する税務管理情報との関連性に基づいて行われています。

還付金審査業務は、電子請求書データ、納税申告書、還付申請書類、税関データ、銀行経由の支払い情報、およびリスク管理に資する情報源を含む、複数のデータソースの活用と照合に基づいて実施されています。これに基づき、税務当局はリスクレベルに応じた還付申請書類の分類を強化し、「先払い還付、後審査」と「先審査、後払い還付」の 2 つの管理方式と連携させています。高リスクと判断された申請については、税務当局は還付決定前に厳格な審査と確認を実施します。先払い還付、後審査の申請については、還付後の審査は納税者のリスク評価に基づいて引き続き構築されています。このアプローチにより、税法を遵守する企業にはタイムリーな還付の便宜が図られると同時に、高リスクの兆候があるケースに対する厳格な管理が確保されています。

税務当局の検査により、付加価値税還付に関する多くの不正行為が明らかになりました。一部の重大な違反行為については、税務当局は法律の規定に従って捜査・処理するために事件記録を警察当局に移送しており、これは税金、請求書、還付金に関する犯罪との闘いにおける税務当局と関連当局との間の連携がますます緊密になっていることを示しています。同時に、還付後の検査は、リスクの高い申告書類、企業、業種にリソースを集中させるという重点的かつ絞った方向で強化されています。一部の地域では、還付検査が納税者の事務所での税法遵守検査と統合されており、これによりリソースの利用効率が向上し、広範な検査が抑制されると同時に、付加価値税の申告、控除、還付における体系的な誤りを検出する能力が高まります。

付加価値税還付の検査を強化することにより、税務部門は法律の厳格さを保護し、税收の損失を防ぎ、国家予算からの還付金の詐取の危険性を防止することに貢献してきました。同時に、リスク分類、違反事例の厳格な処理、および税法を遵守する企業への便宜供与は、健全で公正かつ透明なビジネス環境の構築にも貢献しており、これにより税務管理の近代化と国家予算の徴収効率の向上における税務検査の役割が確認されています。

表 4.4 - 2021 年から 2025 年までの付加価値税還付後の検査結果

年	監査・検査された還付決定件数	金額（十億ドン）	総税額 追徴 および罰金（十億ドン）
2021	5,240	43,712	811
2022	8,069	54,588	685
2023	8,752	55,474	359
2024	7,018	39,749	441
2025	12,783	90,126	710
2021 年～ 2025 年	41,862	283,649	3,006

6.2. 移転価格税制、租税回避の防止

2021 年から 2025 年までの期間は、税務当局による移転価格税制および租税回避の防止が、国際的な慣行に近づく「主体的、体系的」な方向で顕著な進歩を遂げたことを示しています。その中でも、関連取引管理の法的枠組みの整備、管理ツールの近代化、執行能力の向上に重点が置かれており、ベトナムの課税権を保護すると同時に、公正で透明なビジネス環境の確立にも貢献しています。

法的枠組みと政策に関しては、ベトナムは法律、政令、通達のすべてのレベルで関連取引価格の算定活動を規制するシステムを形成しており、通達レベルでの規定が主であった段階から、「法制化」および「標準化」された管理メカニズムの段階への移行を示しています。2017 年以前は、関連取引に関する規定は主に実施通達に記載されており、規制範囲と法的拘束力は限定的でした。2017 年以降、政令第 20/2017/ND-CP の公布は、規制効力の重要なアップグレードをマークすると同時に、「独立した取引原則」および比較分析に基づく管理へのアプローチの基盤を築きました。その後、2019 年には、税務管理法第 38/2019/QH14 により、関連取引を有する企業の税務管理の内容が法制化され、法的根拠が高まり、全国的な適用を統一する条件が整いました。さらに、政府は政令第 132/2020/ND-CP を公布し、多くの技術的な内容を統合・具体化し、関連関係、価格算定方法、価格算定書類、納税者の権利と義務、国家管理機関の責任に関する概念を明確にすることで、ベトナムの関連取引管理メカニズムを OECD および国連が推奨する基準にさらに近づけました。

ベトナムは、二国間租税条約（DTA）の締結、税務に関する共通行政支援の多国間協定（MAAC）などの多国間協力メカニズムへの参加、および国別報告書（CbC MCAA）の自動交換に関する権限のある当局間の合意などを通じて、上記の国際基準に積極的に参加し、段階的に実施しています。

それに伴い、税務当局は、紛争予防と企業の初期段階からのコンプライアンス支援の両方の側面を持つ現代的な管理ツールとして、移転価格算定方法の事前確認（APA）メカニズムを導入しました。初期ガイド

ンス期間の後、通達第 45/2021/TT-BTC 号は、APA の法的枠組みをさらに整備し、税務当局と納税者間の協力、情報交換、交渉の原則、および二国間または多国間 APA の場合のベトナム税務当局とパートナー税務当局間の協力について、より明確にしました。さらに、ベトナムは、二重課税防止協定（DTA）ネットワークおよび国際税務協力メカニズムの役割を引き続き活用し、関連企業間の利益調整に関連する問題の処理と、国境を越えた取引の増加を背景とした二重課税の回避に貢献しています。

特に、世界がグローバルな税源浸食防止基準へと移行する中で、ベトナムは統合と適応の方向で政策を積極的に更新してきました。グローバルな税源浸食防止基準に基づく付加所得税の適用を規定する政令第 236/2025/ND-CP 号の発布は、国際基準への接近における重要な一步を示し、税率や優遇措置の差による利益移転の動機を抑制しました。同時に、国会は税務管理法第 108/2025/QH15 号（2026 年 7 月 1 日発効）を可決し、関連取引の管理に関する一部の内容を継承・修正し、詳細な規制文書の継続的な構築の基盤を形成しました。現在、税務当局は、新しい法律と同期させ、更新された新しい政令に置き換える作業を進めています。政策的枠組みとともに、関連取引価格の申告・算定分野における行政違反の罰則も、政令第 125/2020/ND-CP 号およびその改正文書を通じてさらに整備され、抑止メカニズムとコンプライアンス規律の向上を形成しています。

実施の実務においては、移転価格税制および租税回避の検査・処理業務は、国際税務、多国籍企業の組織構造、評価が困難な取引（特に無形資産、内部サービス、ロイヤリティ料、管理費、内部金融取引に関連するもの）と結びついているため、常に複雑な分野となっています。紛争は、意図的な不正行為だけでなく、独立企業原則の理解と適用、手法の選択、比較対象の特定、関連者間の機能・リスク評価の違いからも生じることがよくあります。実務上の実施においても、国境を越えた情報収集、親会社および海外関連者に関する信頼できるデータソースの制限、国内規制当局間のデータ連携の制限、銀行取引情報の機密性に関する障壁など、多くの困難に直面しています。さらに、この分野における専門的要件は非常に高い一方で、専門的な人材は不足しており、言語の要素や親会社からの意思決定への依存も、作業プロセスや対話を長期化させる可能性があります。注目すべきは、税務当局が新たな権限に基づく専門分野の検査に重点を移す中で、複雑性の高い関連者間取引事案の実施に対する要求は、時間、手法、分析ツールの面で引き続き圧力をかけています。

これらの課題に対し、税務当局はリスク管理能力と執行効率の向上を目指し、複数のソリューション群を定期的に展開してきました。一方では、実務上の問題点を集約し、国際的な経験を研究し、コミットメントやグローバル基準を更新することに基づいて、法制度の整備を継続しています。グローバル基準を更新し、同時に、納税者のコンプライアンス意識を高めるための広報・支援を強化しています。他方、税務当局は、人材の育成・開発に特に重点を置き、関連者間取引の検査に関する専門的な研修を実施し、実務経験を共有するとともに、OECD、世界銀行、JICA、GIZ などの国際機関との協力を強化し、最新の知識や検査手法にアクセスできるようにしています。これと並行して、リスクの高い対象の選択や取引チェーンの評価を支援するために、比較分析能力を高める方向で、管理ツールとデータベースの近代化が進められています。これには、商業データベースの活用や、関連者間取引を行う企業の管理を支援するデータウェアハウスの構築強化が含まれます。

業務運営の観点から、税務当局は専門的な検査を強化し、移転価格リスクの兆候がある企業、特に大規模な関連者取引、低税率地域との取引、長期赤字でありながら事業規模を拡大している企業、またはグループ内の内部サービス費用が多額に発生している企業に焦点を当てています。同時に、フォーラムや情報交換プログラムへの参加、能力向上を通じた国際協力も推進されており、これにより新たなトレンドの把握、処理経験の共有、越境取引に対する管理効率の向上が支援されています。

ベトナムにおける移転価格および租税回避の防止・対策は、国際基準に近づき、情報開示の強化、リスクおよびデータに基づいた管理、法的手段、国際協力手段、技術的手段の組み合わせによって実施されていると断言できます。今後、新たな法律施行のための指針の調和、情報交換メカニズムの強化、データ分析能力の向上、デジタル経済および広範な統合の文脈に適合した関連者取引検査業務プロセスの標準化が重点的に優先されます。積極的かつ近代的なアプローチと協力を維持することが、税務当局が国家予算歳入を効果的に保護し、同時に公平で透明性のある持続可能なビジネス投資環境の確保に貢献するための鍵となります。

表 4.5 - 移転価格および関連者取引の検査結果 2021 年～2025 年

年	関連者取引 検査対象企 業数	追徴/還付/罰金 (十億ドン)	損失削減 (十億ドン)	控除削減 (十億ド ン)	課税所得増加 調整 (十億ド ン)
2021	582	1,046	5,092	77	3,491
2022	1,379	3,253	39,184	53	6,415
2023	1,258	3,039	20,259	152	9,435
2024	919	1,780	9,144	89	6,256
2025	425	2,018	10,170	50	8,960
2021 年～ 2025 年	4,563	11,136	83,849	421	34,558

6.3. 税務当局と警察当局間の連携

租税詐欺の防止・対策において、税務当局と警察当局間の連携は特に重要です。これは、税務行政管理活動と、税金、請求書、証憑分野における犯罪の兆候がある行為の捜査・処理活動を結びつけるための連携メカニズムです。この連携は、発生した事案の処理だけでなく、税法違反行為の早期かつ遠隔からの予防、抑止、防止にも貢献します。

付与された機能と任務に基づき、各レベルの税務当局はリスクの兆候を自主的にレビュー、分析、特定し、事案の性質を適時に分類して権限に従って処理するか、犯罪の兆候がある場合は捜査当局と連携します。連携は、権限に従い、手順に従い、完全に正確かつ客観的で適時な書類および資料を確保するという原則に基づいて実施されます。同時に、法律の規定に従って納税者の情報機密性を確保します。この連携

メカニズムは、税務に関する国家管理の有効性と効率を高めるとともに、詐欺、脱税、不正な請求書・証憑の売買・使用行為に対する抑止力を強化します。

2021 年から 2025 年の期間において、税務当局は犯罪の兆候がある 516 件の事案を警察当局に移送し、法律の規定に従って捜査・処理を行いました。この結果は、重大な違反の兆候がある事案の発見、分類、処理における税務当局の積極性を示しており、同時に税金、請求書に関する犯罪および関連する不正行為の防止における部門間連携の有効性を示しています。

達成された成果に加え、部門間連携は、情報交換メカニズムの継続的な改善、捜査当局への移送書類の質の向上、税金、請求書、還付金に関する犯罪の兆候の特定基準の標準化、および税務当局のデータ分析能力の強化を要求しています。書類の移送は、法的根拠の厳格さ、証明資料の完全性、行為、対象、方法、手段、および国家予算に対する損害または損害の可能性の明確さを確保する必要があります。これは、連携の有効性を高め、犯罪の兆候がある事案が法律に従って捜査・処理されることを保証し、同時に法律を遵守する納税者の正当な権利と利益を保護するための重要な条件です。

税務当局と公安当局の協力の結果は、2021 年から 2025 年の期間において、税務分野における法規の遵守を維持する上で重要な貢献をしました。この協力は、違反行為を厳格に処理するだけでなく、税制の公平性と透明性に対する社会の信頼を強化し、事業者間の健全な競争環境を創出し、税務当局の積極的、責任感、そして断固たる姿勢を、税金詐欺との闘いにおいて改めて示すことに貢献しました。

表 4.6 - 刑事訴追勧告書類の移送結果

協力の側面	起訴を求めるために送致された案件の結果				
	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年
税務当局 → 警察当局	73 件	59 件	88 件	58 件	238 件

6.4. 電子請求書の管理 - リスク管理を支援する防御層

電子請求書の導入は、税務管理の近代化プロセスにおける重要な一歩であり、管理、監視、リスク分析、および税務詐欺の防止のためのビッグデータ基盤を構築します。以前は請求書の管理が主に紙の証憑に依存し、取引発生から長期間経過後に検査が行われることが多かったのに対し、電子請求書により、税務当局は取引データに、経済取引が発生した時点により近い形でアクセス、活用、分析することが可能になります。これにより、異常な行動の早期認識能力が向上し、リスク管理、監査、検査、および違反処理の業務を効果的に支援します。

電子請求書システムは、請求書や証憑の管理上の行政ツールであるだけでなく、税務詐欺の防止における重要な防御層でもあります。電子請求書のデータを通じて、税務当局は、販売者と購入者の関係、取引頻度、取引額、事業内容、請求書発行時期、企業の活動状況、申告売上と実際の事業能力との整合性などを分析できます。これに基づき、税務当局は、短期間での高額請求書の発行、高リスク企業との多数の取引、設立間もない企業での売上急増、登録住所の頻繁な変更または登録住所での事業停止などの異常な兆候を示す企業に対するリスク警告基準を段階的に形成します。

電子請求書の管理における重要な要件の一つは、取引チェーンに沿ったデータの分析です。特に請求書詐欺などの税務詐欺は、単一の請求書にとどまらず、複数の仲介企業、複数の購入・販売段階、複数の決済口座、複数の地域を通じて組織的に行われます。したがって、取引チェーンの分析は、税務当局が企業間の関連性を認識し、循環取引、経済的実体のない取引、仕入費用の合法化または還付・控除のための書類作成を目的とした取引を発見するのに役立ちます。これは、違反行為がますます巧妙化、組織化され、複数の主体間の連携が見られる現在の税務詐欺の実情に適した管理方法です。

税務当局は、電子請求書データベース上で、取引の金額、頻度、時期、および妥当性に関する異常を検出するための分析および照合ソリューションを段階的に展開してきました。請求書データのレビューは、税務申告データ、税務登録データ、リスク管理データ、税関データ、決済データ、および関連機関からの情報と組み合わせられ、リスク評価の信頼性が向上します。これは、税務当局が適切な検査対象を選択し、重点を正確に特定するための基盤となり、同時に納税者の法令遵守を促進します。

税務当局の業務措置と並行して、「ラッキーインボイス」プログラムが導入され、消費者が商品やサービスを購入する際にインボイスを受け取ることを奨励しています。これは、税務管理において社会的に意義のある解決策であり、文明的な消費習慣の形成に貢献し、購入者が販売者にインボイスの発行を要求する意識を高め、それによって企業や個人事業者がインボイス発行義務を完全に履行するための前向きな圧力を生み出します。「ラッキーインボイス」プログラムは、各地域での実施ガイドラインに基づき、税務当局のコードが付与された電子インボイスデータベースシステム上でソフトウェアによるランダム選択に基づいて実施されます。キャンセルされたインボイス、修正されたインボイス、代替インボイス、または参加資格を満たさないインボイスは除外されます。

「ラッキーインボイス」プログラムに加え、eTax Mobile を含む電子税務アプリケーションの開発は、納税者がより迅速、便利、かつ透明性の高い税務サービスにアクセスするのを支援するのに貢献しています。このアプリケーションを通じて、納税者は情報を検索し、税務上の義務を履行し、税務取引を追跡し、モバイルデバイスで税務当局の電子サービスにアクセスできます。納税者向けの電子チャネルの拡大は、サービスの質を高めるだけでなく、税務上の義務の履行における公開性と透明性を高め、誤りのリスクを軽減し、税務当局のデータ管理を支援することにも貢献します。

電子インボイス検索ポータルおよび公開検索ユーティリティも、税務詐欺の防止に重要な役割を果たしています。納税者、消費者、組織がインボイスの有効性を検索できるようになると、無効なインボイス、異常な兆候のあるインボイス、またはシステムに記録されていないインボイスを発見する可能性が高まります。これは、購入者が自身の合法的な権利を保護するのを支援するだけでなく、インボイスの発行と管理に対する社会

的な監視チャンネルをさらに提供します。電子インボイスは、現代の税務管理における重要なツールの 1 つとなっています。電子インボイスデータは、税務当局が受動的な立場からより能動的な管理へと移行し、事後検査から早期警告へ、個々の納税者の管理から取引ネットワークの分析へ、形式的な証憑の管理から取引の経済的実質の評価へと移行するのに役立ちます。これは、リスク管理とリスク防止の効果を高め、税務上の義務の履行における公平性を確保するための重要な基盤です。

しかし、電子インボイスの管理は、データ分析システムの継続的な改善、リスク警告基準の質の向上、国家管理機関間の情報連携の強化、および税務職員のデータ活用能力の向上を要求しています。電子インボイスデータは、申告データ、支払いデータ、税関データ、事業登録データ、住民データ、および関連する情報源との関連で分析された場合にのみ、その効果を最大限に発揮します。したがって、今後の税務詐欺の防止は、税務部門のデジタル変革全体の中で、リスク管理、データベースでの検査、および省庁間の連携と結びつけて進められる必要があります。

したがって、税務詐欺の防止は、税務当局の業務上の任務であるだけでなく、健全で透明性があり持続可能な国家財政を構築するための重要な要件でもあります。税務管理の継続的な近代化、省庁間の連携メカニズムの改善、電子インボイスデータの効果的な活用、およびコンプライアンス監視への国民と企業の参加の促進は、税務部門が管理効率を高め、国家予算の税収不足を防ぎ、国の経済社会の発展により良く貢献するための重要な基盤となるでしょう。

第 4 章のハイライト

①	コンプライアンスのピラミッドモデル - 重点的な分類と介入の 4 つのレベル: 納税者はコンプライアンスレベルとリスクレベルに応じて分類され、適切な管理措置が適用されます。コンプライアンスレベルの高いグループには、支援と便宜の提供を優先し、検査頻度を減らします。遵守を希望するが誤りがあるグループには、リマインダーと早期警告を行います。コンプライアンスレベルが低くリスクが高いグループには、検査、監視、強制措置を講じます。意図的に非遵守のグループには、専門的な調査と最大限の強制措置を講じ、捜査機関に移送します。
②	一般的な 7 つの税務詐欺行為のグループが特定されています: 電子請求書詐欺（非常に高い）、移転価格（高い）、電子商取引における脱税（高い）、売上申告誤り・低申告（中～高）、付加価値税還付詐欺（非常に高い）、ペーパーカンパニー（高い）、越境税務回避（高い） - 管理リソースの重点配分根拠とする。

第 4 章のハイライト

③	2021-2025 年における調査・検査の質における画期的な効果： 件数はわずかに減少傾向（2022 年のピーク比約 6%減）だが、徴収増指数は目覚ましい：総徴収増：93 兆 7180 億ドン（152.9%増）を達成。総処理勧告：354 兆 3940 億ドン（80.5%増）を達成。平均効率：2025 年の検査 1 件あたりの平均徴収増税額は 3.83 億ドン/件となり、2021 年比 140%増を記録。
④	付加価値税還付詐欺を厳格に取り締まる： 2021 年から 2025 年の期間において、税務当局は「財政の盾」としての役割を果たし、41,862 件の還付決定を検査しました（検査総額は 283 兆 6,490 億ベトナムドン）。その結果、3 兆 60 億ベトナムドンの追還付および罰則を成功裏に提案・実施しました。
⑤	税務・警察合同連携： 経済犯罪との闘いにおける厳格性を確認。2021 年から 2025 年にかけて、税務当局は犯罪の疑いがある 516 件の事件を警察に移送し、捜査・処理を依頼した。

第5章

デジタルトランスフォーメーションと税務当局の近代化

2021 年から 2025 年にかけて、ベトナム税務部門は、税務管理の効率向上、行政手続きの簡素化、納税者の利便性向上を目指し、デジタル変革を積極的に推進している。電子請求書、電子税務システムなど、全国規模で同期して展開された多くの情報技術システムが、申告業務を支援している。申告、納税、還付 税 電子化。eTax Mobile、行政手続き処理ポータル、海外サプライヤーポータルなど、国民や企業が利用し、認知しているシステムは、電子的な行政手続きの受付・処理を支援している。

税務管理業務の近代化プロセスにおいて、税務登録、申告、納税、還付、確定申告といった行政手続きの完全な電子化、および関連部署との接続・データ共有の強化は、書類処理時間の短縮、ペーパーワークの削減、そして国民や企業が納税義務をより便利に履行できるよう支援することに貢献している。

1. デジタル変革と近代化の成果

税務管理業務のデジタル変革と近代化という重点任務の遂行過程において、税務部門はデジタルインフラの整備を最優先事項として推進しており、2021 年から 2025 年の期間における成果は以下の通りである。2021 年から 2025 年の期間において、以下の成果を達成した。

1.1. 情報技術アプリケーションシステムについて

この期間は、国家のデジタル変革を推進し、案件 06 の実施任務を遂行する段階であり、税務部門は納税者を中央に据えた電子税務サービスを提供することを目指している。ビッグデータを活用し、リスク評価プロセス、デスクリサーチ、納税者の申告情報（請求書照合）の検査を支援する。2021 年に導入された電子請求書システムは、ビッグデータ処理に対応する技術インフラの展開における税務部門の発展を示すものである。eTax Mobile アプリケーションは、個人納税者の納税、情報確認、個人所得税確定申告の支援を目的として導入されている。各省庁との情報交換の接続が強化されている。

税務部門の情報技術アプリケーションシステムは、35 個のアプリケーションソフトウェアで構成され、主要なグループに分けられる。

▶ 電子税務サービスグループ（10 アプリケーション）：

個人、企業、および税務管理に関する方針・規制を扱う組織に対し、IT アプリケーションおよびサービスを提供し、登録、申告、納税、還付、銀行口座情報の提供、電子商取引プラットフォームにおける事業者/個人の情報提供など、税務当局との行政手続きを電子的に行うための納税者を支援します。アプリケーションには、ウェブサイト、eTax、iCanhan、eTax Mobile、電子商取引プラットフォーム、国家サービスポータル、個人向け電子商取引ポータル、電子請求書情報ポータル、大容量ファイル受付ポータル、申告支援ソフトウェア、行政手続き解決情報システムが含まれます。

本アプリケーションは、全国の納税者の利用ニーズに応えるため、税務当局での集中型で展開されます。

- ▶ 税務当局向けの税務管理 IT アプリケーション・サービスグループ（12 アプリケーション）は以下の通りです。
 - ✓ 統合税務管理アプリケーション MS）（2014 年 1 月から試験導入、2015 年 11 月から正式導入）、不動産・登録税管理アプリケーション（2020 年から正式導入）：税務職員が、税務登録、処理、会計、納税義務の追跡、税務会計、債務管理および強制執行といった税務管理のコアプロセスを処理することを支援します。
 - ✓ 電子請求書システム：2021 年以降、税務当局（旧国税庁）は、政令第 123/2020/ND-CP 号および通達第 78/2021/TT-BTC 号に対応した電子請求書管理アプリケーションソフトウェアを開発しています。これには、納税者向けの税務当局電子請求書ポータル、税務当局が電子請求書の使用登録/変更申請、税務当局発行のコード付きおよびコードなし電子請求書、誤りのある電子請求書通知、その他の報告書および通知の受付・処理を支援する電子請求書データ処理モジュールが含まれます。現在も、請求書に関するリスク情報の提供、VAT 申告書の照合による申告の異常点の発見、協力・情報交換協定を持つ国家機関への請求書情報の交換・提供に関連するモジュールの展開を継続しています。さらに、税務当局は、商品・サービスの購入時に消費者が請求書を受け取ることを奨励するための「ラッキー請求書」プログラムを展開しています。
 - ✓ 社会保険・医療保険加入者に関する組織・個人の情報をベトナム社会保険庁から収集するアプリケーション・サービス（2017 年から展開）、企業の状態・活動に関する統計データ、消費者物価指数、国内総生産（GDP）、調査データなどを統計総局から収集するアプリケーション・サービス（2017 年から展開）、上場企業の財務報告書を証券委員会から収集するアプリケーション・サービス（2020 年から展開）、税関総局から税関申告書データを収集するアプリケーション・サービス（2019 年から展開）など、納税者データベースシステムを構築するために利用されています。
 - ✓ データ同期アプリケーション・サービス、基準・指標セットの設定、試験分析、分析、採点、リスク評価の実施により、納税者のリスク情報管理の要件を満たし、検査計画の策定（2011 年から展開）、請求書リスク分析（2021 年および 2023 年）、個人事業主リスク（2019 年から展開）、還付リスク（2025 年）の分析を支援します。
 - ✓ 検査計画の策定、検査中のジャーナル情報の更新、検査中の結論・処理決定の管理、VAT、法人税、特別消費税申告書の基準セットに基づくデスク検査支援における検査業務を支援するアプリケーション（TTR アプリケーションは 2008 年から展開、iTNK アプリケーションは 2018 年から展開、デスク検査は 2019 年から、TPR アプリケーションは 2010 年から展開）。

▶ 税務内部管理アプリケーショングループ（5 アプリケーション）：

文書管理・運営（eDocTC）、内部検査および苦情・通報処理の追跡支援（KTNB）、内部会計管理（IMAS）、税務全般の公共資産管理（QLTS）、職員管理（QLCB）など。これらのアプリケーションは、財務省のプログラムに従って展開されています（KTNB および QLCB アプリケーションを除く）。

▶ 税務部門外の組織との情報交換アプリケーショングループ（8 アプリケーション）は以下の通りです：

税コードに関する税関総局との情報交換。納税に関する国庫との情報交換。企業税コードおよび財務諸表に関する統計局との情報交換。事業登録および税務登録情報の統合に関する計画投資省（現：財務省傘下の民間企業・集団経済開発総局）との情報交換。社会保険加入者および収入のある個人の情報に関するベトナム保険（現：財務省傘下の社会保険ベトナム）との情報交換。給与・賃金からの収入に関する情報交換。電子納税に関する商業銀行システムとの情報交換。資源環境庁との情報交換。国民人口データベースとの情報交換統合・接続。データハブ（DataHub）システムによるデータ接続・統合・共有。

各省庁、機関、組織との接続・情報交換の要求については、情報機密性および攻撃防止に関する規定を満たすことに加え、電子政府アーキテクチャフレームワークに準拠して展開し、財務省の LGSP 統合ゲートウェイを介して交換する必要があります。

1.2. 税務分野のデータについて

業務プロセスおよびアプリケーションに従って収集・処理される過程で形成されるデータ。納税者から受信した情報、業務処理データ、第三者から収集したデータが含まれます。各データ管理システムは、相互に統合・交換される 1 つ以上のデータベースを含む場合があります。以下を含みます。

- ▶ 納税登録情報、納税者の申告義務、納税証明書、税務当局による納税者に関する決定、納税者の納税状況追跡帳簿、税務会計報告、納税者の財務諸表、検査情報、請求書、証票、および各種リストデータなど、納税者に関連する情報。これらは、業務要求に応じた報告書を作成・活用するための基盤となり、税務管理業務、特に納税者のリスク管理業務の効率向上に貢献します。
- ▶ 税務管理情報：税務登録データ、納税申告書、納税証明書、納税免除・減税、税務会計データ、還付データ、納税債務データ、税務検査データ、報告データ、電子請求書データ。
- ▶ 第三者からの情報には以下が含まれます：
 - 国庫との交換による国家予算徴収情報：証票リスト、納税者情報、税務帳簿、徴収証票、還付証票、税務帳簿、還付命令書、税金に関する電子リスト、応答データ、徴収すべき税額。
 - 財務省との交換情報：申告書データ、財務諸表データ、債務帳簿データ、徴収・納付追跡帳簿、

還付決定データ、免税・減税決定データ、債務強制執行決定データ、および企業、個人事業主、協同組合の各種リストデータ、税務登録情報、事業登録情報。

- 税関総局との交換情報：納税者情報、輸出を行う納税者、輸出入貨物データ、付加価値税還付販売場所情報、債務強制執行決定、輸出入企業に対する還付決定、輸出入企業に対する付加価値税還付・相殺情報、輸出入企業の特別消費税申告書情報。
- 社会保険との交換情報：強制社会保険料、医療保険、失業保険、徴収税管理データ、所得支払機関、所得受給者、所得支払機関、社会保険料に関する情報。
- 証券取引委員会との交換情報：税務登録情報、強制執行決定情報、財務諸表データ、上場企業リスト、証券、ファンド管理、監査法人および監査人リスト、証券分野および証券市場における違反企業リスト。農業・環境庁との交換情報：環境資源関連情報。
- 統計局との交換情報：財務諸表データ
- 経済産業省との情報交換：高リスクの兆候がある企業・個人、税務登録情報、電子商取引サービスを提供する事業者・団体のウェブサイト登録情報、事業者・個人・団体の電子商取引ウェブサイト通知情報、電子商取引違反について苦情があった企業・個人のリスト。
- 銀行との情報交換：商業銀行からの納税者の決済口座番号の受信、電子納税による国家予算徴収の連携に関する情報交換。
- 社会秩序行政管理警察局（C06） - 警察庁との情報交換：国家人口データベース間の情報交換の接続。

1.3. IT インフラについて

2010 年以降、税務当局は、地域税務署（現：州・市税務当局）における分散処理モデルから、税務当局における集中処理への移行を開始しました。IT システムは、税務部門のプライマリデータセンター（DC）と災害復旧データセンター（DRC）の 2 つのデータセンターに統合され、展開されました。

- 税務当局データセンターにおける技術インフラについて：

2025 年までに、税務部門の IT 技術インフラシステムは、インフラストラクチャ・アズ・ア・サービス（Infrastructure as a service）の提供を目指して設計、構築、展開されました。この中で、技術インフラシステムは、仮想化技術、クラウドコンピューティング、ハイパーコンバージドインフラストラクチャ、および分散処理アーキテクチャを備えたシステムが適用され、大量データの交換および処理要件を満たしています。

IT 技術インフラシステムには新技術が導入されており、リスク分析、ビッグデータ分析の課題に対応する IT アプリケーションの展開、および利用・情報交換を必要とする部門/組織へのオープンデジタルデータサービスの提供の準備が整っています。また、税務当局は、TMS（Oracle Exadata）用のデータ処理サーバーシステム、ODS/Staging 用データ処理サーバー、DataWarehouse、情報交換統合ハ

ブ ESB などの特殊データ処理システムを維持し続けます。

＞ 税務当局データセンターにおけるネットワークアーキテクチャについて：

税務当局データセンターのネットワークアーキテクチャは、Cisco ACI（Cisco Application Centric Infrastructure）技術基盤上に展開されています。これは、ソフトウェア定義型ネットワーク（SDN）によるネットワークシステム管理ソリューションであり、税務当局が自動化によって複雑なネットワークシステムを管理し、運用効率を高めるのに役立ちます。

＞ 税務部門データセンターにおけるサーバーシステムアーキテクチャについて：

税務当局のサーバーシステムは、以下のモジュールに分割されています。仮想化サーバーシステムは、業務アプリケーション、全税務部門システムアプリケーションの処理リソースを提供します。Power サーバーシステムは、集中税務管理（TMS）、統合ハブアプリケーション、電子税務サービスアプリケーション、外部部門との情報交換アプリケーションなどの税務当局コアアプリケーションの処理リソースを提供します。統合サーバーシステムは、メーカーの同期ソリューションを統合し、TMS、eTax などの重要なデータベースなどの特殊データ、大量データの処理をサポートできます。サーバーシステムは、電子請求書アプリケーションは、税務当局で初めて導入された新技術であるマイクロサービス技術と分散型 NoSQL データベースシステムを基盤として稼働しています。

＞ 通信インフラ接続モデルについて：

税務当局は、財務省の通信インフラ上で WAN ネットワーク接続を展開し、州・市税務、基礎税務から税務当局までの全税務部門 IT システムを接続し、税務部門の 2 つのデータセンターに集中展開された IT アプリケーションの接続、利用、活用要件を満たしています。税務部門の通信インフラは、財務省の共通回線インフラ基盤上に展開されています。

＞ セキュリティソリューションについて：

税務部門のネットワークアーキテクチャは、マルチゾーン、マルチレイヤーアーキテクチャです。各ゾーンは、インターネット接続ゾーン、地域税務署（現在は県・市税務署）接続ゾーン、外部パートナー接続ゾーン、データベースゾーン、管理ゾーン、税務当局ユーザーゾーンなどの個別の機能を担当します。ゾーン間には、外部からのアクセスと内部からのアクセスを制御するためのファイアウォールシステムが設置されています。以下を含みます：

- インフラストラクチャの保護：回線、サーバー、ワークステーションをファイアウォールシステム、サービス拒否攻撃対策、侵入検知・防御システム、サーバーおよびワークステーション用のマルウェア対策システムで保護します。
- アプリケーションの保護：アプリケーションレベルのファイアウォールシステムでアプリケーションレベルの攻撃から保護します。
- データの保護：データベースファイアウォール保護レイヤー、データ漏洩防止システムを備えています。

す。

- ユーザー認証：税務職員および納税者アカウントを含むユーザーアクセスアカウントを管理します。
- ▶ 情報セキュリティポリシーについて：税務部門の IT システムおよび税務職員が遵守すべき情報セキュリティに関する規定は以下の通りです：
 - 2015 年 11 月 19 日付サイバーセキュリティ法第 86/2015/QH13 号。
 - 2018 年 6 月 12 日付サイバーセキュリティ法第 24/2018/QH14 号。
 - 2025 年 6 月 26 日付個人データ保護法第 91/2025/QH15 号。
 - 2016 年 7 月 1 日付政府令第 85/2016/NĐ-CP 号（情報システムセキュリティのレベル別保証に関するもの）。
 - 2022 年 8 月 15 日付政府令第 53/2022/NĐ-CP 号（サイバーセキュリティ法の一部の条項を詳述するもの）。
 - 2022 年 8 月 12 日付情報通信省通達第 12/2022/TT-BTTTT 号（2016 年 7 月 1 日付政府令第 85/2016/NĐ-CP 号（情報システムセキュリティのレベル別保証に関するもの）の一部の条項を詳述・指示するもの）。
 - 2025 年 7 月 8 日付財務大臣決定第 2048/QĐ-BTC 号（財務省サイバーセキュリティおよび情報セキュリティ規程の制定）。
 - 2024 年 11 月 8 日付税務総局長決定第 1731/QĐ-TCT 号（税務部門サイバーセキュリティおよび情報セキュリティ規程の制定）。

▶ 情報セキュリティの組織的实施について：

税務部門の情報セキュリティシステムは、「4 層」モデルに従って組織・実施されています（ベトナムのランキング指標改善のためのサイバーセキュリティおよび情報セキュリティ強化に関する 2019 年 6 月 7 日付首相指示第 14/CT-TTg 号および情報通信省 2020 年 4 月 28 日付公文書第 1552/BTTTT-CATTT 号による）。以下を含みます：

- 第 1 層 - 現地部隊：情報セキュリティ担当のテクノロジー・デジタルトランスフォーメーション・自動化委員会のリーダー 1 名、情報セキュリティチームリーダー、情報セキュリティチームの全職員、およびテクノロジー・デジタルトランスフォーメーション・自動化委員会の各技術チームで構成されます。
- 第 2 層 - 専門的な監視・保護サービスを提供する企業との契約（24 時間 365 日の情報セキュリティ監視）。
- 第 3 層 - 定期的な検査・評価を委託する独立系企業。

- 第4層 - 国家監視システムとの接続・情報共有：税務当局のSOC監視システムは、財務省の情報セキュリティ監視システムを介して国家監視システムに接続されています。

表 5.1 - 全体アーキテクチャフレームワーク ベトナム税務部門 IT 2021-2025 年

1.4 具体的な成果

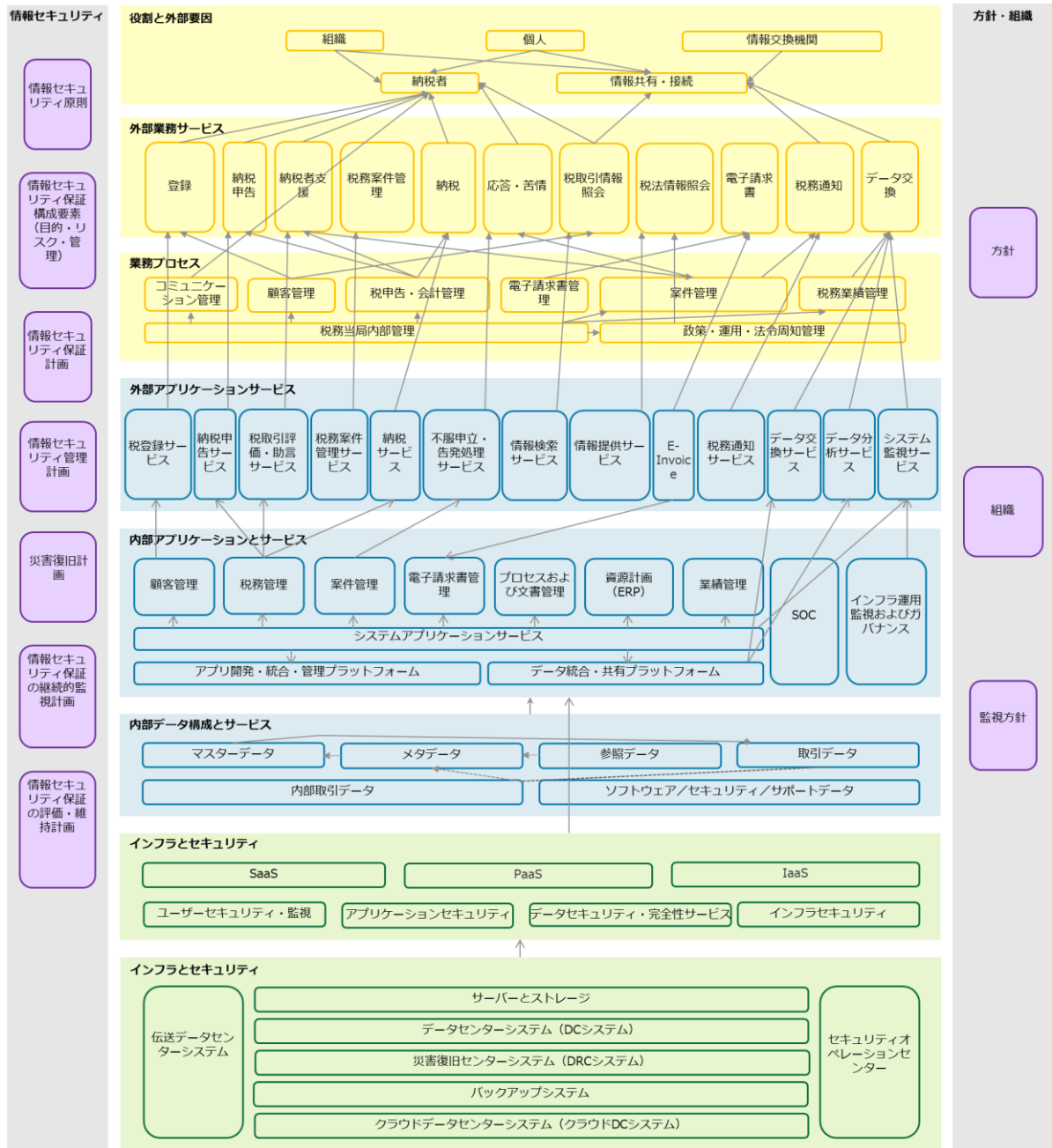


表 5.2 - 納税者向け IT システムに関する一部情報

システム/サービス	コア機能	2025 年 12 月 31 日までの 展開規模
eTax（法人向けポータル）	企業・組織の電子申告；	1,015,910 納税者が電子で申告 166,040,090 件の電子申告；
eTax モバイル	登録、申告、納税、携帯電話での照会；VNeID との統合；	8,441,301 回のアプリダウンロード； VNeID 経由のログイン 5330 万回； 電子納税取引 1727 万件、納税額 26 兆 5770 億ドンに相当；
iCanhan（個人ポータル）	登録・個人税務申告；	11,407,184 アカウント； 49,270,246 電子書類・電子；
行政手続き処理システム	提供・サービス提供、行政手続きの完全オンライン化（2025 年 7 月 1 日～2025 年 12 月 31 日実施）；	158 行政手続き； 33,766,198 件のオンライン申請書類提出済み；
国家サービス提供ポータル	登録・申告・納税（国家サービス提供者向け）；	202 税務登録済み国家サービス提供者数； ポータル経由で納付された税金：31.4 兆ドン；
電子商取引ポータル（個人事業主・個人事業者）	個人事業主・個人事業者は電子商取引活動に関する登録、申告、納税を行う（2024 年 12 月 19 日実施）	約 178,000 軒の個人事業主・個人事業者が電子商取引でコード付与済み； 856,895 件の税務申告書類提出済み、に相当する税金 2.45 兆ドン。

表 5.3 - 接続データ交換の結果

接続パートナー	交換データの内容	年 導入
公安省（C06） - 住民データベース	身元認証; VNeID による eTax ログイン; MST-CCCD 同期	2022 年
ベトナム社会保険庁	社会保険加入者; 給与・賃金からの収入	2017 年
税関総局	税関申告書; 輸入関税および輸入付加価値税の照合	2019 年
国庫	国家予算収入のデジタル交換接続 税務 - 国庫 - 税関 - 財務	2003 年から
商業銀行	調整 協力協定に基づく商業銀行との徴収協力	2015 年から現在まで (60 機関)
商工省	定期的な情報接続 登録された組織および個人の活動 電子商取引;	2021 年
国家証券委員会	税務登録データ、税金滞納、上場企業の財務諸表の連携	2020 年
統計総局	企業調査データ接続; マクロ経済分析のための財務諸表	2017 年
登録局、公安省	自動車・バイクの登録税; 車両照合	2022 年
民間企業・協同組合開発局	企業登録に関する国家データベース	2010 年

2. 主要なデジタルトランスフォーメーションの取り組み

2.1. 電子請求書アプリケーションシステムの構築・導入

電子請求書システムは、税務部門の 2021 年から 2025 年までの期間における最も顕著な技術的成果であり、経済取引の透明化と税務管理の近代化における歴史的な進歩を示しています。2022 年 7 月 1 日より、申告方式によるすべての企業、組織、個人事業主は、政令第 123/2020/ND-CP 号、通達第 78/2021/TT-BTC 号、および税務総局長決定第 1450/QD-TCT 号（電子請求書の業務データコンポーネントおよび税務当局との送受信方法を規定）に基づき、電子請求書の使用に移行しました。2025 年には、政令第 123/2020/ND-CP 号の改正・補足に関する政令第 70/2025/ND-CP 号、通達第 32/2025/TT-BTC 号、および税務当局長決定第 1306/QD-CT 号（電子請求書および電子証憑の業務データコンポーネント、ならびに税務当局との送受信方法を規定）が施行されます。

表 5.4 - 電子請求書データ

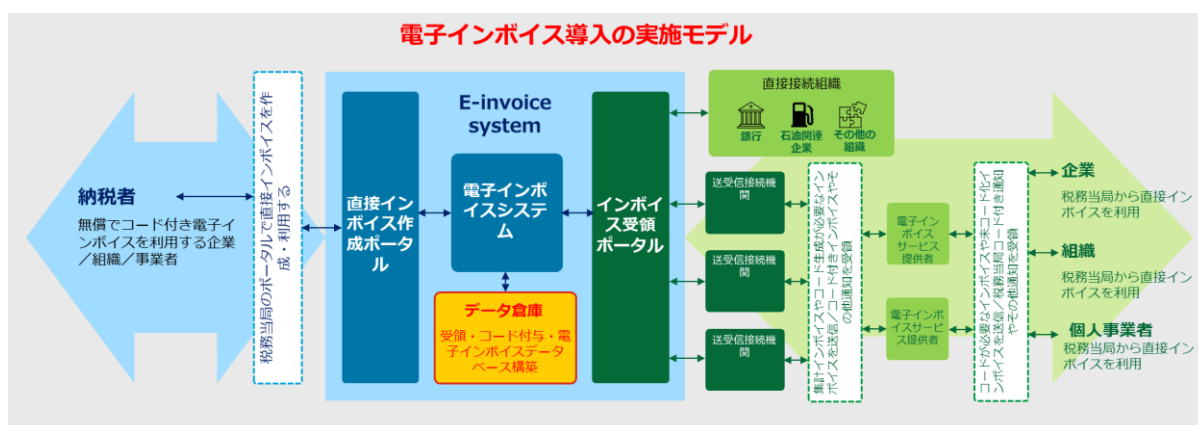
請求書の種類	2023 年までの累計	2024 年	2025 年	累計合計
税務当局コード付き電子請求書	18.0 億	10.3 億	12.7 億	41.0 億
コードなし電子請求書 - 完全データ	17.1 億	15.3 億	22.9 億	55.3 億
コードなし電子請求書 - 集計表	27.6 億	15.9 億	18.2 億	61.7 億
レジからの電子請求書	-	13.7 億	37.3 億	51.0 億
発生ごとの電子請求書	14.1 万	0.78 百万	0.45 百万	2.64 百万
合計	~62.7 億	55.2 億	~91.1 億	208.9 億+

208.9 億 2025 年 12 月 31 日までの累計電子請求書総数

2025 年単独：91 億件以上の請求書 | システムは安定稼働中

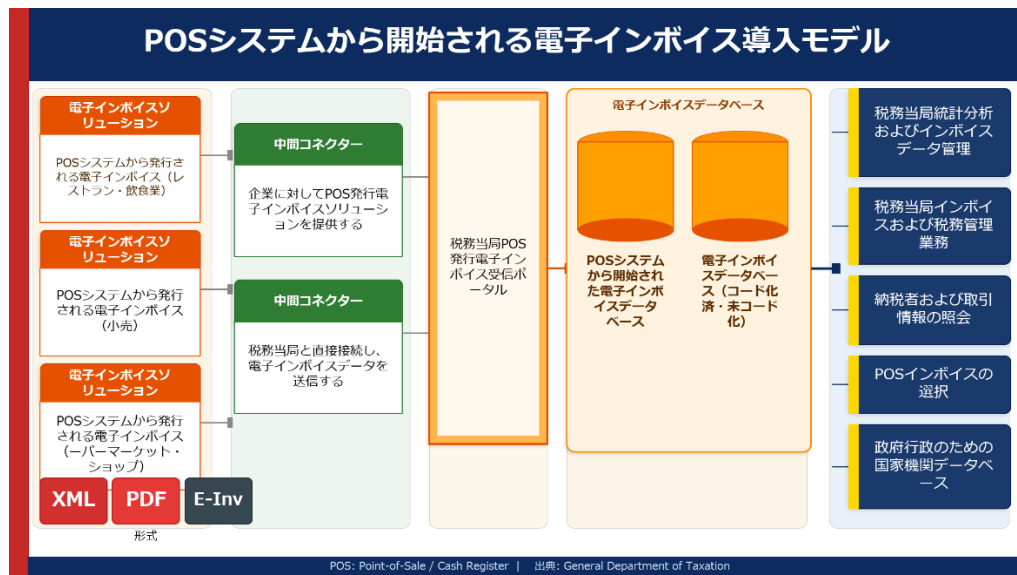
毎日平均約 2500 万件の電子請求書を受信・処理しています。

表 5.5 - 電子請求書導入モデル



電子請求書導入モデルは、3 つの主要なフローで構成されています。(i) 税務申告者は電子請求書システム上で直接電子請求書を作成・送信する（無料利用）；(ii) 税務申告者は電子請求書システムに直接接続する；(iii) 税務申告者はソリューションプロバイダー（110 社）を通じて請求書を作成し、サービスプロバイダー（27 社）を通じて受信・伝送・保管する。すべて国税庁の電子請求書システムに一元的に保管され、リスク分析および付加価値税申告書のリアルタイム照合に利用されます。

表 5.6 - レジスターから発行される電子請求書のモデル



レジスターから発行される電子請求書は、小売店での取引発生時に販売者が請求書を発行するためのソリューションです。小売、飲食、レストラン、ホテル、石油製品、タバコ、エンターテインメント分野で年間 10 億ドン以上の収益がある企業、個人事業主、個人事業者は、レジスターからの電子請求書を使用しなければなりません。石油製品については、石油製品電子請求書の導入結果は、すべての石油スタンドが個々の小売販売ごとに請求書を発行するという目標を達成しました。

2.2 個人所得税の自動還付の実施

2025 年 4 月より、税務当局はデジタルプラットフォームとビッグデータに基づいた個人所得税の自動還付システムを導入し、適格な申告書を自動的に特定、処理、還付することを可能にし、処理時間を最大 6 営業日に短縮しました。税務システムは、国家データベース、財務省、銀行と連携しています。

2025 年には、892,118 人の個人が個人所得税の確定申告を行い、そのうち 282,034 件が自動還付の対象となり、還付額は 1 兆 3145 億ドンでした。263,933 件の還付命令が発行され、処理が必要な申告書の 94%を占め、国庫に 1 兆 2120 億ドンの相当額の還付を指示しました。

税務当局は、個人所得税の自動還付の実施を継続して推進します。

2.3 税務申告者、税務職員を支援する AI チャットボットの導入

税務署は、アプリケーションのアップグレードに関する問い合わせを専門とする「仮想アシスタント」として機能する AI チャットボットアプリケーションの構築を完了し、2025 年 9 月 8 日から正式に運用を開始しました。現在、税務職員から 1 日あたり平均 200～500 件の質問があります。

2025 年 12 月 6 日、税務署は eTax Mobile システムに統合されたチャットボットアプリケーション-税務申告者支援を導入しました。これは、AI 人工知能技術を応用したインテリジェントな支援ツールであり、税務申告者がいつでもどこでも迅速、正確、かつ便利に情報にアクセスできるように設計されています。自然言語理解と文脈に応じた応答能力により、自然言語での質問応答を通じて、以下の税務情報を即座に

検索できます：扶養親族、納税申告、納税義務、土地・不動産取得税・登録税の納付義務、過少納付・過大納付情報、還付決定、税額減免決定、税金徴収決定・税金徴収解除決定、出国一時停止通知・出国一時停止解除通知。

第 5 章のハイライト

①	8 つのポータルと連携アプリケーションを備えた電子税務サービスエコシステム： 法人向け eTax ポータル（電子申告を行う企業 100 万社超、達成率 99.38%）、eTax Mobile（ダウンロード数 844 万回、取引数 1727 万件）、iCanhan、電子請求書システム、行政手続き処理ポータル（完全なオンライン行政サービス 158 件）、海外サプライヤー向けポータル、および個人・事業主向け電子商取引ポータルを含み、デジタル環境でいつでもどこでも納税者をサポートする基盤を構築します。
②	電子請求書システム - 2021 年から 2025 年までの最も顕著な成果： 2025 年末までの累計発行枚数は電子請求書 208.9 億枚（税務当局発行済み請求書 41.0 億枚、データ完全な未コード請求書 55.3 億枚、集計表未コード請求書 61.7 億枚、レジからの請求書 51.0 億枚、都度発生請求書 264 万件を含む）、特に 2025 年には 91 億枚以上の請求書を処理しました。システムは 3 つの展開フローで運用され、ソリューション提供組織 110 社、受領・伝送・保管組織 27 社、レジからの電子請求書登録事業所 374,290 件、ガソリンスタンド 100% が個々の小売販売ごとに請求書を発行しています。
③	個人所得税の自動還付の実施： 2025 年 4 月より、税務当局はデジタルプラットフォームとビッグデータに基づいた個人所得税の自動還付システムを運用し、国家データベース、国庫、銀行と連携し、還付期間を最大 6 営業日に短縮します。2025 年には、税務当局は自動還付資格のある申告書 282,034 件を特定し、還付命令 263,933 件を発行済みで、処理が必要な申告書の 94% を占めています。
④	税務納税者および税務職員を支援する AI チャットボットの導入： 2025 年 9 月 8 日、税務職員向けアプリケーションアップグレード通知検索 AI チャットボットを導入し、1 日あたり平均 200～500 件の質問に対応しました。2025 年 12 月 6 日、eTax Mobile に統合された納税者支援 AI チャットボットを稼働させ、自然言語理解技術を活用して、納税義務、還付、減免、徴収、出国一時停止に関する情報を即座に検索できるようにしました。
⑤	業界外のパートナーとの連携・データ共有： 公安省の国家人口データベース（納税者番号と国民識別カードの照合率 95%、VNeID 経由のログイン回数 5330 万回）、60 の商業銀行、商工省の電子商取引プラットフォーム 478 件、社会保険、税関、国庫、証券取引委員会、統計総局、登録管理局との連携。

第 6 章

税務管理モデルの変革

1. 税務管理モデル変革の背景と方針

1.1. モデル変革の方針

税務管理モデルの変革は、ベトナムの経済社会発展と国際統合の過程における必然的な結果です。従来の税務管理方式は、納税者数の急速な増加、デジタル経済の爆発的な成長、そして機構改革後の税務部門の人員削減という状況下で多くの限界を露呈しました。こうした現実を踏まえ、党と国家はこの変革を方向付けるための主要な方針を打ち出しました。

税務管理モデルの変革は、2022 年から 2025 年の期間に以下の主要な文書を通じて発行された一連の主要な法的指針の結果です。

①	2024 年 12 月 22 日付政治局決議第 57 号「科学技術、イノベーション、国家デジタル変革の飛躍的発展について」。この文書は、ビッグデータプラットフォームとデータ経済の発展に重点を置いており、データに基づいた税務管理の基盤となります。
②	政治局令第 68-NQ/TW 号（2025 年 5 月 4 日付）「民間経済の発展に関する件」。これは歴史的な意義を持つ方針であり、民間経済部門における税務管理の新時代を開くものです。本決議は、個人事業主に対する包括的課税制度の適用停止、および経済主体間の公平な扱いを確保し、課税基盤を拡大する方向での税制政策の見直しと整備を求めています。
③	国会決議第 198/2025/QH15 号（2025 年 5 月 17 日付）「民間経済発展のための特別なメカニズム及び政策に関する件」。本文書は、ビジネス環境の改善、土地・生産事業用地へのアクセス支援、賃貸住宅・土地、財政・信用支援、法人税・個人所得税の免除、科学技術・デジタルトランスフォーメーション・人材育成支援、中小企業及び先進企業の設立・発展支援に重点を置いています。
④	国会決議第 193/2025/QH15 号（2025 年 2 月 19 日付）「科学技術、イノベーション、国家デジタルトランスフォーメーションの飛躍的発展のための特別なメカニズム及び政策の試験的实施に関する件」。これは決議第 57-NQ/TW 号及び決議第 68-NQ/TW 号と共に実施され、税務管理に資する共通デジタルプラットフォームの展開の根拠となります。
⑤	2030 年までの税制改革戦略（首相決定第 508/QĐ-TTg 号、2022 年 4 月 23 日付）は、データとリスク管理に基づいた、現代的で専門的かつ透明性の高い税務管理システムの構築を目標としており、納税者の自発的なコンプライアンスを支援することを目指しています。

1.2. 変革の要件と原動力

税務管理モデルの変革は、主に 3 つのグループの要件と原動力から生じています。

- ▶ **経済的实践からの要件：** デジタル経済、電子商取引、デジタルプラットフォームの急速な発展により、従来の管理方法が不適切になっています。経済構造の変化 - 個人事業主を含む民間経済部門が相当な割合を占め、実際の売上高の管理が困難になっています。一方、多国籍企業や国境を越えたビジネスはますます複雑化し、高度な税務管理ツールが求められています。高度な税務管理ツールが求められています。
- ▶ **行政改革からの要件：** 2025 年の組織機構改革後、税務当局はよりスリムな規模（82%の部署削減）で運営されます。最適化された職員体制の下、データとリスクに基づいた管理への移行は、全国的な税務管理の有効性と効率性を確保するための前提条件です。
- ▶ **国際統合と基準からの要件：** OECD および IMF の税務管理慣行は、自己申告・自己納付・自己責任、リスク中心の後続検査、納税者を中央に据え、「管理」から「サービス」への思考の転換、デジタルプラットフォームとモバイルアプリケーションを通じた納税者のあらゆる時間・場所での義務遂行支援を目指しています。国際基準への接近は、ベトナムの投資・ビジネス環境の競争力を高めるための必然的な要求です。

2. 税務管理モデルの変革

2.1. 旧税務管理モデル

旧税務管理モデルは、専門的な機能に基づいて組織されていました。各部署/職員は、登録、申告、納税、還付、検査、債務管理、滞納処分、納税者との苦情・紛争解決といった管理プロセスにおける特定の機能を担当し、すべての納税者に統一的に適用されていました。

旧モデルの特徴は以下の通りです。

- ▶ 税務当局は、納税者が義務を履行する前に、書類の承認と管理を行います。
- ▶ 検査活動は、主に定期的な計画に基づいて実施されます。
- ▶ 個人事業主は、主に包括的課税方式で納税し、税額は実際の発生売上高ではなく、期間中の安定した包括的税額に基づいて決定されます。
- ▶ 税務管理業務は、納税者の事務所での直接的なやり取りを通じて一部実施されます。各納税者は、税務上の権利と義務を遂行する際に、複数の部署/税務職員とやり取りする必要があります。税務当局との直接的な接触レベルは比較的高いです。
- ▶ 納税者との対話・支援活動は、主に書類に基づいて行われ、IT の応用は従来のプロセスにおける電子化として実施されていました。

上記の特性は、各発展段階の条件に結びついた管理方法を反映しています。急速に発展するデジタル経済、ビッグデータ、電子請求書がますます普及する中で、ビッグデータとリスク管理に基づいた近代的な税務管理モデルへの移行と継続的な革新が求められています。

2.2. 新しい税務管理モデル

新しいモデルでは、納税者は受動的な役割から能動的な役割へと移行し、4つのコア原則に基づいて自らの税務義務を履行します。これは、多くの改革段階を経て段階的に実施されてきた自己申告・自己納付の哲学の結晶です。

納税者の4つのコア原則	
①	自己 算定: 納税者は、事業活動、経済的成果、および現在の税法規制に基づいて、納付すべき税額を自己算定します。税務当局は、算定式、税率表、控除額、および特別な状況を税務当局のポータルサイトで公開します
②	自己 申告: 納税者は、eTax 電子税務サービスシステム（法人向け）または eTax Mobile（個人・事業主向け）を通じて、所得、費用、収益、付加価値税の売上税・仕入税額などを積極的に特定し、申告します。申告書類は完全に保管され、電子請求書およびその他のデータソースとクロスチェックされます。
③	自己 納付: 納税者は、商業銀行システム（提携する60の商業銀行）、電子マネー、および最新の決済チャネルを通じて、期限内に国家予算に税金を納付します。全プロセスは電子化され、法的効力を持つ電子領収書・証憑が発行されます。
④	自己 責任: 納税者は、申告情報の真実性、完全性、および規制遵守に対して、法的な責任を負います。税務当局はデータ分析による事後検査を実施し、違反が発見された場合は法に従って処理します。

新しい税務管理モデルは、納税者にとって最大限の便宜を図るとともに、税務当局の管理の有効性と効率を高め、国家予算への持続的な歳入を確保し、近代的で公正、透明なビジネス環境を促進します。その特徴は以下の通りです。

- 新しいモデルは、「自己申告・自己納付・自己責任」の原則に基づき、納税者の自律性と責任を高めます。税務当局は、データに基づいた事後検査に重点を移し、企業の通常の生産・事業活動への行政介入を大幅に削減します。データ分析によるデスク検査の割合を増やし、事務所での直接検査を

代替することで、コンプライアンスコストと時間を大幅に削減し、より便利で透明性の高いビジネス環境の構築に貢献します。各納税者には、包括的な担当税務官が配置されます。

- 重点的かつ絞った検査により、税務当局はより効率的にリソースを使用できます。専門分野ごとの検査を実施し、請求書、付加価値税還付、移転価格、関連取引、電子商取引、デジタルプラットフォームでの事業に関するリスクの兆候がある企業を優先的に検査します。
- 新しいモデルは、税基盤の拡大と透明性の向上に貢献します。事業主が固定額課税方式から実際の収益に基づく申告に移行し、電子請求書と連携することで、事業規模をより正確に反映し、経済主体間の税務義務の平等性を確保し、民間経済セクターからの税収漏れを抑制します。
- 納税者とのインタラクションにおける包括的なデジタルトランスフォーメーションは、サービス品質の向上に貢献します。マルチチャネル対話システム（eTax、eTax Mobile、AI チャットボット、ライブストリーム、Zalo、YouTube）は 24 時間年中無休で稼働し、納税者はいつでもどこでも情報にアクセスし、サポートを受けることができ、移動コストの削減と問題解決時間の短縮につながります。

3. 新しい税務管理モデルの効果的な運用条件

新しい税務管理モデルを効果的に運用するためには、インフラストラクチャと組織に関する基盤条件が必要です。これらは同時に、税務当局が 2021 年から 2025 年の期間に構築・整備してきた 4 つの成果であり、変革プロセスのための強固な基盤を形成します。

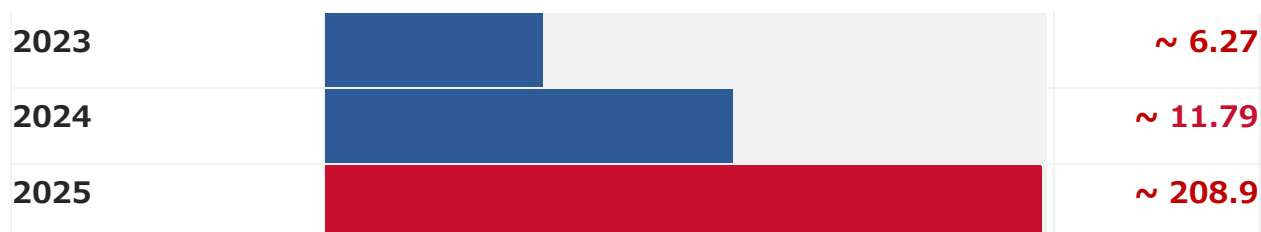
208.9 億	5,330 万件	746
電子請求書の累計 2025 年 12 月 31 日まで - バックチェックのための データプラットフォーム	VNeID ログイン回数 税務システムへの - 識別情報認 証	改革後の全産業の連絡窓口 スリムな組織

3.1. 電子請求書データ基盤

電子請求書システムは 100%の企業を網羅しており、小売、飲食、宿泊などの分野で年間 10 億ドン以上の売上がある個人事業主にも拡大中です。2025 年末までに、累計 208.9 億件以上の電子請求書と、レジから発行された電子請求書を使用する 374,290 の事業所があります。これは税務当局が照合し、リスクを発見するための巨大なデータリポジトリです。

図 6.1 - 電子請求書の累計規模（年次）

単位：十億件の電子請求書



3.2. 省庁間データベース連携

税務部門は、公安省の国家人口データベース、ベトナム社会保険、税関総局、国庫、60 の商業銀行、e コマースプラットフォーム、商工省、国家銀行、および関連省庁を含む 10 の主要パートナーとデータベースを連携させています。2025 年には、税務システムへの VNeID ログインが 5330 万回あり、納税者番号と国民識別カードの照合率は約 95%に達しました。

表 6.2 - 税務部門の主要データベース連携パートナー

パートナー	規模と連携目的
公安省（国家人口データベース + VNeID）	VNeID ログイン 5330 万回/年；個人納税者の識別；納税者番号と国民識別カードの照合率 95%。
ベトナム社会保険	個人所得税申告所得と社会保険料納付額の照合；差異の検出。
税関総局	リアルタイム API；輸出入データ（付加価値税還付、税関価格検査用）。
国庫	国家予算納付取引の 100%；納付済税額の即時記録。
企業開発局 民間および協同組合	国家企業登録データベース；2010 年からの連携
60 の商業銀行	全電子決済チャネル；自動引き落とし；口座経由の納付・還付。
478 の e コマースプラットフォーム	販売者の売上報告；2025 年 4 月 1 日からの源泉徴収。
商工省	事業登録およびライセンス；輸出入企業、条件付き業種の管理。
国家銀行	通貨・為替取引の監視、マネーロンダリング・脱税防止の協力。

パートナー	規模と連携目的
天然資源環境省	土地・資源データベース；土地使用税、資源税、不動産取得税の管理。
運輸交通省	自動車・バイクデータベース；自動車・バイク取得税、特別消費税の管理。

3.3. 情報技術システム

電子税務サービス（eTax）システムは 100 万社以上の企業の業務に対応しています。eTax Mobile は 840 万回以上ダウンロードされ、個人および個人事業主に直接サービスを提供しています。iCanhan は 1140 万以上の口座（2025 年 12 月 31 日現在累計）を持ち、個人所得税申告をサポートしています。次世代 IT システム再設計プロジェクトが展開されており、税務管理プロセス全体を単一の統合プラットフォームに統合し、高度に自動化し、国家データセンターと接続することを目指しています。

3.4. 税務部門の組織体制

税務機関の組織モデル（中央税務当局 - 34 の都道府県税務当局 - 350 の基礎税務署）は 2025 年 7 月 1 日から安定しています。これは、明確な階層を持つ新しいモデルを運用するための組織基盤となります。中央レベルはビッグデータ分析と大規模納税者管理に集中し、都道府県レベルは階層的に調整・管理し、基礎レベルは個人事業主、個人、中小企業と直接接触します。新しい税務管理モデルは、各納税者に対して、包括的かつ継続的な追跡と管理を担当する税務職員が配置されることを保証します。

4. 法人税務管理

4.1. 法人概要と経済における役割

4.1.1. 経済における法人の役割と特徴

法人は市場経済における中心的な経済主体であり、付加価値の創造、イノベーションの促進、雇用の創出、労働生産性の向上、貧困撲滅と貧困削減への貢献、社会生活の安定、そして国家予算への収入貢献を主導する力です。2021 年から 2025 年の期間において、全国で活動する法人の数は年々増加し、初めて 100 万社の大台を超えました。これは、ビジネス環境の継続的な改善、法人設立手続きの簡素化、そして特に中央政治局決議第 68-NQ/TW に基づく民間経済発展の方向性による成果です。

しかし、ほとんどの法人は超小規模、小規模、中規模であり、財務力と経営管理能力が限られています。技術力とイノベーション能力が低い法人が大半を占め、労働生産性、事業効率、競争力がまだ高くありません。経営思想には戦略的視野が欠け、国営企業や外国直接投資企業との連携も不足しています。

4.1.2. 経済および国家予算への貢献

2025 年において、非国有企業部門からの税収（502 兆 6,150 億ベトナムドン、企業 3 部門の総税収に占める割合 49.3%）は、外国投資企業部門からの税収（323 兆 8,620 億ベトナムドン、割合 31.8%）および国有企業部門からの税収（192 兆 610 億ベトナムドン、割合 18.9%）を上回りました。これは、長年にわたり革新政策によって促進されてきた国内民間経済部門の成熟と成長を反映しています。

企業は、雇用創出と人的資源の活用における主要な原動力としての役割を果たしています。特に、非国営企業セクターや FDI 企業は、大量の社会労働力を吸収・活用し、生活の安定と国民生活の安定に貢献しています。企業は、研修プログラムやスキル転換を通じて、労働力がデジタル経済に適応し、高度なスキルを持つ労働力を育成するのを支援しています。

4.2. 企業に対する方針と法的根拠

政治局、国会、政府は、企業を経済成長を促進する中心的な重要な原動力と位置づけ、企業の発展を促進するために制度と政策の改革、改善、質の向上を強化する必要があると特定しています。この方針は、多くの同期した法的文書を通じて制度化されています。

政治局決議第 68-NQ/TW 号（2025 年 5 月 4 日）「民間経済の発展について」：民間経済を成長の重要な原動力と位置づけ、制度改革、遵守コストの削減、企業発展のための便宜の提供を要求しています。

国会決議第 198/2025/QH15 号（2025 年 5 月 17 日）「民間経済発展のためのいくつかの特別なメカニズムと政策について」：企業のビジネス環境を改善し、土地、生産・ビジネス用地、賃貸住宅・土地へのアクセスを支援し、財政・信用支援、法人所得税・個人所得税の免除、および年額税の徴収・納付の終了を規定しています。

税務管理法第 108/2025/QH15 号（2025 年 12 月 10 日、2026 年 7 月 1 日施行）：企業の申告・納税義務、会計・統計制度、請求書・証憑の使用遵守義務を規定し、電子商取引プラットフォームやその他のデジタルプラットフォームで事業を行う外国組織に対する納税義務を規定しています。

法人所得税法第 67/2025/QH15 号（2025 年 6 月 14 日制定）：高科技、戦略技術への投資、経済・社会的に困難または特に困難な地域への投資、女性労働者や少数民族労働者の雇用、個人事業主から設立された新設企業など、業種、地域に応じた法人所得税（CIT）の優遇税制を規定しています。

政府令第 320/2025/ND-CP（2025 年 12 月 15 日制定）：法人所得税法第 67/2025/QH15 号の施行細則を規定しています。

政府令第 20/2026/ND-CP：決議第 198/2025/QH15 号の一部の条項の施行細則及びガイダンスを規定しています。

上記の法規体系は、国内投資環境の改善、経済・社会発展のための資金誘致に貢献してきました。新たな税制は、優先分野、研究開発投資、科学技術応用、イノベーション、デジタルトランスフォーメーションにおける企業の発展を奨励しています。

4.3. 企業に対する税務管理

4.3.1. 企業規模に応じた税務管理

税務当局は、管理効率を高めるために、企業規模に応じた税務管理方法を採用しています。

表 6.3 - 企業規模に応じた税務管理

グループ	判定基準	管理方法	管理部署
大企業	グループ、総合商社、全国規模で地域を越えた事業活動を行う大企業。 年平均社会保険加入労働者数 200 人以上、年総売上高 3000 億ドン以上、総資産 1000 億ドン以上。 高リスク業種（不動産、金融・銀行、大規模 FDI など）	集中管理、専門的なリスク分析、移転価格及び関連者間取引の検査、APA。	大企業税務支署 及び省/市税務署
中企業	年平均社会保険加入労働者数 200 人以下、年総売上高 3000 億ドン以下、または年総資本 1000 億ドン以下。	リスクレベルに応じた管理、コンプライアンス支援、リスク管理の適用及び税務検査における IT 応用。	省/市税務署
中小企業	年平均社会保険加入労働者数 100 人以下、年総売上高 1000 億ドン以下、または年総資本 500 億ドン以下。	集中支援・広報、電子請求書データに基づく検査、税務義務の確定支援、行政手続きの簡素化。	省/市税務署及び 基盤税務署

4.3.2. 国内企業

国内企業（国営企業及び非国営企業を含む）は、数において最大のセクターであり、予算への主要な貢献者です。特に、非国営企業セクターは 2021 年から 2025 年の期間に力強い飛躍を遂げました。

**502 兆 6150 億
ドン**

非国営企業セクターからの歳入
2025 年 - 2021 年比 73%増

= 49.3% 三つの経済部門からの総収入（FDI 部門を上回る）

国内企業に対し、税務当局は、従来の行政管理から、リスク評価に基づく管理へと移行し、企業のコンプライアンスレベルを中心とした、デジタルデータ基盤上で運用される現代的な税務管理方法を適用しています。

4.3.3. 外国直接投資（FDI）企業

FDI 企業はベトナム経済において重要な役割を果たしており、特に製造業、ハイテク産業、輸出分野で顕著です。2025 年の FDI セクターからの歳入は 323 兆 8620 億ドンに達し、3 つの経済セクターからの総歳入の 31.8%を占めました。しかし、このセクターは移転価格のリスクが最も高く、特別な監視が必要です。

税務当局は、移転価格設定に関する OECD の国際基準を市場価格原則に従って適用しています。政府令第 132/2020/ND-CP（2020 年 11 月 5 日施行、同令第 20/2025/ND-CP により改正・追加）は、移転価格の形成要因の特定に関する原則、方法、手順、および移転価格の申告・特定における納税者の権利と義務について詳述しています。

税務当局は、調査・検査活動に加え、APA（事前確認制度）を実施しています。これは、企業と税務当局が移転価格設定方法について事前に合意することを可能にし、紛争を減らし、企業の確実性を高めるものです。これは多くの OECD 諸国で採用されている先進的な制度です。

4.3.4. 国境を越える事業活動に対する税務管理

国境を越える事業活動の爆発的な発展は、国内企業と海外サービスプロバイダーがベトナムの消費者に商品やサービスを提供する際に、税務義務の公平性を確保するための税務管理に大きな課題をもたらしています。

4.3.4.1. 海外サービスプロバイダー向けポータルサイトの仕組み

ベトナムは、アジア太平洋地域で最初に海外サービスプロバイダー向けポータルサイト（2022 年 3 月稼働）を導入した国の一つです。これにより、海外サービスプロバイダーはベトナムに拠点を置かずに、直接ベトナムの歳入に税金を登録、申告、納付することができます。

2025 年末までに、ポータルサイト稼働開始以来、税務登録、申告、納付を行った海外サービスプロバイダーの総数は 202 社に達し、米国、シンガポール、香港、英国など多くの国から来ています。

2025 年末現在、海外サービスプロバイダーがポータルサイトを通じて直接申告・納付した税金の総額は、2022 年 3 月からの累計で 31.4 兆ドンです。2025 年のみで、海外サービスプロバイダーはベトナムの歳入

に 13.9 兆ドンを申告・納付し、2024 年同期比で 59.9%増加しました。これは顕著な成果であり、グローバルデジタル経済における税務管理の基盤を築くものです。

表 6.4 – 海外サービスプロバイダーが直接申告・納付した税收総額
海外サービスプロバイダーポータルサイト経由

年	海外サービスプロバイダー数	申告・納付税額
2022	42	1.9 兆ドン
2023	84	6.9 兆ドン
2024	125	8.7 兆ドン
2025	202	13.9 兆ドン

4.3.4.2. 電子商取引（EC）税務管理

デジタル経済と EC 活動の力強い発展に伴い、国家は EC プラットフォームおよびデジタルプラットフォームにおける事業活動に対する税務管理の効率を高めるための多くの政策を発行しました。これには以下が含まれます：

- EC プラットフォーム、デジタルプラットフォームで事業活動を行う外国の組織および個人のベトナムでの税務登録、申告、納税義務に関する規定。⁹
- EC プラットフォーム、デジタルプラットフォームの管理組織、運送業者、決済仲介機関の責任と情報提供義務に関する規定。¹⁰
- 決済機能を備えた EC プラットフォームおよびデジタルプラットフォームは、プラットフォーム上で収益が発生した個人事業主および個人事業主の代わりに源泉徴収、申告、納税を行う責任を負うという規定。¹¹

EC の力強い発展は、生産・事業活動および税務管理方法に多くの変化をもたらしています。近年、税務当局は、EC プラットフォーム、デジタルプラットフォームでの事業活動および越境事業活動に対する税務管理ソリューションの構築と改善に注力してきました。

⁹ 税務管理法第 38/2019/QH14 号、税務管理法第 108/2025/QH15 号及びその施行を指示する法規。

¹⁰ 2022 年 10 月 30 日付政府令第 91/2022/ND-CP 号、税務管理法第 108/2025/QH15 号及びその施行を指示する法規。

¹¹ 2025 年 6 月 9 日付政府令第 117/2025/ND-CP 号。

商業銀行、EC プラットフォーム、運送業者、決済仲介機関とのデータ連携は、デジタル環境における税務管理に資するデータエコシステムを段階的に形成しています。同時に、税務当局は、ビッグデータとリスク管理の応用を強化し、EC 活動における不十分な申告または税務リスクの兆候があるケースを適時に検出しています。

表 6.5 - 電子商取引（EC）税務管理モデル



デジタル経済が急速に発展し続ける中、電子商取引およびデジタル経済活動に対する税務管理は、税務管理の近代化プロセスにおける重点の一つとして特定されており、2026 年から 2030 年の期間に国家予算への大きな収入源を創出し、効果的な管理を強化する必要があります。

5. 個人事業主および個人事業者の税務管理

5.1. 個人事業主および個人事業者、ならびに経済におけるその役割の概要

5.1.1. 民間経済部門における個人事業主および個人事業者の役割と特徴

民間経済部門は、経済成長の重要な原動力としての役割をますます強く主張しています。その中でも、個人事業主および個人事業者は最も一般的な経済勢力であり、あらゆる業種、分野、地域に広く存在し、商品の流通、サービスの提供、社会への雇用創給に貢献しています。

デジタル変革とデジタル経済の発展とともに、個人事業主の活動は大きく変化し、伝統的なビジネスモデルから、電子商取引、企業との事業提携、デジタルプラットフォームでのサービス提供などの新しいビジネス形

態へと拡大しています。これは、個人事業主および個人事業者部門の規模、専門性の度合い、および経済への関与の深まりの傾向を反映しています。

個人事業主および個人事業者の主な特徴は、小規模な資本、少数の労働者、単純な管理構造、および市場への柔軟な適応能力です。しかし、この部門には、管理レベルの不均一さ、技術導入の限定性、現金決済の割合の高さ、および一部のケースでの会計帳簿、請求書、証憑、税務申告の実施における習熟度の低さといったいくつかの制限も依然として存在します。帳簿 会計、請求書、証憑、一部のケースでの税務申告の実施がまだ 熟達していません。

デジタル経済が力強く発展する中で、個人事業主に対する管理方法の革新は、国家管理の効果を高め、税務義務の履行における公平性を確保し、個人事業主の持続可能な発展を促進するために、データに基づいた、透明で近代的な方向への方向への必要性がますます高まっています。

5.1.2. 個人事業主および個人事業者の経済および国家予算への貢献

個人事業主および個人事業者は、ベトナムで最も一般的な経済モデルの一つであり、商品の供給、サービスの提供、労働者への生計手段の創出において重要な役割を果たしています。この部門は現在、約 900 万人の労働者に雇用を提供しており、これは全国の労働力の約 20%に相当し、同時に年間 GDP の約 30%に貢献しています。

経済成長と社会保障への貢献に加えて、個人事業主は国家予算への収入源も提供しています。2025 年には、個人事業主からの歳入は大幅な成長を記録し、総歳入は約 32 兆 8400 億ドンに達し、2024 年と比較して 37.5%、2023 年と比較して 65.2%増加しました。これは過去 3 年間で最も高い増加率であり、個人事業主に対する税務管理方法における顕著な変化を示しています。

その数の多さと広範な活動範囲により、個人事業主および個人事業者は常に重要な納税者グループであり、税務署の形成と発展のプロセスに密接に関連しており、今後も税務管理において重要な役割を果たし続けます。

5.2. 個人事業主に対する税務管理方法の革新に関する方針と法的根拠、個人事業者

5.2.1. 方針と法的根拠 包括的税額方式から申告方式への移行

中央政治局、国会、政府は、民間経済を経済成長を促進する重要な原動力の一つと位置づけています。個人事業主に対する税務管理方法を 包括的税額方式から申告方式へ移行することは、透明性と公平性を高め、デジタル変革のトレンドに沿った大きな方向性です。この方針は、多くの同期した法的文書を通じて制度化されています。

- 2025 年 5 月 4 日付政治局決議第 68-NQ/TW 号（個人事業主の経済発展に関するもの）：2026 年 1 月 1 日からの申告方式への個人事業主の転換を要求。
- 2025 年 5 月 16 日付政府決議第 138/NQ-CP 号（決議第 68-NQ/TW 号実施行動計画を公布）：財務省および税務当局に対し、個人事業主の税務管理方式の転換を実施するよう指示。

- 2025 年 5 月 17 日付国会決議第 198/2025/QH15 号（個人事業主の経済発展に関する特別メカニズム・政策について）：事業環境の改善、財政・信用支援、個人事業主・個人事業主向けの共有会計ソフトウェア・デジタルプラットフォームの無料提供。
- 2025 年 5 月 17 日付政府決議第 139/NQ-CP 号（個人事業主の経済発展に関する特別メカニズム・政策についての決議第 198/2025/QH15 号の実施）：
- 2025 年 12 月 10 日付国会法律第 108/2025/QH15 号（2026 年 7 月 1 日発効）：個人事業主・個人事業主の申告・納税原則の規定；電子商取引プラットフォームおよびデジタルプラットフォームによる個人事業主・個人事業主の源泉徴収・申告・納税代行責任の規定；個人事業主・個人事業主の申告・納税支援。
- 2026 年 3 月 5 日付政府令第 68/2026/NĐ-CP 号（令第 141/2026/NĐ-CP 号により改正・追加）：2026 年 1 月 1 日から申告方式による個人事業主・個人事業主に対する税制および税務管理に関する規定。

上記の文書群は、申告、電子データに基づいた現代的な個人事業主税務管理モデルへの転換、および納税者の自己申告遵守率の向上に向けた重要な法的根拠を形成する。

税務当局は、個人事業主が管理方式を転換し、徐々に正式な経済部門に参加できるよう、手数料、料金、会計制度、個人事業主支援政策に関する規定の見直し・研究への参加を継続している。

5.2.2. 政治局、国会、政府の政策の具体化

政治局、国会、政府の政策を具体化するため、財務省および税務当局は、個人事業主に対する税務管理方式の転換を促進するための行動計画および実施プロジェクトを公布した。

2025 年中に、財務省/税務総局は、個人事業主経済発展に関する決議実施行動計画を公布し、「固定税額方式廃止後の個人事業主の税務管理モデルおよび方法の転換」プロジェクトを承認し、全国的な実施の方向性を定めた。文書は以下の通りである。

- 2025 年 6 月 30 日付財務大臣決定第 2260/QĐ-BTC 号により公布された実施行動計画。
- 2025 年 10 月 6 日付財務大臣決定第 3389/QĐ-BTC 号により公布された「固定税額方式廃止後の個人事業主の税務管理モデルおよび方法の転換」プロジェクト。
- 2025 年 7 月 8 日付税務総局長決定第 2456/QĐ-CT 号により公布された実施行動計画。
- 2025 年 12 月 31 日付税務総局長決定第 3789/QĐ-CT 号により公布された「個人事業主・個人事業主の税法遵守を支援する」行動プログラム。
- 2025 年 10 月 31 日付税務総局長決定第 3352/QĐ-CT 号により公布された「個人事業主の固定税額方式から申告方式への転換に向けた 60 日間の集中期間」計画。

5.3. 個人事業主・個人事業主に対する税務管理革新の実施結果

税務当局は、税務行政手続きの改革を強力に推進してきた。税務行政手続き全体のレビューを通じて、税務当局は個人事業主に対する税務行政手続きの削減・簡素化を提案し、個人事業主のコンプライアンス時間とコストを大幅に削減すると同時に、個人事業主が納税義務を履行する過程での政策の透明性、公明性、アクセス可能性を高めた。

2025 年、税務当局は、決議第 68-NQ/TW に基づき、課税方式を申告方式に移行する個人事業主の税務管理方式の転換を積極的に準備し、キャンペーン「60 日間」を含む広報・支援を同期的に展開し、地方自治体や関連組織と協力するとともに、インフラ、アプリケーション、管理データを整備しました。その結果、事業主のほぼ 100%がアクセスと指導を受け、18,300 人以上の事業主が 2026 年 1 月 1 日までに申告に移行し、3,200 人以上の事業主が法人化しました。

個人事業主のデジタル変革の結果は非常に顕著です。2025 年 12 月 31 日現在、全国で eTax Mobile アプリケーションを使用して納税している安定した個人事業主の割合は 92.1%近くに達し、全国で電子納税を行っている個人事業主の割合は 68%、申告納税方式を採用している個人事業主の電子申告率は 99%であり、個人事業主セクターにおける強力なデジタル変革の度合いを反映しています。

税務当局は、政令第 70/2025/NĐ-CP の規定に基づき、レジスターから生成される電子請求書の導入を推進しています。これに伴い、各レベルの税務当局は、テクノロジーソリューションプロバイダー、決済仲介機関、業界団体と協力し、サービスを多様化し、コストを最適化し、個人事業主が販売ソフトウェア、会計ソフトウェア、電子請求書を、導入初期段階では適切なコストまたは無料でインストールできるよう支援しています。

2025 年 12 ヶ月間では、レジスターから生成される電子請求書を登録した事業所は合計 281,277 件で、2024 年通年の 5.3 倍に相当します。これには、法人 107,592 件（2024 年通年の 2.8 倍）と個人事業主 173,685 件（2024 年通年の 12.8 倍）が含まれます。

導入以来、2025 年 12 月 31 日までに、レジスターから生成される電子請求書を使用登録した事業所は合計 374,290 件（法人 171,948 件、個人事業主 202,342 件を含む）に達し、2024 年 12 月 31 日時点と比較して 302%増加しました。登録済みの全事業所に対する使用済み事業所の割合は 70%です。

202,342
個人事業主

レジから生成される電子請求書の使用を登録済み
(導入以来 2025 年 12 月 31 日までの累計)
(使用率は約 78%に達し、
2024 年末と比較して約 9%増加)

第 6 章のハイライト

①	個人事業主の税務管理モデルを課税方式から申告方式へ移行： 課税方式で納税していた全ての個人事業主は、2026 年 1 月 1 日から実際の売上に基づく申告方式に移行します。これは、透明性、公平性、デジタル変革のトレンドへの適合性を確保するための根本的な変更です。
②	新しい管理モデルのための完全かつ同期した法的枠組み： この転換の法的基盤を形成する 6 つの主要な文書には、決定第 508/QĐ-TTg、政治局決議第 68-NQ/TW、国会決議第 198/2025/QH15、税務管理法第 108/2025/QH15、レジスターからの電子請求書に関する政令第 70/2025/NĐ-CP、および個人事業主の税制に関する政令第 68/2026/NĐ-CP（2026 年 4 月 29 日付政府令第 141/2026/NĐ-CP により改正・追加）が含まれます。
③	事前審査から事後審査へ、広範な管理からリスクベースの管理へ移行： 新しいモデルでは、税務当局の役割が管理からサービスへと移行し、納税者は自己申告・自己納税・自己責任を負います。税務当局は、データに基づいて事後検査を行い、リスクの高い分野や取引に焦点を当てます。
④	運用基盤としてのデータインフラと部門間データベースの連携： 電子請求書システムは、2025 年末までに累計 208.9 億件の請求書を処理し、レジスターから生成される電子請求書を登録した事業所は 374,290 件に達しました。税務当局は 10 以上の主要パートナーとデータベースを連携させ、VNeID 経由で 5,330 万回のログインを記録し、納税者番号と国民識別番号の一致率は約 95% でした。
⑤	非国営企業セクターの歳入が初めて外資系企業セクターを上回る記録： 稼働中の企業数は初めて 100 万社（2025 年：1,017,056 社）を超えました。非国営企業セクターからの歳入は 502 兆 6150 億ドンに達し、3 つの経済セクターからの総歳入の 49.3%を占め、外資系企業セクターを上回りました。
⑥	国境を越えたデジタル経済税務管理が顕著な成果を上げる： ベトナムはアジア太平洋地域で最初に海外サプライヤー向けポータルサイトを稼働させた国の一つです。2025 年末までに、202 の海外サプライヤーが登録、申告、納税を行い、累計収入は 31.4 兆ドンに達しました。特に 2025 年には 13.9 兆ドンに達し、2024 年比で 59.9%増加しました。
⑦	個人事業主セクターにおけるデジタルトランスフォーメーションの成果が顕著に変化： 「60 日間集中キャンペーン」を通じて、ほぼ 100%の個人事業主がアクセスとガイダンスを受けました。2025 年 12 月 31 日現在、eTax Mobile を利用する個人事業主の割合は約 92.1%に達しました。2025 年の個人事業主からの歳入は約 32 兆 8400 億ドンに達し、2024 年比で 37.5%増加しました。

第 7 章

2026 年から 2030 年までの方向性

1. 2021 年～2025 年期の税制の経済・社会への影響

ベトナムの 2021 年～2025 年期の税制は、経済・社会に 5 つの大きな影響を与えました。これらは、税制（法律、決議、戦略）と税務管理（組織体制、技術、人材）の両方の総合的な成果です。

税務管理は、国家歳入の確保に貢献するだけでなく、投資・ビジネス環境および国家競争力の重要な構成要素でもあります。したがって、税務部門の改革と近代化のプロセスは、国家管理の効率性の向上と税収漏れの防止という要件と、安定した、透明性のある、予測可能で、差別がなく、国際貿易と投資を促進する政策環境を維持するという目標との調和を確保する必要があります。これにより、ベトナムのビジネス環境に対する企業コミュニティおよび海外投資家の信頼をさらに強化します。

表 7.1 - 2021 年～2025 年期の税制による経済・社会への 5 つの影響

①	歳入のための大規模な資源動員	総歳入 国家歳入は 2021 年～2025 年期中に 9,922 兆ドンに達し、決議第 23/2021/QH15 の目標を 19.5% 上回りました。税金と手数料の GDP 比は約 14.7% に達し、開発投資と社会 保障の重要な資源となっています。
②	経済の回復と発展の支援	2020 年～2025 年期中に約 1000 兆ドンと推定される税金の免除、軽減、猶予政策は、COVID-19 パンデミックを乗り越え、生産・事業活動を回復させるために企業と国民を支援しました。
③	FDI 誘致と国際統合	透明性の高い税制、包括的な法的枠組み（80 カ国以上との二重課税防止協定、グローバルミニマム課税の適用など）は、海外投資家にとって予測可能な税務環境を創出しました。FDI セクターからの歳入は、2021 年の 217 兆ドンから 2025 年には 324 兆ドンに増加しました。
④	企業のコンプライアンスコストの削減	申告（99.38%）、納税（2025 年には電子システム経由で 1,230 兆ドン）、電子請求書の電子化は広範囲をカバーしており、企業の時間、労力、コストを大幅に削減しました。満足度は 92.3% に達しました。
⑤	社会公平の確保	2026 年 1 月 1 日から、個人事業主の課税方法を予定申告から申告制に移行します。累進所得税率、扶養控除額の調整（個人あたり 1550 万ドン、扶養者あたり 620 万ドン）は、支払い能力に応じた公平性の原則を確保するために適切に調整されています。

3 つの 顕著な経済・社会への影響に関する数字

9,922 兆ドン 2021 年～2025 年の国家歳入総額 = 119.5% 決議第 23/2021/QH15	約 1,000 兆ドン 税金の免除、軽減、猶予 回復支援 2020 - 2025	92.3% 納税者の満足度 2025 年 戦略目標の達成
---	---	--

2. 2030 年までの戦略目標

2026 年から 2030 年までの期間は、国の経済社会発展目標の達成において、戦略的に重要な、蝶番の役割を果たす段階です。この期間は、急速な成長、生産性、質、競争力、イノベーションの向上を促進する多くの機会がある一方で、国家予算への資源動員という点で多くの大きな課題も提起されています。

2022 年 4 月 23 日付首相決定第 508/QD-TTg 号「2030 年までの税制改革戦略」は具体的な目標システムを設定しており、2026 年 4 月 24 日に国会が公布した「2026-2030 年国家財政計画および公的債務の借り入れ・返済に関する決議」第 26/2026/QH16 号は、2026 年から 2030 年までの国家予算総歳入の目標達成に向けた努力目標と、その実施のための任務および解決策を設定しています。

表 7.2 - 2030 年戦略目標と 2025 年の現状

指標	2025 年の現状	2030 年の目標	差
税金および手数料収入/GDP 比率	~15.1%	14 - 15%	達成
国内歳入/国家予算総歳入比率	~86.1%	86 - 87%	達成
税金滞納額/総歳入比率	10.2%	≤ 7%	必要 - 3.2%
電子申告納税事業者比率	99%	100%	必要 +1%
納税者の満足度	92.3%	≥ 95%	必要 +2.7%
電子申告事業者比率	99.38%	100%	必要 +0.62%

決議第 26/2026/QH16 号の目標によると、2026 年から 2030 年までの国家予算総歳入は、2021 年から 2025 年の期間の約 1.65 倍、2016 年から 2020 年の期間の 2.4 倍、2011 年から 2015 年の期間の約 4 倍となる約 16,400 兆ドンを目指します。そのうち、税務当局が管理する国家予算歳入任務は約 14,600 兆ドンで、期間中の総歳入任務の約 90%を占め、2021 年から 2025 年の期間の 1.8

倍、2016 年から 2020 年の期間の 2.7 倍となります。国家予算への歳入調達比率の平均は GDP の約 18%を目指し、国内歳入の比率は国家予算総歳入の平均約 87-88%を目指します。

~16,400 兆ドン	目指す 国家歳入総額 2026 年～2030 年 2026-2030 年国家財政および公的債務の借入・返済計画に関する決議第 26 号/2026/QH16
--	---

3. 2030 年までの税制政策の整備に向けた方向性

2030 年までの税制改革戦略に基づき、2026 年から 2030 年までの税制政策の包括的な整備に向けた方向性は、以下の具体的な目標に従って、主に 9 つの税金、手数料、料金に焦点を当てています。

表 7.3 - 2030 年までの税制政策の整備に向けた方向性

税目	2030 年までの改革の方向性	定量的目標
付加価値税	課税標準の拡大、非課税品目の縮小、単一税率の原則的適用、段階的な税率引き上げの検討、控除・還付規定の整備。	国内税収の増加、間接税の合理的な構造
特別消費税	課税対象の見直し・改正、たばこ、ビール、酒類の税率引き上げのロードマップ、比例税率と固定税率の組み合わせ適用。	消費の調整、国民の健康保護
輸出入税	税率の種類を削減：32 段階（2022 年）から約 25 段階（2025 年）、20 段階（2030 年）へ。原材料、鉱物資源の輸出を制限。	2030 年までに税率 20 段階
法人税	不適切な優遇措置の見直し・廃止、FDI 誘致の重点を量から質へ転換、国際的な慣行に沿った移転価格防止・税源浸食防止基準の実施。	課税標準の拡大、選択的な優遇措置
個人所得税	課税対象者の追加審査、数量および税率の調整、納税者および税務当局の税務申告の簡素化。	社会正義、脱税・租税回避の防止
資源税	課税価格、課税生産量の改正、税率枠、税率、免除・減税の透明性・明確性の向上。	深加工の奨励、資源管理
資産（土地）関連税	土地に対する課税強化、住宅税の追加、不動産投機の抑制に向けた研究・改善。	土地からの合理的な歳入の動員

環境保護税	課税対象の拡大、適切な税率枠および税率の調整。	持続可能な開発、環境保護
手数料、料金、その他の徴収金	法制度の見直し・整備、手数料徴収額増加のロードマップの実施、公共サービス料金への移行。	ビジネス環境の改善

4. 税務管理の近代化

国際的な慣行およびベトナムの法規制に沿った税務管理の包括的な近代化。重点は、整合性のある公開・透明性のある税務管理制度、専門的で誠実な税務職員、統合された集中型 IT システムに置かれる。

2026 年から 2030 年の期間において、税務部門は、従来の行政管理方式から、データ、リスク管理、コンプライアンス管理に基づいた近代的な税務管理へと大きく転換することを目指す。重点は、ビッグデータ基盤上でのコンプライアンス評価システムおよびリスク分析システムの構築、人工知能の応用による不正行為の特定支援、納税者をリスクレベル別に分類し、重点的かつ絞った検査対象を選択することである。同時に、コンプライアンス遵守を良好に行う納税者への支援メカニズムを強化し、無差別な検査を段階的に減らし、税務管理の透明性、公平性、効率性を向上させ、OECD の「税務管理 3.0」モデルを目指す。このモデルでは、税務管理はデジタルデータ基盤上で運用され、リアルタイムで接続され、リスク管理が自動化され、デジタル経済活動への統合が深まり、国家のデジタルトランスフォーメーションの要件に適合する。

表 7.4 - 税務管理改革の指標

指標	2025 年	2030 年	差
1. 納税者の満足度 税務当局のサービスに対する満足度	90%以上	95%以上	+5 dpt
2. 電子チャネルを通じた納税者支援 オンライン支援率	70%以上	90%以上	+20 dpt
3. 全電子化された税務登録書類 受領書類総数に対する割合	80%以上	90%以上	+10 dpt
4. 電子申告・納付・還付・減税（個人） 法人・組織は両方の時点とも 98%以上	85%以上	90%以上	+5 dpt
5. 還付・免除・減税書類の期限内処理 規定の期限内に結果を返却	98%以上	98%以上	維持
6. 税金総額に対する未収税額の割合（年間徴収額比）	8%以下	7%以下	-1 dpt

指標	2025 年	2030 年	差
毎年 12 月 31 日時点 - 減少指標			
7. 回収可能な未収税額の回収率 前年 12 月 31 日時点の繰越未収税額	80%以上	90%以上	+10 dpt
8. 統合・集中型 IT システム 税務管理および指示・運営のニーズを 100%満たす	100%	100%	アップグ レード
注記： - 企業・組織は、2025 年と 2030 年の両方の時点において、電子申告・納付・還付・免除税率を 98%以上維持する。 - 長期目標：滞納税金・手数料を国家歳入総額の 5%未満に抑えることを目指す。 - 電子納税額の 100%をリアルタイムで会計処理する。申告・納付情報は 24 時間以内に処理する。 dpt = パーセントポイント			

4.1. 税務管理のための情報技術システムの近代化

2030 年までに、税務当局は、国家歳入の効率的な管理を保証し、国民と企業を 国民と企業 を中心とした、デジタル基盤で稼働する近代的な税務管理システムを構築することを目指す。デジタルトランスフォーメーションは、管理方法の革新、行政手続きの簡素化、税務当局の活動における透明性と公明性の向上に向けた重点的な任務として位置づけられている。

デジタルトランスフォーメーションに関する方向性は、以下の目標を達成するために設定されている。

- 税務管理業務の包括的な近代化を実施し、近代的な情報技術を応用し、税務管理におけるデジタルトランスフォーメーションを促進するために連携・統合する。
- デジタル経済の発展モデルに適合した、集中型データベース、ビッグデータ、および税務管理におけるデジタル技術の応用を構築する。
- 行政手続きの改革を推進し、国民と企業へのデジタル税務サービスの提供を拡大し、関連機関との連携、接続、データ共有を強化する。
- 税務管理データ基盤に基づいた、自動化された業務プロセスに対応し、意思決定を支援する、近代的な統合型 IT システムを構築・展開する。

表 7.5 - 税務当局の IT 応用指標 2030 年まで

指標	2025 年	2030 年	差
A. 納税者向けサービス提供における IT 応用			
納税者は電子的な識別情報と認証を受ける 税務当局が提供する電子税務サービスを利用するために	100%	100%	維持
税務行政手続きの提供 オンライン行政サービス レベルに達する手続きの割合 完全オンライン行政サービス	100%	100%	維持
オンライン行政サービス 完全オンライン 国家行政サービスポータルとの接続 接続率 国家行政サービスポータルとの	100%	100%	維持
B. 税務管理における IT 応用			
データ収集、処理、保存、活用のニーズが情報化される 税務管理と指揮・監督のため - 統合・集中化	100%	100%	維持
デジタル環境および情報システムを通じた検査業務 税務当局がデジタル環境を通じて実施	50%	70%	+20%
業務書類のネットワーク環境での処理 電子処理率	80%	90%	+10%
定期報告システムが国家報告システムで更新・共有される 財務省、政府の共通ロードマップに従う	100%	100%	維持
職員の書類が電子形式で保存・管理される 人事管理電子書類	100%	100%	維持
職員は IT システムのアカウントを付与される ユーザーアカウント、電子メール、オンライン情報交換	100%	100%	維持
関連部署、省庁、組織との情報交換接続	100%	100%	維持

指標	2025 年	2030 年	差
合意文書、協力文書の展開ロードマップに従う			
C. 技術インフラ、情報セキュリティ、安全性			
クラウドコンピューティング基盤上で展開されるサーバーシステム クラウド コンピューティング プラットフォーム	90%	95%	+5 %
バックアップデータセンターでのコアアプリケーションの稼働 eTax、統合税務管理、税分野のオンライン公共サービス	90%	95%	+5 %
IT システムの集中運用、追跡、監視 集中監視対象システムの割合	90%	100%	+10 %
公務員の在宅勤務システムへのアクセス 2025 年：100%の公務員が庁外での任務に従事 - 2030 年：100%の公務員	100%	100%	対象範囲の拡大
4 層モデルに基づく情報セキュリティを確保した IT システム 4 層情報セキュリティ保護モデル	100%	100%	維持
安全レベルが承認された情報システム 安全レベル承認済みシステムの割合	90%	95%	+5 %
電子申告・納税情報の 24 時間処理 最大処理時間	100%	-	2025 年までに完了
電子納税額のリアルタイム記帳 リアルタイム記帳	100%	-	維持
納税義務の照会および電子納税のためのアカウントが付与された納税者 スマートモバイルデバイスプラットフォーム上	100%	-	維持

4.2. 税務コンプライアンスの向上

税務コンプライアンスの向上は、2026 年から 2030 年までの期間における継続的な目標であり、2022 年 11 月 22 日に財務大臣が発行した 2030 年までの税制改革戦略実施行動計画を承認した決定第 2438/QD-BTC 号に付随して発行された主要なプロジェクトを通じて実施されます。

表 7.6 - 2030 年までの税務登録、申告、納税、免税、減税、還付、税務統計、および税務会計制度の革新と能力強化プロジェクト

指標	2025 年	2030 年	差
A. 税務登録			
税務登録書類の全行程/受付書類のオンライン処理	≥ 80%	≥ 90%	+10 %
B. 税務申告			
電子申告 - 法人・団体	≥ 98%	≥ 98%	維持
電子申告 — 給与・賃金収入を得る個人	≥ 85%	≥ 90%	+5 %
電子申告 — 個人事業者・営業世帯による電子インボイスの使用申告	≥ 85%	≥ 98%	+13 %
期限内申告 - 法人	≥ 98%	≥ 98%	維持
期限内申告 - 個人	≥ 85%	≥ 90%	+5 %
C. 納税			
電子納税 - 法人・団体	≥ 98%	≥ 98%	維持
電子申告 — 個人事業者・営業世帯による電子インボイスの使用申告	≥ 85%	≥ 90%	+5 %
電子納税額 / 国家歳入総額	≥ 85%	≥ 90%	+5 %
D. 還付			
電子還付 - 法人・団体	≥ 98%	≥ 98%	維持
電子還付 - 給与・賃金所得の確定申告をする個人 給与・賃金	≥ 85%	≥ 90%	+5 %
期限内に還付申告の処理と期限内の結果通知	98%以上	98%以上	維持
E. 税金の免除・減税			
電子税金免除・減税 - 法人・団体	98%以上	98%以上	維持
電子税金免除・減税 - 個人	85%	90%以上	+5%

指標	2025 年	2030 年	差
税金免除・減税申告の処理と期限内の結果通知	98%以上	98%以上	維持
G. 税務会計、税務統計			
電子納税義務情報の提供 - 法人・団体	98%以上	総括、調整	期間レビュー
電子納税義務情報の提供 - 個人	85%以上	総括、調整	期間レビュー
税務会計証憑の自動処理、当日記帳	98%以上	総括、調整	期間レビュー
アプリケーションシステム上での税務会計報告と税務統計の自動化	100%	総括、調整	期間レビュー

表 7.7 - 税務納税者検査業務の革新と能力強化計画（2030 年まで）

指標	2025 年	2030 年	差
税務検査業務指標			
1. ソフトウェアによる申告書の自動検査 2025 年：法人の付加価値税、法人税、個人所得 税 - 2030 年：全ての申告書	100%	100%	範囲拡大
2. リスクに応じた検査計画を選択する納税者 税務当局のリスク管理アプリケーションソフトウェアによる	90%	90%以上	維持
3. 実施件数に対する処理件数の割合 納税者の事務所での不正発見率	90%以上	92%以上	+2%
4. 税務検査後の不服申し立て率 指標減少 - 調査・検査結論の質を反映	5%以下	3%以下	-2%
5. 税務検査業務に従事する公務員 全業種 公務員総数に占める割合	30%以上	35%以上	+5%

表 7.8 - 債権管理および債権強制執行業務の革新と能力強化計画（2030 年まで）

指標	2025 年	2030 年	差
債権管理および債権強制執行業務指標			
1. 債権管理メカニズム・政策の整備 2025 年：税務管理法および国際慣行に適合した債権管理および債権強制執行プロセスを整備 - プロセス整備 2030 年：統一された政策・法的メカニズムを構築し、税務管理法の一部規定を改正・補完する 法的統一	プロセス整備	法的統一	制度強化
2. 年間徴収額に対する総債権額の割合 毎年 12 月 31 日時点の、国家予算に属する税金およびその他の徴収額との比較 - 指標減少	8%以下	7%以下	-1%
3. 未払い税金・手数料の総国家予算徴収額に対する割合 両時点における共通の長期目標 - 債権回収の質を反映	5%未満	5%未満	維持
4. 回収可能な債権の徴収率 前年度繰越債務の当年度回収	80%以上	90%以上	+10%

4.3. 税務部門の効率的かつ効果的なスリム化

税務当局の組織機構を、税法執行に必要な権限と能力を備え、電子税務適用および税務当局におけるリスク管理手法の自動化に向けた、対象別管理と機能別管理を組み合わせた管理モデルに適合させる。税務当局の組織機構を、中央から地方まで、現代的でスリム、かつ効果的・効率的・高効率な運営を目指して再編成し、2 段階の地方行政組織モデルおよび新時代における税務管理の要求に適合させる。

税務部門の公務員を、専門的で、誠実で、革新的であり、職務資格基準、職務遂行能力、および規定された能力フレームワークを満たす十分な専門知識、政治的信念、職業倫理を備えたプロフェッショナル集団として育成する。合理的な構成の中で、質の高い人的資源の育成、高度な専門知識と経験を持つトップエキスパート集団の育成に重点を置き、現代的な税務管理の要求および国際統合のトレンドに適合させる。

①	2021-2025 年期の組織機構および人的資源の実施プロセスを包括的に総括・評価し、経験を抽出し、2026-2030 年期的実施計画を策定する。
②	対象別管理と機能別管理を組み合わせた現代的な税務管理モデルに適合した組織機構の整備、税務署・地方税務当局（34）・基幹税務署（350）間の明確な権限委譲。

③	デジタル経済の要求に適合した税務公務員の能力フレームワークを構築し、ビッグデータ分析、人工知能、国際税務管理、移転価格に関する専門的なトレーニングプログラムを実施する。
④	公務員の採用、評価、配置、職務遂行能力に基づく配置を刷新し、納税者に対する誠実さとサービス精神の文化を醸成する。

4.4. 国際統合と競争力向上

新たな状況、新たなパートナー、および税協定の適用プロセス、情報交換、二国間協定手続きに適合した二重課税防止協定交渉戦略を構築することにより、国際税務管理能力を向上させる。

移転価格調査、電子商取引（EC）活動の調査・検査、脱税・租税回避防止に関する新たな国際税務管理規定および措置を公布する。国際税務管理におけるリスク管理手法を適用する。地域および世界の税務当局や国際機関との国際税務管理協力プログラムを実施する。

表 7.9 国際統合および競争力向上への方向性

目標	2025 年	2030 年	差
A. 法的枠組みと制度			
国際税務に関する包括的な法的枠組み ベトナムの税務管理の実践的要求を満たし、国際的な慣行に適合させる	構築	整備	包括的なアップグレード
国際税務、国境を越える電子商取引（EC）のプロセス、移転価格調査マニュアル 国際的な慣行に適合した国際税務管理に貢献する	構築および公布	新たな状況に適合させる	更新
税協定交渉の原則集および新たな税協定モデル ベトナムの新たなニーズに対応するため改正・補完	改正・補完	新たな状況に適合させる	更新
税務当局における国際税務専門部署 税協定、移転価格調査、APA、MAP、情報交換に関する専門知識	-	構築	新設
B. 専門能力と研修			

目標	2025 年	2030 年	差
国際税務の基礎および応用研修プログラム 国際税務管理公務員への知識・経験の付与	構築	高度なトレーニング	内容の拡充
国境を越えた租税回避・脱税および国際税務紛争処理に関する高度なトレーニング 国際税務担当者	-	高度なトレーニング	新規導入
国際税務管理におけるリスク管理の適用 自動化・近代化の推進	適用	推進・強化	アップグレード
C. 国際情報・データ交換			
情報交換データベースシステム（CbCR、海外サービスプロバイダー、外国税務当局） ベトナム・外国間およびその逆のデータ受信・転送	収集・構築	更新・活用	完全な運用
電子商取引、国境を越えたデジタルサービスに関するデータベース 国際税務管理業務への貢献	構築	更新・活用	アップグレード
外国税務当局との情報交換要求およびその逆 迅速な処理	100%	100%	維持
外国税務当局との情報交換要求件数の増加 毎年	+20% - 30%	+20% - 30%	速度維持
D. 国際協力とコミットメント			
ベトナムが参加する国際フォーラムでのコミットメント メンバーとしての完全な履行の保証	履行の保証	履行の保証	コミットメントの維持

目標	2025 年	2030 年	差
各国税務当局および国際機関との国際税務管理協力プログラム 地域および世界	実施	税務行政協 カメカニズム の構築	メカニズムの拡大
E. 国境を越えた電子商取引および移転価格の管理			
国境を越えた電子商取引、デジタルサービス事業者の管理・監督メカニズム 国際的な慣行に沿った構築	構築	新たな状況 に合わせた 調整	更新
関連取引のある FDI 企業に対する移転価格の管理 年間検査率	1%	1.5%	+0.5%

5. 歳入徴収および税務管理に関する重点的解決策（2026 年～2030 年）

- ① 政府、首相、財務省の指導を綿密に監視し、歳入徴収を柔軟、主体的、タイムリーに管理する。税務当局は、マクロ経済動向、生産・事業状況、市場変動、各歳入項目、税目、地域ごとの徴収進捗を綿密に監視し、徴収不足のリスクをタイムリーに特定し、適切な管理シナリオを積極的に提案し、歳入増加目標とマクロ経済安定化、歳入源の育成を確実に結びつける必要がある。
- ② 税制の完成を継続し、徴収基盤を拡大し、新たな成長の原動力を創出する。税金、手数料、料金に関する政策を、透明性があり、実施しやすく、国際的な慣行に沿ったものとなるよう、包括的に見直し、完成させる必要がある。デジタル経済、電子商取引、国境を越えた取引、デジタル資産、新たなビジネスモデルなどの新分野における徴収メカニズムを研究する必要がある。同時に、税制優遇措置を、投資開発を支援し、持続可能な歳入源を確保するという両方の目的を達成するために、焦点を絞り、重点的に、広範囲にわたらないように見直す必要がある。
- ③ 構築 スマートでモダンな税務管理システムを構築し、ビッグデータ、人工知能、リスク管理に基づいています。2026 年から 2030 年の期間、税務当局は税務管理の近代化を戦略的ブレークスルーと見なし、集中型で同期された全国税務データベースの構築に焦点を当て、国家および専門データベースと接続する必要があります。分析、予測、早期リスク警告の能力を向上させ、徐々に「事後検査」から「リアルタイム監視」へと移行します。
- ④ 強化 税收漏れ、移転価格、税務詐欺、請求書詐欺の防止を強化し、高リスク分野を厳格に管理します。電子商取引、デジタルプラットフォームビジネス、不動産、株式譲渡、個人事業主、越境サービス、FDI 企業、資源・鉱物採掘など、徴収余地が大きい、またはリスクが潜在している分野にリソースを集

中する必要があります。同時に、銀行、税関、警察、財務省、企業登録、天然資源・環境省とのデータ連携・共有を強化し、収益、キャッシュフロー、移転価格、実際の納税義務を管理します。

- ⑤ 厳格 な税金滞納管理と徴収・回収の効率向上。債務管理は、債務の各グループを明確に分類し、原因、回収可能性、処理責任を特定する原則に従って実施する必要があります。適切な督促および強制措置を体系的に適用します。2030 年までに、滞納税金・手数料の割合を国家予算歳入総額の 5%未満に抑えることを目指し、これを徴収管理の質と税法の厳格性を反映する重要な指標と見なします。
- ⑥ 公正 で透明性があり持続可能な方法で土地・不動産からの収益を効果的に活用します。市場価格に近い土地からの徴収管理メカニズムを完成させるために、関連省庁および地方自治体と協力する必要があります。不動産譲渡活動を管理し、税収漏れを防ぎ、インフラ投資後の土地からの付加価値を効果的に活用します。同時に、一時的な収入や市場の変動に大きく依存する収入への過度の依存を制限します。
- ⑦ 断行 かつ体系的な行政改革を推進し、政府、首相、財務省の指示に従って、税務行政手続き（内部行政手続きを含む）の改革に重点を置きます。税務当局は、行政手続きの見直し、削減、簡素化を継続し、デジタル化、自動化、相互接続を指向した業務プロセスの再設計と連携させ、納税者をサービス中心とします。エンドツーエンドのオンライン公共サービス提供を強化し、処理時間、コンプライアンスコスト、および個人・企業の申請書類を最小限に抑えます。省庁、地方自治体、および国家人口データベースとのデータ連携・共有を強化します。税務当局は、ビッグデータの活用、人工知能、仮想アシスタント、およびデジタルプラットフォームの応用を、納税者支援、リスク管理、税務行政手続きの処理に集中させます。これにより、サービス品質、透明性、管理効率、税務当局の運営効率が向上し、近代化され、専門的で、インテリジェントな税務行政の構築を目指します。
- ⑧ 専門 的で誠実な税務職員のチームを育成し、テクノロジーとデータ思考を習得させます。効率的でスリムな組織構造を整備するとともに、税務職員の質を向上させ、公務規律と規律を強化し、汚職、腐敗、不正行為を防ぎます。デジタルスキル、データ分析、リスク管理のトレーニングを実施し、新しい段階における近代的な税務管理の要件を満たします。

第 7 章のハイライト

①	2030 年までの 6 つの戦略的目標： 決定 508/QD-TTg および決議 26/2026/QH16 によると：税金・手数料/GDP 比 14-15%（達成済み）；国内歳入 86-87%；税金滞納 ≤7%；企業の電子申告・納税 100%；納税者の満足度 ≥95%；2026-2030 年の国家予算歳入総額約 16,400 兆ドン。
②	9 つの税制の方向性： 付加価値税（単一税率）；特別消費税（タバコ・ビール・酒類の増税）；輸出入税（2030 年には 32→20 の税率）；法人税（移転価格防止）；個人所得税（簡素化）；資源税；土地・不動産税（不動産税）；環境保護税；手数料・料金（サービス料金）。
③	税務管理近代化の 4 つの柱： IT の近代化；税務コンプライアンスの向上；税務当局の効率的でスリムな組織；国際統合と競争力向上
④	国際統合： 国際税務法制の整備、国際税務専門部署の設立、FDI 企業に対する移転価格税制調査率の 1%→1.5%への引き上げ、情報交換要求の 100%の適時処理の維持、要求件数の年 20%-30%増加。

結論

ベトナム税務白書 2026 は、近年のベトナム税制の全体像を示すものであり、国家財政改革における税務管理の改革と近代化の進捗を反映する画期的なものです。達成された成果、提起された課題、および今後の発展の方向性を公に、透明性をもって公表することにより、税務当局 - 財務省は、税制および税務管理に対する社会の理解、合意、信頼の強化に貢献したいと考えています。

税務当局 - 財務省は、国家予算に対する義務を遵守し、果たしてくれた納税者の皆様に感謝いたします。また、ベトナム税制の構築、整備、近代化の過程で効果的な協力と支援をしてくださった国内外の機関、組織に感謝いたします。

今後、税務当局 - 財務省は、制度改革の推進、税務管理の近代化、データとデジタル技術に基づいた透明で効率的な税務ガバナンスの構築を引き続き指示し、これにより財政資源の効果的な動員、管理、利用に貢献し、国民と企業の有利な環境を創出し、新たな段階における国の迅速かつ持続可能な発展目標に貢献していきます。/

税務当局 - 財務省

ハノイ、2026 年